

阿久根市
第2次地域福祉計画（案）

令和8年 月
阿久根市

目 次

第1章 計画策定の趣旨と背景	1
1 計画策定の趣旨と目的	2
2 「地域共生社会」実現に向けた4本の柱	5
3 地域福祉計画とは	6
4 地域福祉計画に盛り込む事項	7
5 計画の位置付け	8
6 計画の期間	9
7 計画の策定体制	9
第2章 阿久根市の現状と課題	11
1 阿久根市の現状	12
2 アンケート調査の概要	22
3 市民意識調査結果	23
4 区長及び民生委員・児童委員調査結果	40
5 福祉施設・事業所調査結果	41
第3章 前回計画の評価と課題	49
1 前回計画の全体評価	50
2 取組ごとの評価	51
第4章 計画の基本的方針	55
1 「地域共生社会」実現に向けた、「我が事」・「丸ごと」の取組	56
2 目指す地域福祉の姿	59
3 計画の基本目標	59
4 計画の体系図	61
第5章 計画の推進	63
基本目標1 一人ひとりがつながる地域づくり	64
1 交流とコミュニティ活動の推進	64
2 福祉を「知る」「学ぶ」機会の充実	66
基本目標2 地域福祉を支える担い手づくり	68
1 地域福祉活動の担い手の育成	68
2 社会参加の促進	69
3 支え合いネットワークの推進	70
基本目標3 誰もが笑顔で暮らし続けられる仕組みづくり	72
1 適切なサービスを利用できる仕組みづくり	72
2 課題を抱える人に必要な支援が届く仕組みづくり	73
3 人権尊重と権利擁護の推進	74
4 地域における安全対策と災害時の支援体制	76

第6章 阿久根市再犯防止推進計画	79
1 計画策定の趣旨	80
2 再犯防止推進計画の概要	81
3 阿久根市の再犯防止を取り巻く状況	82
4 取組の内容	84
第7章 計画の推進体制	89
1 計画の推進と評価	90
2 各種連携・協働による地域福祉の推進	90
3 計画の周知	91
4 計画の進行管理	92
資料編	93
1 阿久根市地域福祉計画策定委員会設置要綱	94
2 阿久根市地域福祉計画策定委員会委員名簿	96
3 用語解説	97

阿久根市における「障害」のひらがな表記の取り扱いについて

「障害」の「害」という漢字の表記については、「公害」等マイナスマージがあります。また障がいのある人やそのご家族、関係団体の方々からは、表記を改めてほしいとのご意見が今まで寄せられてきました。

「害」の字をひらがなで表記することについては、「害」だけではなく、「障害」全てをひらがな表記にすべき等様々な意見がありますが、本市では、障がいのある人やそのご家族の皆さんへの思いを大切にし、これまでの「阿久根市障がい者計画」や「阿久根市障がい福祉計画」では「害」の字のひらがな表記を使用してきたところです。

表記の取り扱い

- (1) 「障害者」を「障がいのある人」と表記します。
- (2) 何らかの名称等で「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。(例：障がい者福祉、障がい者施策、障がい者スポーツ等)
- (3) 「障害」を「障がい」と表記します。(例：障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がい等)

適用されないもの

法律等の名称及び法律等で使用されている用語、法定の制度の名称、団体名等の固有の名称、人、医学用語等

第1章 計画策定の趣旨と背景

第1章 計画策定の趣旨と背景

1 計画策定の趣旨と目的

(1) 計画策定の趣旨

阿久根市（以下「本市」という。）においては、これまでの福祉に関する各分野の取組の評価を行うとともに、国・県の動向を踏まえ、今後ますます複雑化・多様化していく生活課題に対し適切に対応するとともに、本市の地域福祉に関する理解や取組の方向性を示す総合的な福祉計画として、「阿久根市第1次地域福祉計画」を策定し、施策の推進を図ってきました。

第1次計画の計画期間満了に当たり、第1次計画策定以降の社会動向や本市における現状・課題等を踏まえ、新たに「阿久根市第2次地域福祉計画（以下この章において「本計画」という。）」を策定することとしました。

なお、本計画は、社会福祉法第107条において策定が求められている市町村地域福祉計画となるものです。

(2) 社会的な動向

近年、少子高齢化の急速な進行、単身世帯の増加などの影響により、日々の暮らしにおける生活課題は複雑化・多様化するとともに、家族のつながりや地域コミュニティの希薄化、社会的な孤立化が進行し、日常生活に不安を抱えている人が増えています。

また、障がいのある子の親が要介護者となる世帯や介護と育児を同時にを行うダブルケア問題を抱える世帯の増加、ひきこもりなどの長期化による8050問題など、複合的な課題を抱えるケースも増えています。

このような課題に対しては、地域コミュニティが持つ役割や機能を見直すとともに、地域の中で居場所づくりを行うなど、地域や人とのつながりが感じられる社会を実現していくことが求められており、分野を超えて関係者が連携し、対応していくことが必要です。

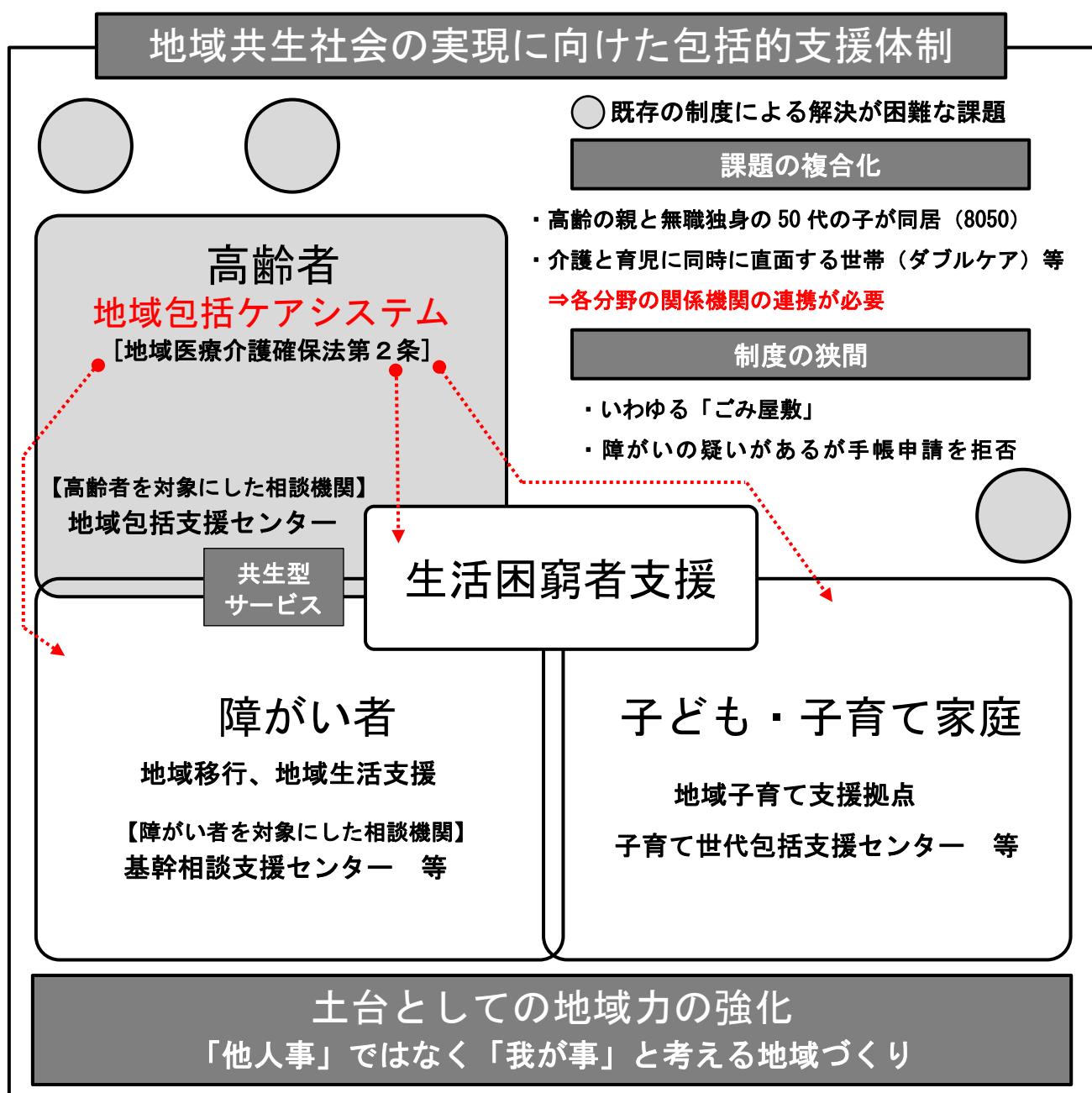
また、高齢化が進み、支援が必要な人が増える一方で、地域福祉活動に取り組む地域住民の減少が懸念されています。地域における支え合いや助け合いの取組が将来にわたり持続できるよう、地域福祉に関する啓発や情報発信などを進めることで、一人ひとりの関心を高め、地域福祉を担う人材や団体などの多様な担い手を支援・育成していくことが必要です。

さらには、近年多発している自然災害を受けて、地域のつながりやコミュニティの必要性が改めて強く認識されるようになり、地域性を生かした相互の支え合い体制の確立を図ることが求められています。

(3) 国の動向

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指しています。

また、令和7（2025）年5月に厚生労働省が公表した「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめでは、地域の支え合い機能の低下や身寄りのない高齢者への対応、成年後見制度の見直し、災害対応の強化など、地域福祉の新たな課題と方向性が示されています。本計画では、これらの視点を踏まえ、地域の実情に即した施策が求められています。



.....→「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

（4）再犯防止計画の策定

平成 28 年に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体には、地域の実情に応じた再犯防止施策を策定・実施する責務が課されています。国においては、再犯防止推進計画を策定し、自治体に対しても「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることを求めており、地域福祉計画との連携が重要な課題となっています。

こうした背景を踏まえ、本市においても令和 7 年度に地方再犯防止推進計画を策定し、地域福祉計画との整合性を図りながら、地域支援などの分野を横断する包括的な支援体制の構築を目指します。

2 「地域共生社会」実現に向けた4本の柱

「地域共生社会」の実現のためには、地域における「我が事」・「丸ごと」の取組（下図）を次の4つの柱に沿って進めていく必要があります。この4つの柱に基づく取組が相互に重なり合ってはじめて、各取組が持続・普及していくものとなります。

1. 地域課題の解決力の強化
2. 地域丸ごとのつながりの強化
3. 地域を基盤とする包括的支援の強化
4. 専門人材の機能強化・最大活用

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協議して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- 複合課題に対する包括的相談支援体制の構築
- 地域福祉計画の充実

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援の在り方の検討

地域共生社会の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超えて、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

地域丸ごとのつながりの強化

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

専門人材の機能強化・最大活用

※出典：「地域共生社会」の実現に向けて（厚生労働省）

3 地域福祉計画とは

地域福祉の目的は、人々が住み慣れた地域の中で、家族・隣近所・友人等とつながりを保ち、誰もが自分らしく、いきいきとした暮らしを送ることができる社会を創ることです。

「地域福祉」の実現のためには、地域社会における暮らしの課題に対し、地域の住民や福祉関係者などが協力して解決を図り、「支援する人」も「支援を必要とする人」も、「この街に住んでよかった」と実感できるような社会を実現するための取組と、住民が主体的に地域福祉の活動に参加したいと思える仕組みづくりを行うことが重要になります。

市民、福祉関係者、阿久根市社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割を果たすとともに、自分のことは自分で「自助」、自治会の活動など自発的に相互に支え合う「互助」、社会保険制度など相互に支え合う「共助」、税負担などの負担に基づく「公助」を重層的に組み合わせ、全ての住民を社会的孤立等から援護し、地域社会の一員として包み支え合う地域福祉を推進する計画が「地域福祉計画」です。



【参考】 社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

4 地域福祉計画に盛り込む事項

社会福祉法第107条第1項には、地域福祉の推進に関し市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項が規定されています。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

また、2015年9月の国連サミットで採択されたSDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略称)について、国連加盟193か国が2016年から2030年までの15年間で達成するために掲げた目標を取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すまちづくりを進めています。この考え方を踏まえ、地域福祉においても持続可能な開発のためのまちづくりを推進しなければなりません。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs (持続可能な開発目標)

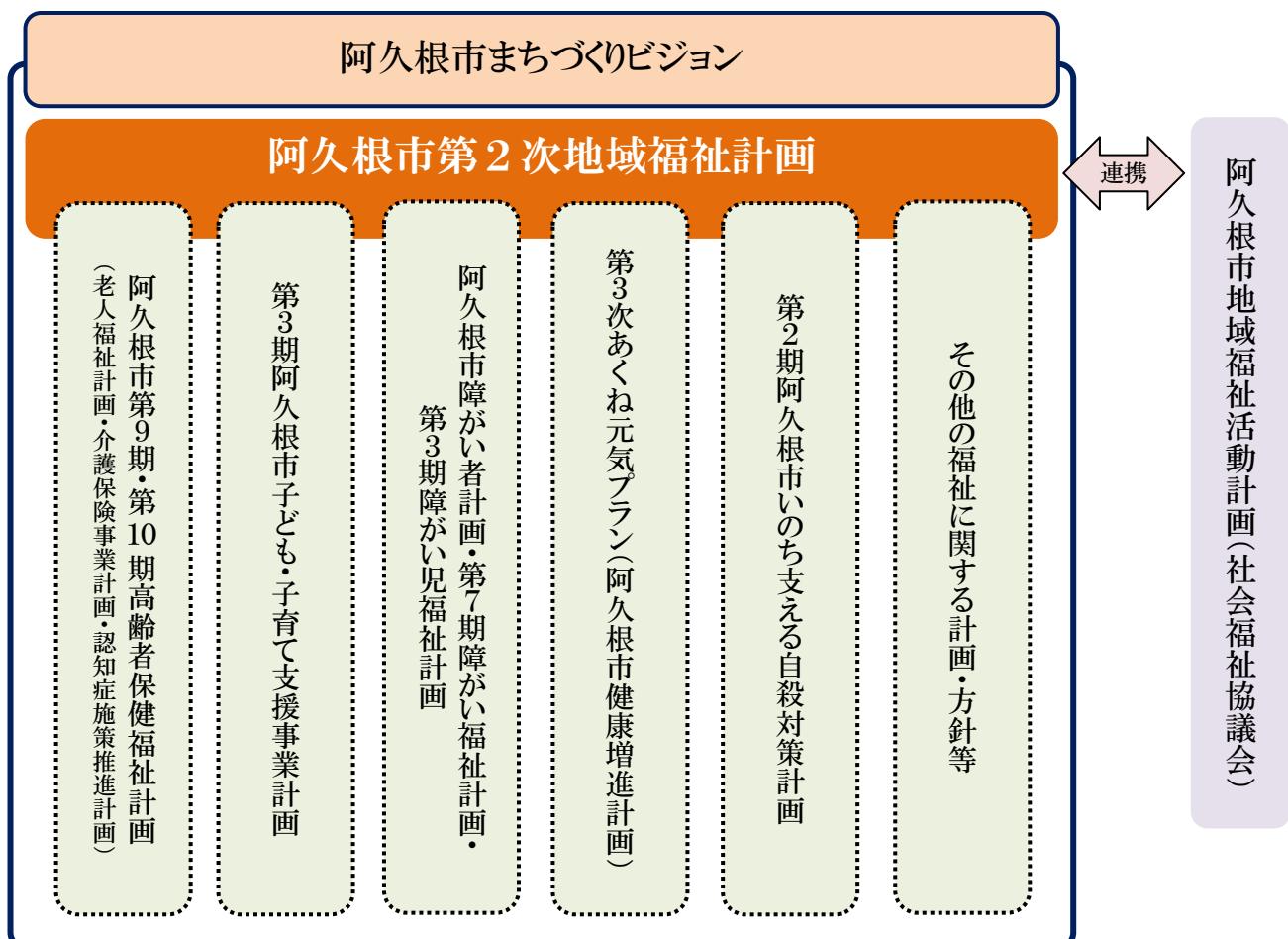
SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)は、2015年9月の国連サミットで採択された持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

貧困や飢餓、不平等の解消、地球環境の保護など17のゴールと169のターゲットから構成され、これらを社会、経済、環境の3側面から統合的に解決しながら持続可能なより良い未来を築くことを目標としています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本も積極的に取り組んでいます。

5 計画の位置付け

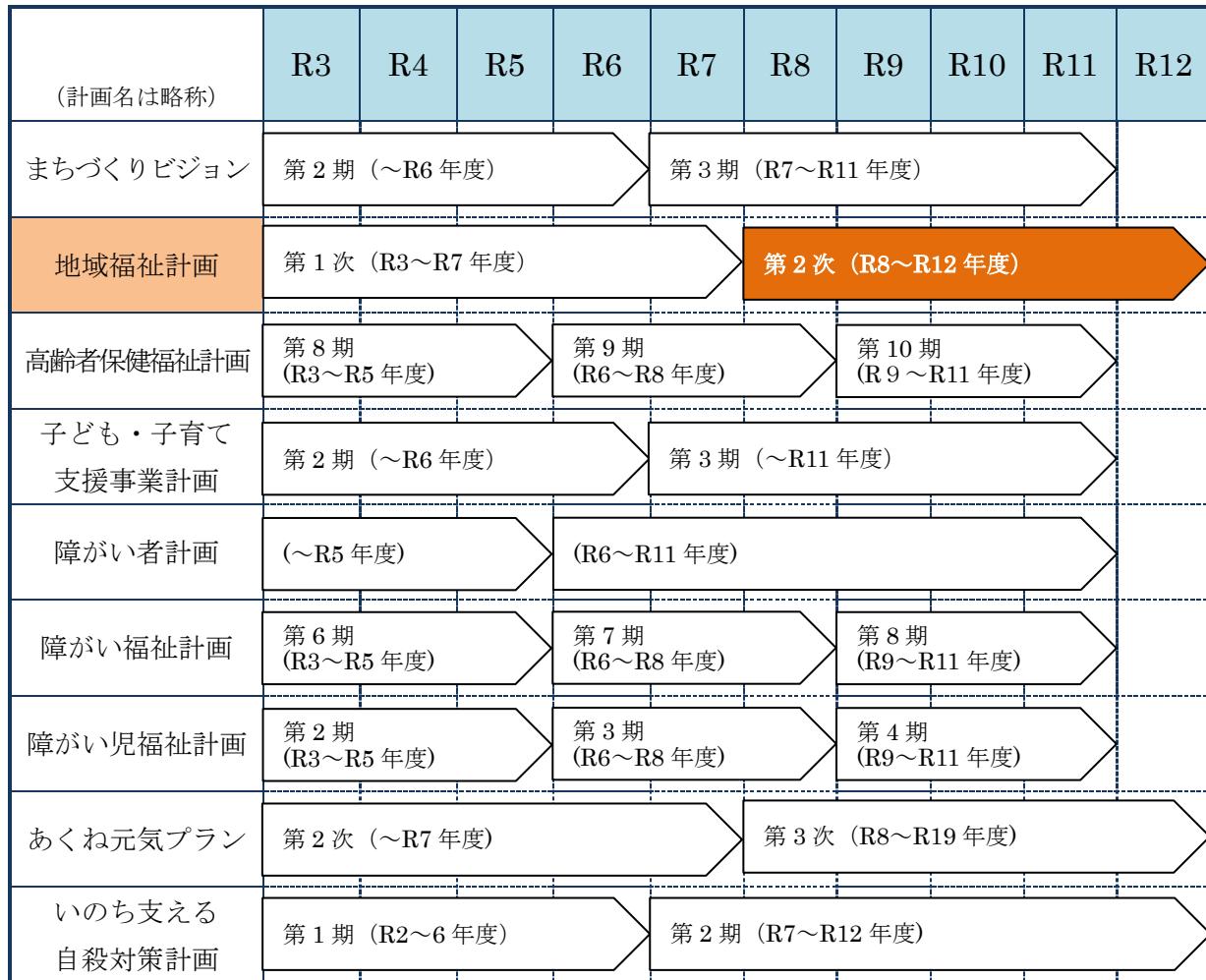
地域福祉計画とは、本市が個別に高齢者、児童、障がい者、その他福祉に関する各分野の上位計画とし策定するものです。

また、市が策定する「地域福祉計画」と阿久根市社会福祉協議会が策定することとなっている「地域福祉活動計画」は、ともに地域福祉を推進していくという共通の理念を持って策定されます。



6 計画の期間

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間としています。本計画の期間は5年間ですが、国や県等の動向、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮し、必要に応じて見直しを行うものとします。



7 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、本市の現状を把握するため、統計資料による状況分析を行うとともに、無作為抽出による18歳以上の市民1,800人と、区長及び民生委員・児童委員調査、保健、医療及び福祉関係団体を対象としたアンケート調査を実施しました。

また、計画案を検討するため、保健、医療、社会福祉団体関係者及び児童福祉の関係者のほか、高齢者団体、障がい者団体、学識経験者等を委員とする「阿久根市地域福祉計画策定委員会」を設置し、幅広い意見のもと、計画素案の検討・審議を行うとともに、広く市民に意見を求めるパブリックコメント（意見募集）を、令和●年●月●日から●月●日までの期間で実施しました。

第2章 阿久根市の現状と課題

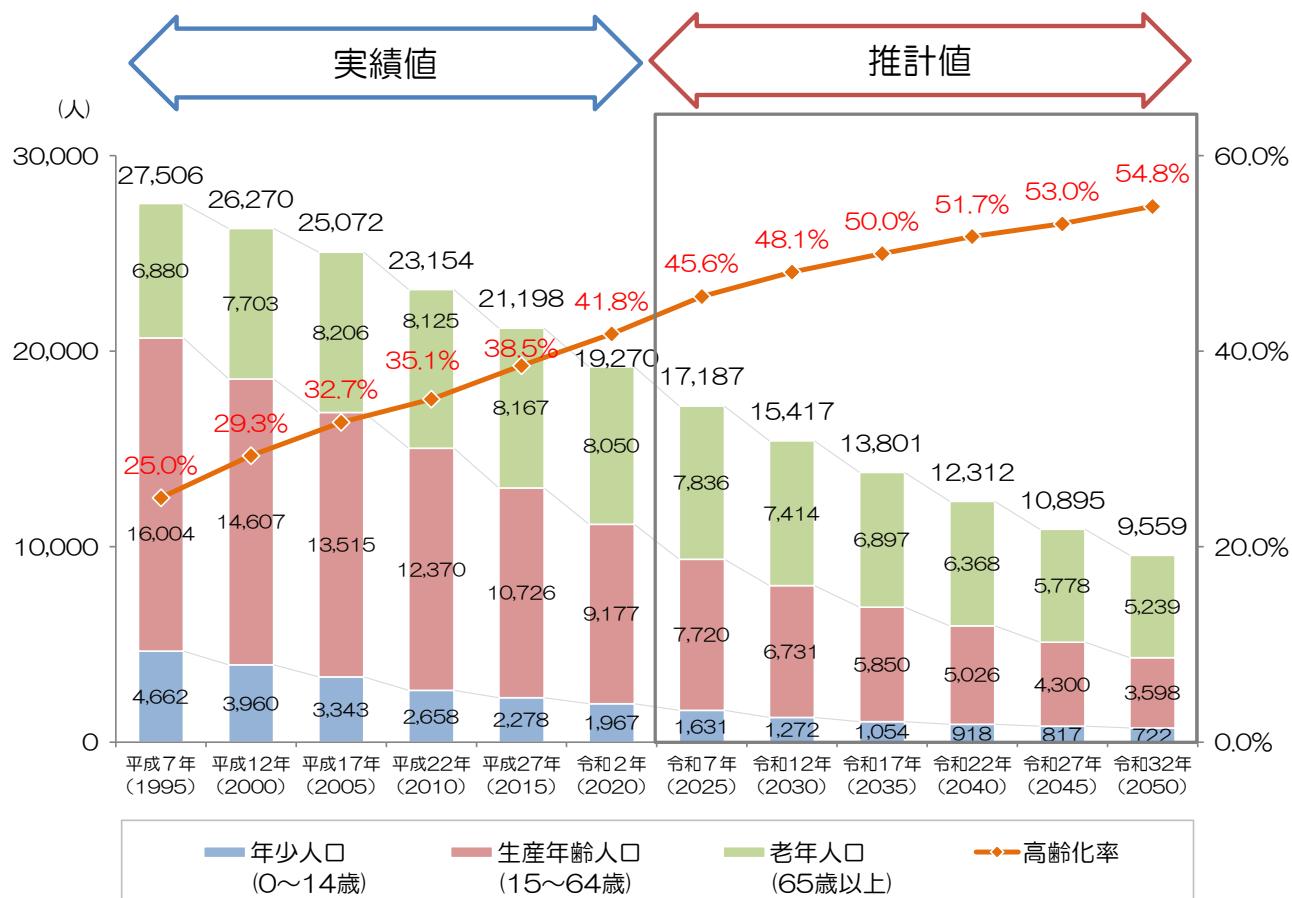
第2章 阿久根市の現状と課題

1 阿久根市の現状

(1) 本市の人口と将来推計人口

平成7年から令和2年までにかけての本市の人口は、平成7年の27,506人から減少傾向にあり、令和2年では19,270人となっています。

令和7年から令和32年までにかけての本市の将来推計人口は、引き続き減少することが予測され、令和32年には現在の約5割となる9,559人になると推計されています。

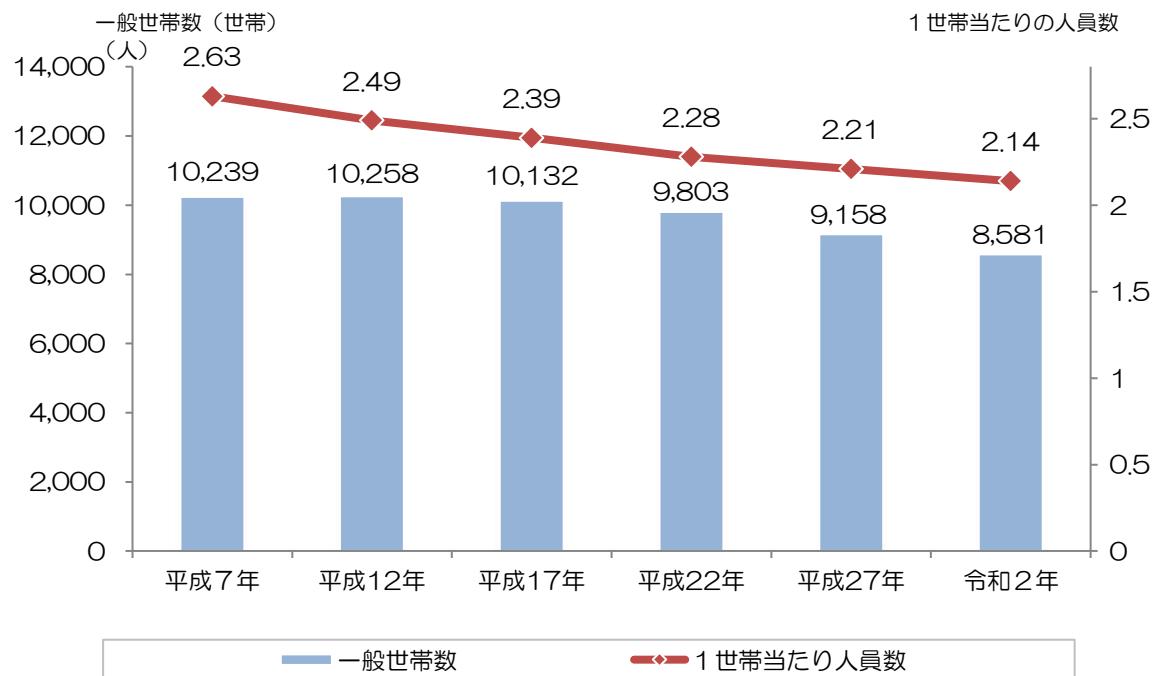


※資料：国勢調査（総務省）

※資料：国立社会保障・人口問題研究所

(2) 一般世帯数及び1世帯当たり人員数

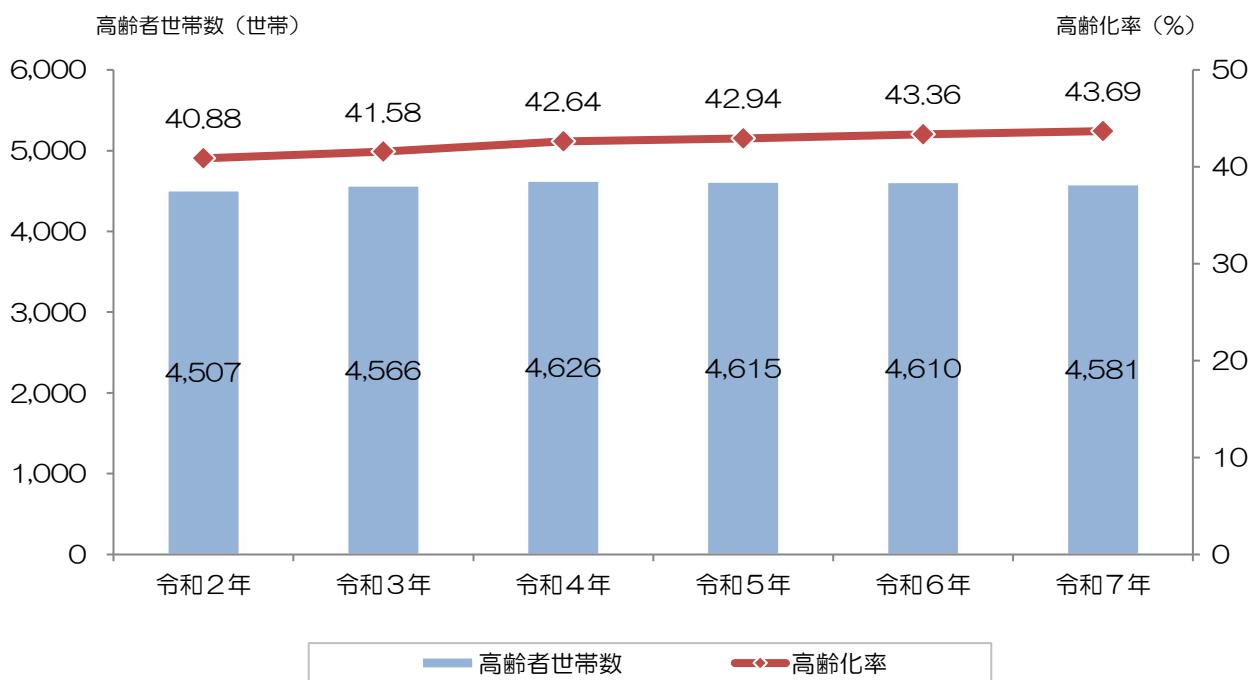
一般世帯数は平成7年には10,239世帯でしたが、令和2年には8,581世帯となっており、減少しています。1世帯当たりの人員数も令和2年で2.14人となっています。



※資料：国勢調査（総務省）

(3) 高齢化率及び高齢者世帯・夫婦世帯の状況

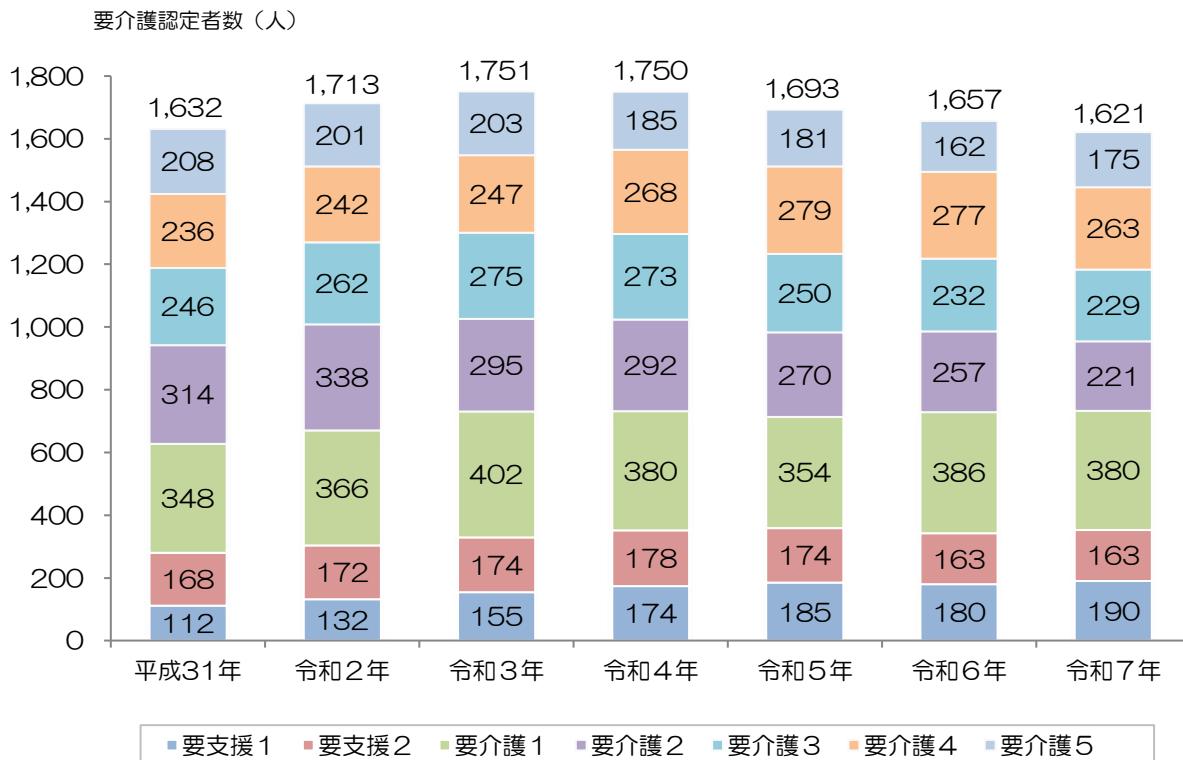
高齢化率は、令和2年には40.88%でしたが、その後上昇を続け令和7年には43.69%となっています。



※資料：介護長寿課（各年3月末時点）

(4) 要介護（要支援）認定者の状況

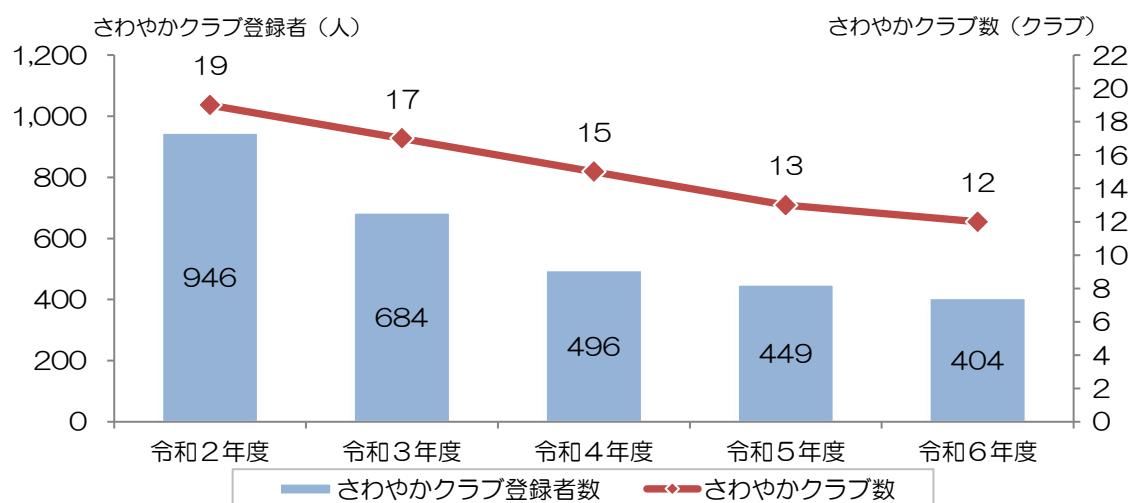
要介護認定者数の状況については、令和3年をピークに減少傾向となっています。



※資料：介護長寿課（各年3月末時点）

(5) さわやかクラブ（老人クラブ）の数及び登録者数

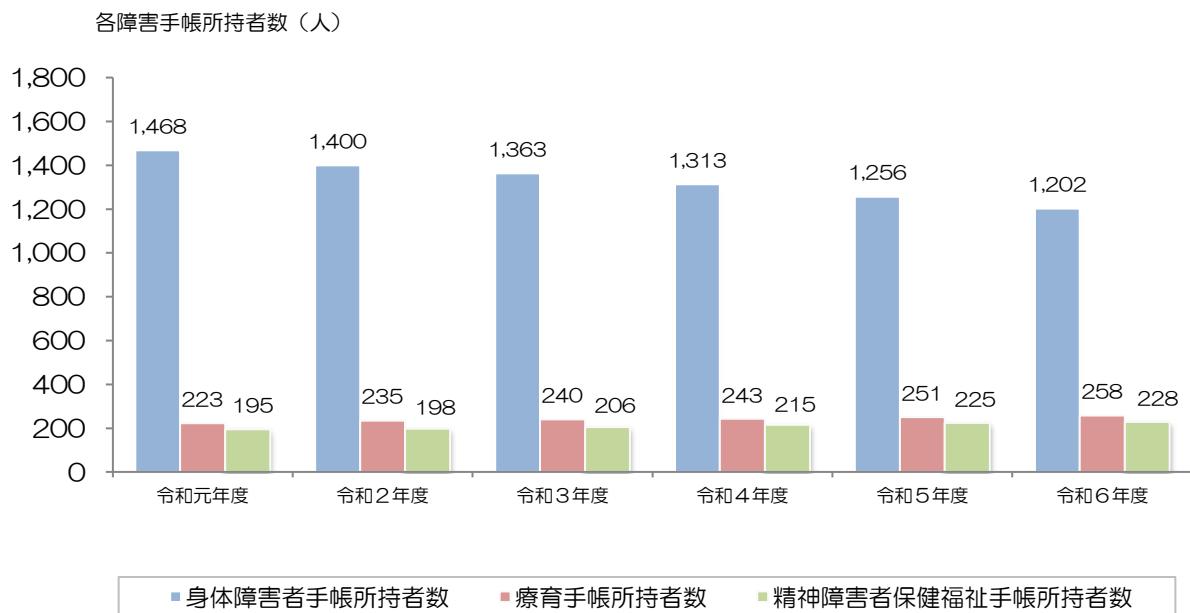
さわやかクラブ（本市では「老人クラブ」は「さわやかクラブ」の呼称で活動。以下「さわやかクラブ」と表記）数は減少傾向にあり、令和6年度におけるさわやかクラブ数は12クラブとなっています。さわやかクラブ登録者数も同様に減少傾向となっており、令和6年度では404人と、令和2年度と比較して約4割程度にまで登録者数が減少しています。



※資料：介護長寿課（各年度3月末時点）

（6）身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

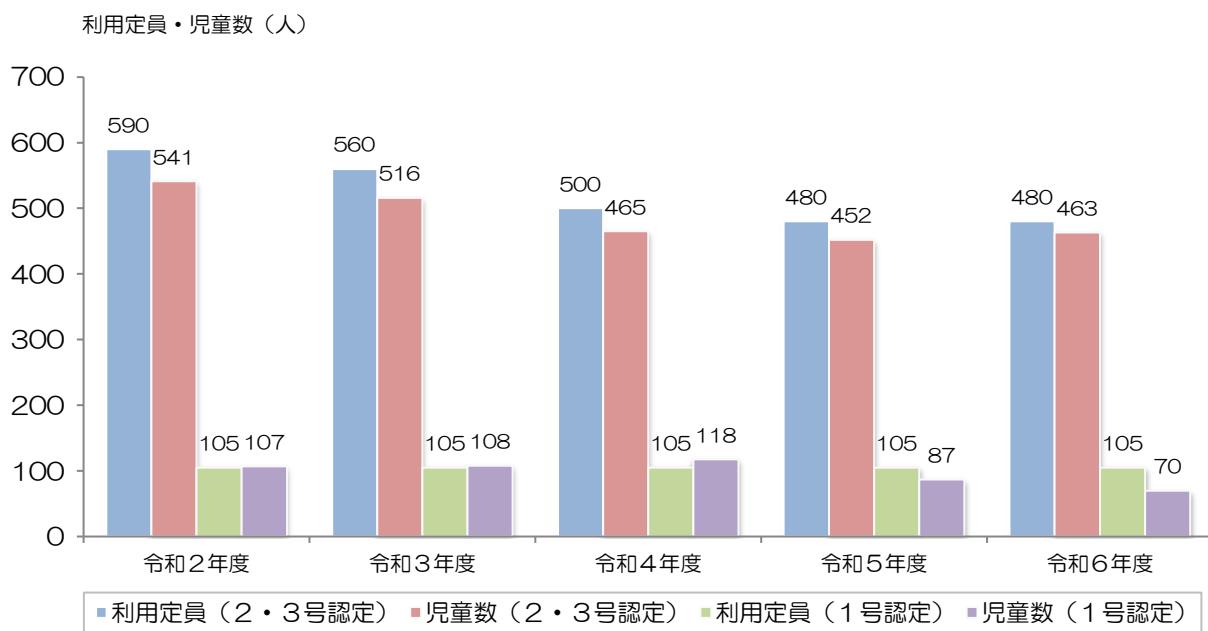
各障害手帳所持者数については、身体障害者手帳所持者は減少傾向が見られますか、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加してきています。



※資料：福祉課（各年度3月末時点）

（7）保育所等の利用状況

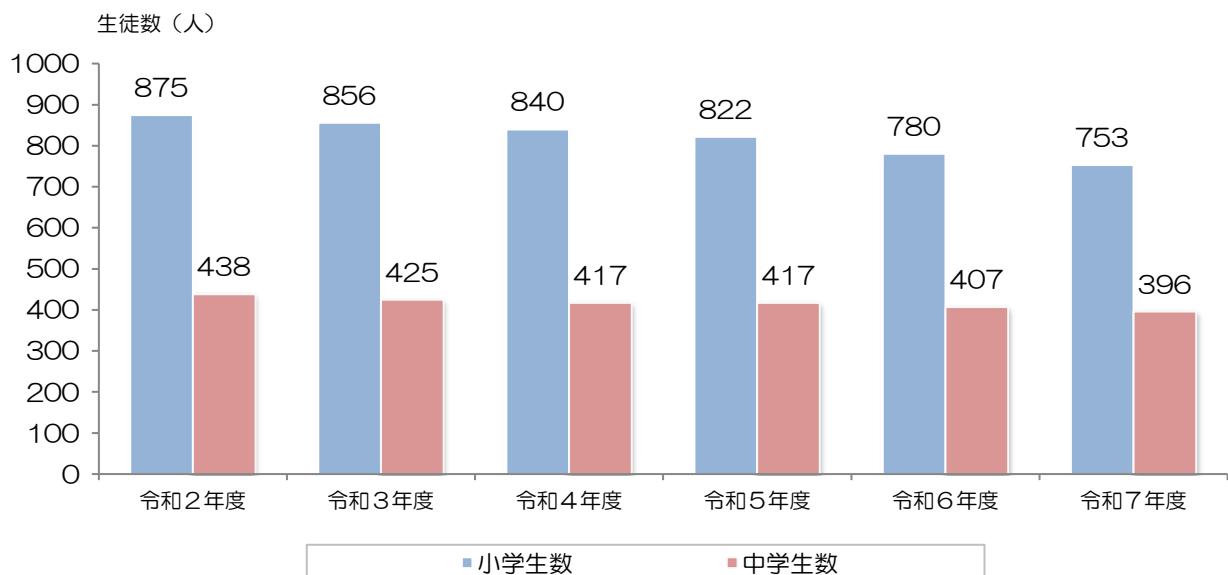
一部定員を上回った年もありましたが、定員弾力化により待機児童を出すことなく対応しました。



※資料：福祉課（各年度3月初日時点）

(8) 小学校・中学校の就学児童生徒数

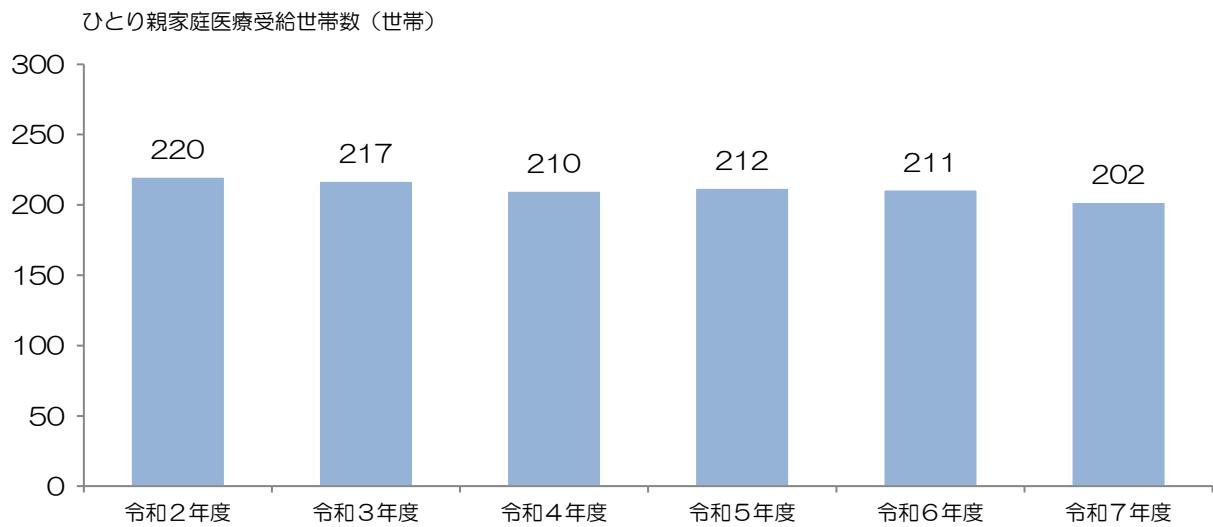
就学児童生徒数については、小学生は減少傾向にあり、令和7年度における小学生数は753人となっています。中学生数も同様に減少傾向となっており、令和7年度における中学生数は396人となっています。



※資料：教育委員会（各年度4月）

(9) ひとり親家庭医療受給世帯数

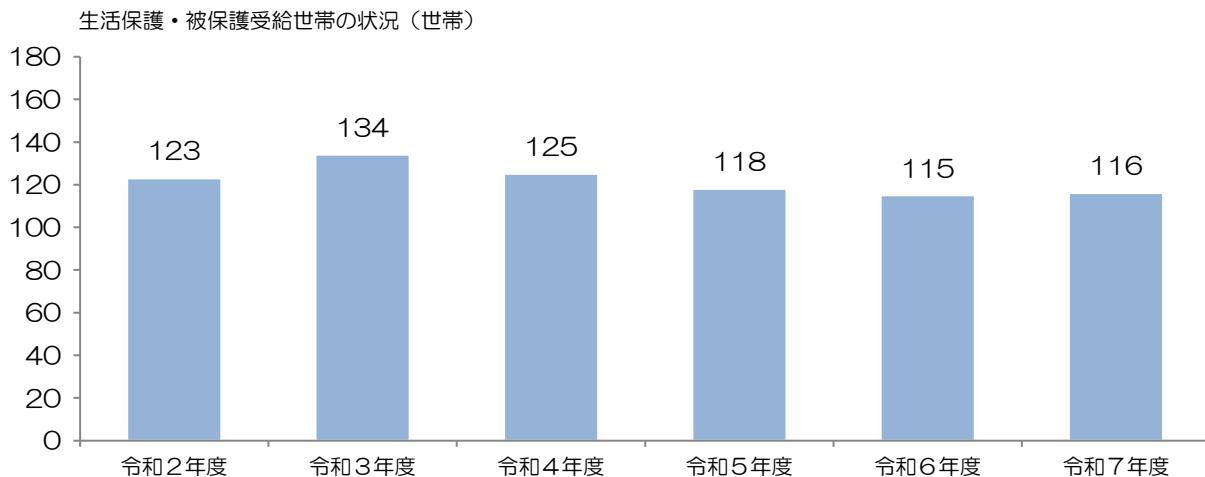
ひとり親家庭医療受給世帯数については、令和4年度から令和6年度までは横ばいで推移していましたが、令和7年度は減少しています。



※資料：福祉課（各年度4月時点）

(10) 生活保護・被保護受給世帯の状況

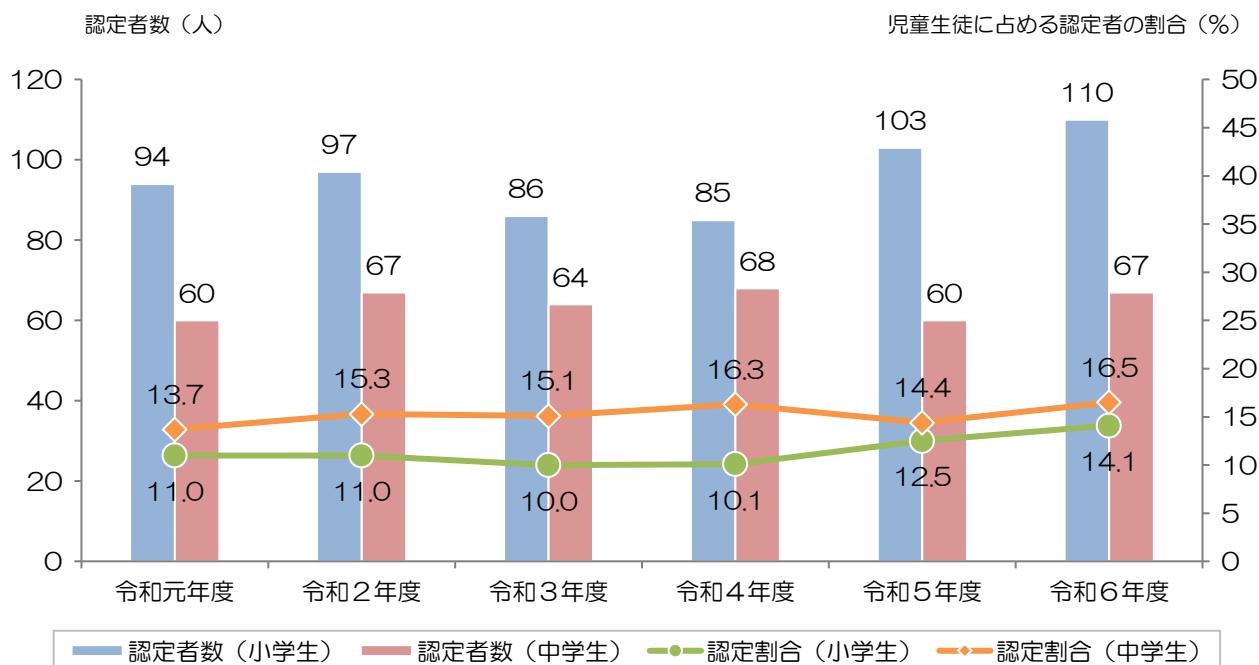
生活保護・被保護受給世帯の状況については、令和3年度は増加していましたが、令和4年度は減少し、令和5年度以降は横ばいで推移しています。



※資料：福祉課（各年度4月時点）

(11) 就学援助の認定状況

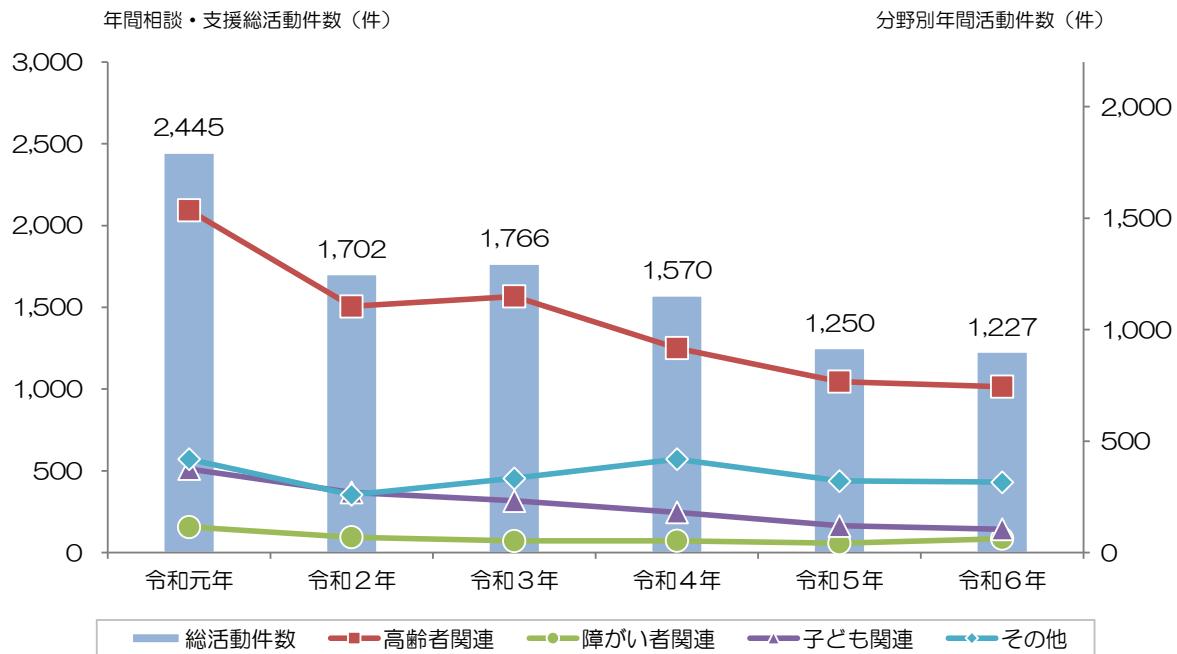
就学援助の認定状況については、小学生及び中学生の認定者数、認定割合とともに令和5年度と比較して増加しています。



※資料：教育委員会（各年度3月時点）

(12) 民生委員・児童委員の活動の推移

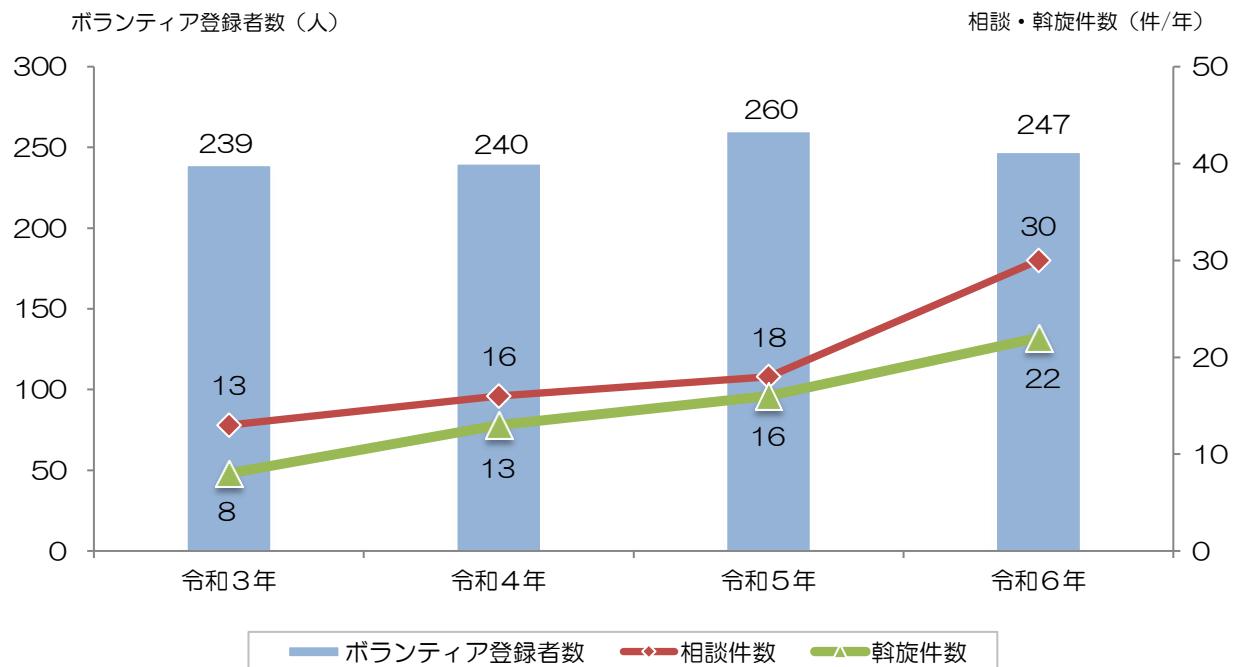
民生委員・児童委員の活動状況については、年間の総活動件数は、令和元年の2,445件以降減少傾向にあり、令和6年では1,227件となっています。



※資料：阿久根市社会福祉協議会

(13) ボランティア登録者数・ボランティアに関する相談・斡旋件数

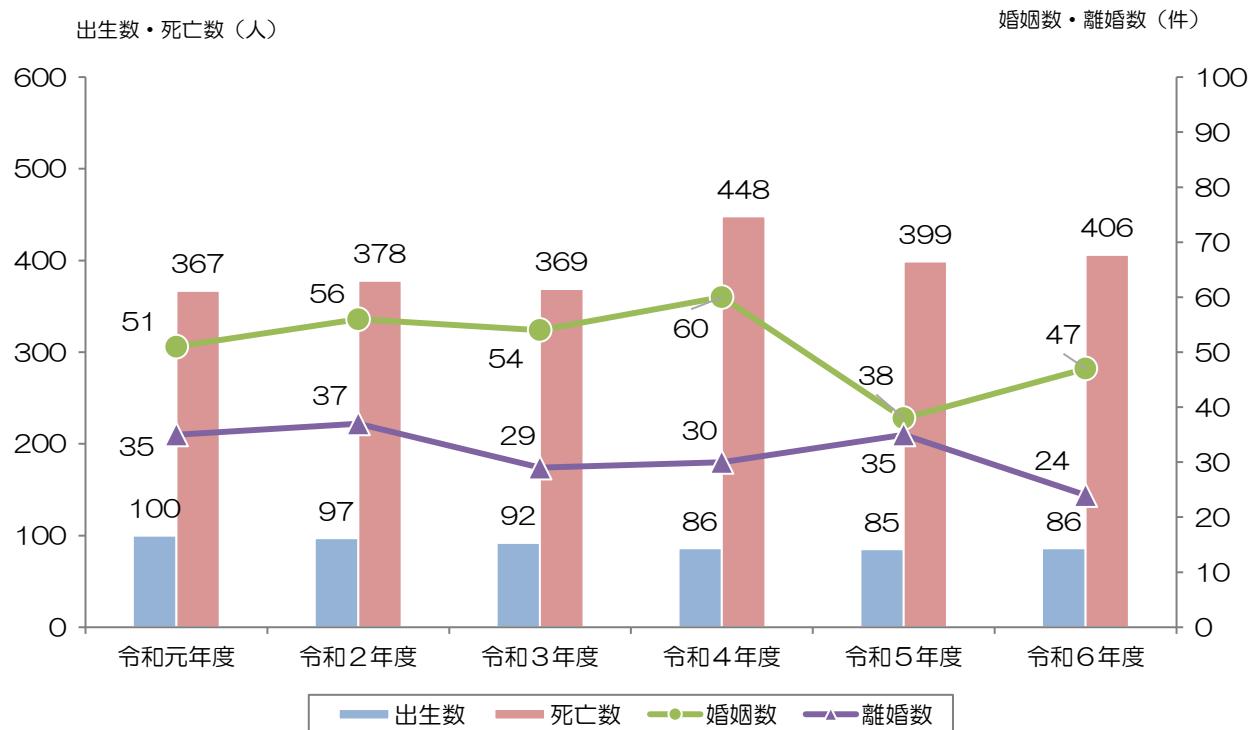
ボランティア登録者数は、令和3年度以降やや増加傾向にあり、相談・斡旋件数は、令和3年以降増加傾向となっています。



※資料：阿久根市社会福祉協議会（各年3月末時点 登録者数）

(14) 出生数・死亡数・婚姻数・離婚数

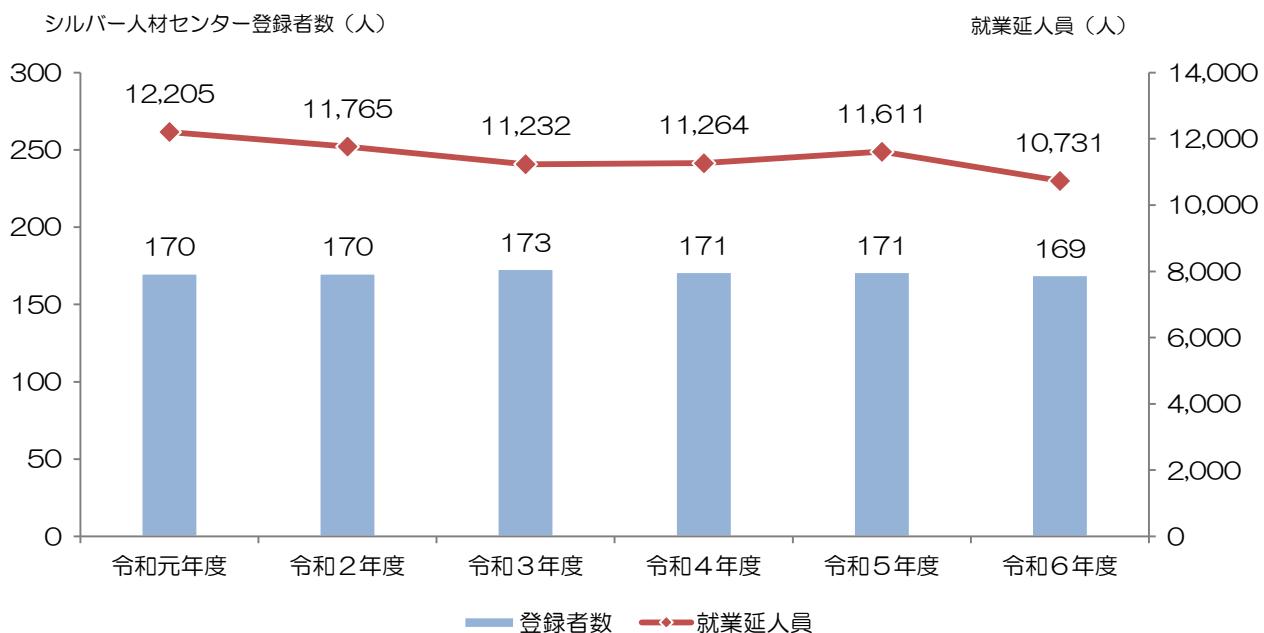
出生数及び死亡数については、ほぼ横ばいで推移しています。令和5年度の婚姻数は減少しています。



※資料：市民課

(15) シルバー人材センター（登録者数）・就業延人員の状況

シルバー人材センターの登録者数は、令和6年度まではほぼ横ばいで推移しています。就業延人員については、令和元年度の12,205人と比較して令和6年度は10,731人と減少傾向にあります。

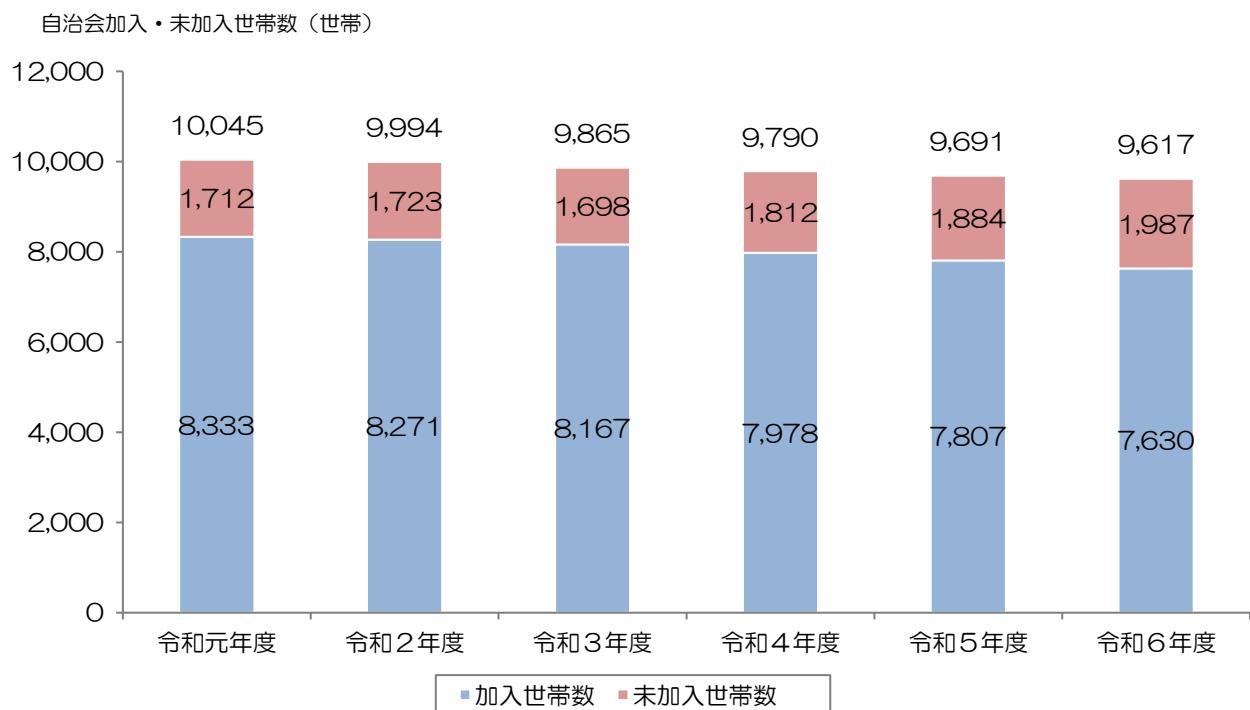


※資料：介護長寿課（各年度3月末時点 登録者数）

※就業延人員：就業場所ごとに従事した延べ人数

(16) 自治会加入・未加入世帯数

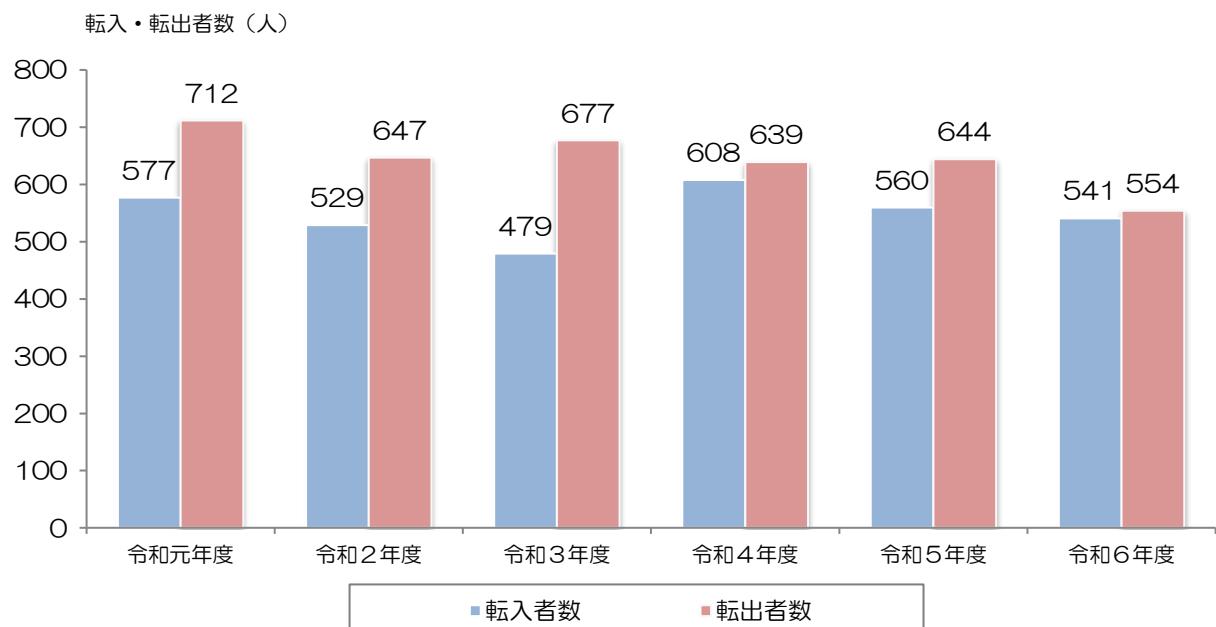
自治会の加入・未加入世帯数については、加入世帯数が令和元年度の8,333世帯から令和6年度の7,630世帯へと、減少してきています。



※資料：総務課（各年度3月時点）

(17) 転入・転出の状況

転入・転出の状況は、転出者数が転入者数を上回る転出超過の傾向が続いています。

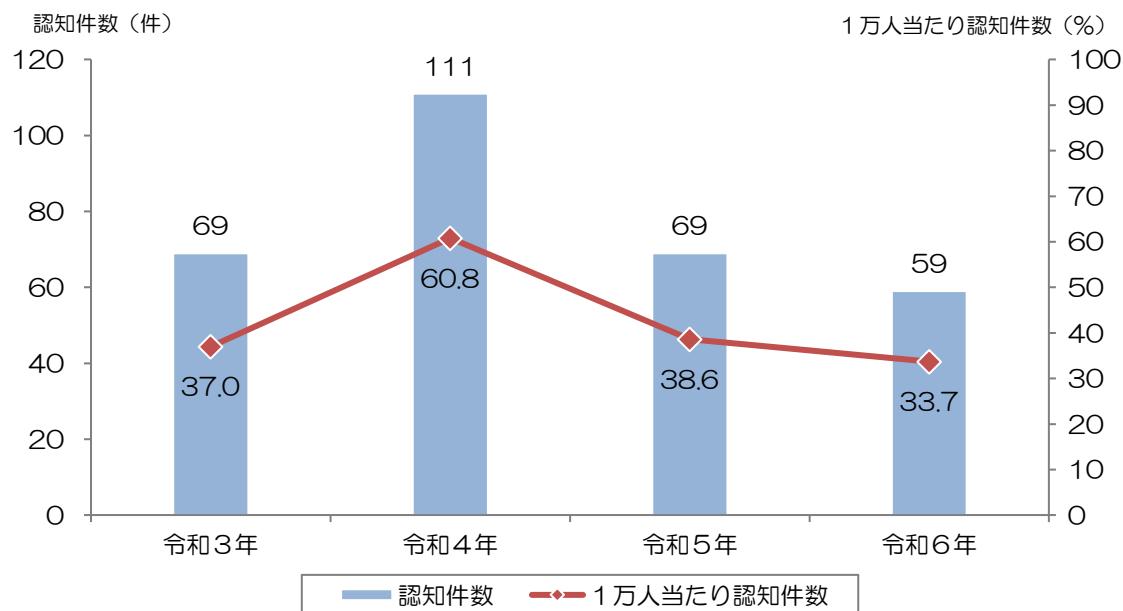


※資料：市民課（各年度）

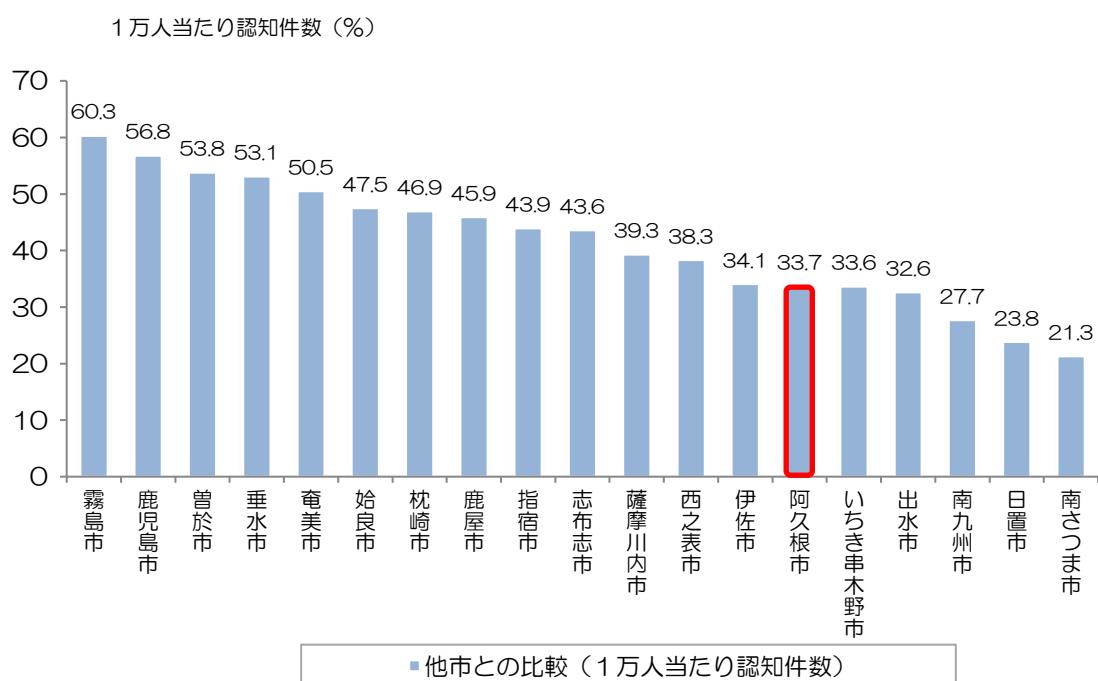
(18) 犯罪発生の状況

人口 1 万人当たり犯罪認知件数については、令和 4 年に急増しています。

また、令和 6 年の犯罪認知件数を他市と比較すると、人口 1 万人当たり認知件数は県内において比較的低い状況にあります。



※資料：鹿児島県警 市町村別犯罪発生実態（各年確定値）



※資料：鹿児島県警 市町村別犯罪発生実態（令和 6 年確定値）

2 アンケート調査の概要

（1）調査の目的

阿久根市地域福祉計画の計画期間が令和7年度をもって終了することから、次期「阿久根市第2次地域福祉計画」の計画策定に向けて、市民の身近な生活課題や地域での支え合いに関する意識・実態を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

（2）調査時期

令和7年6月9日から令和7年7月18日まで

（3）調査対象及び調査方法

調査の種類	市民意識調査	区長及び民生委員・児童委員調査	福祉施設・事業所調査
調査対象者	18歳以上の市民	区長、民生委員・児童委員全員	高齢者、障がい者、児童、医療関係に携わる福祉施設（事業所）
対象者の抽出	無作為抽出	—	—
調査方法	郵送調査	直接配布調査	郵送調査

（4）調査数及び回収率

調査の種類	市民意識調査	区長及び民生委員・児童委員調査	福祉施設・事業所調査
配布数	1,800件	135件	34件
回収数	724件	103件	25件
回収率	40.2%	76.3%	73.5%

（5）利用上の留意点について

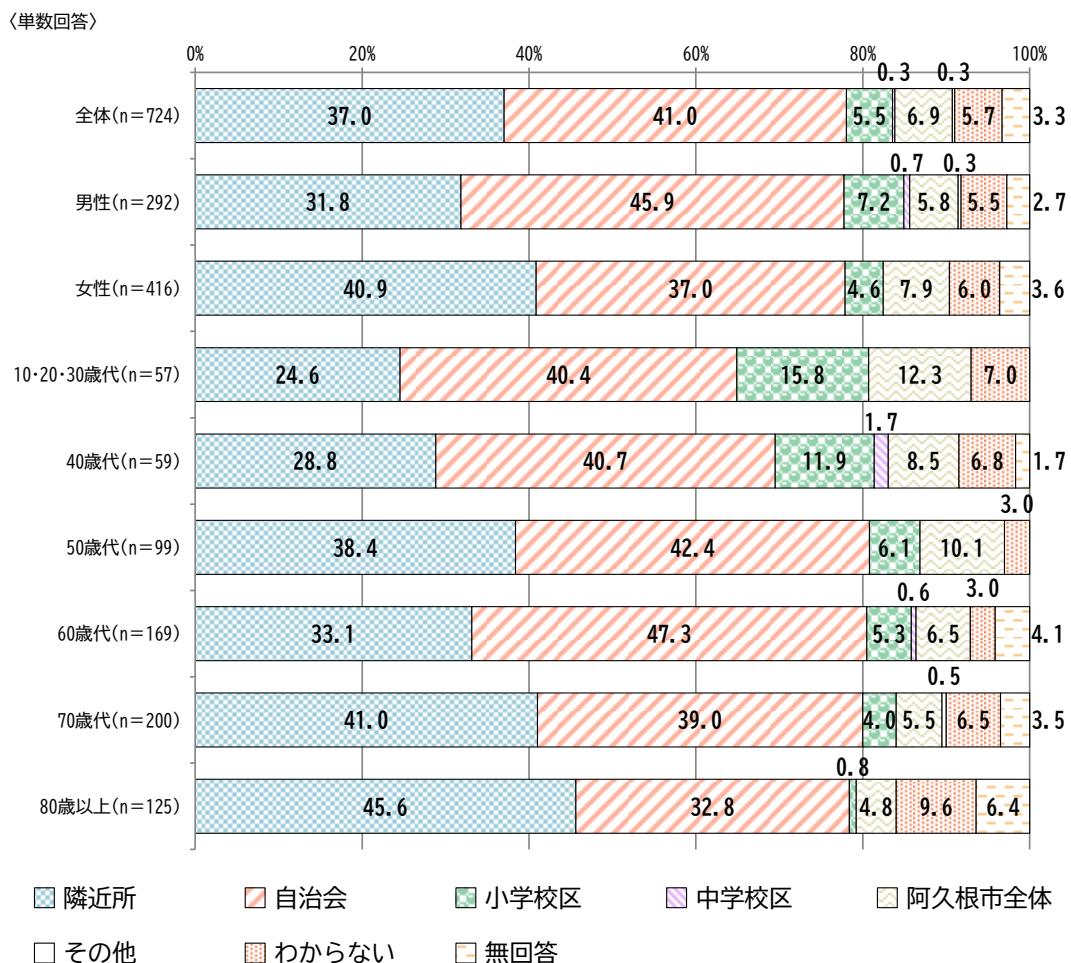
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点第2位以下で四捨五入しています。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、調査結果内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 「その他」の回答について、類似の回答があった場合は、いずれか1つを代表的な意見として掲載しています。また設問の趣旨と一致しない回答については掲載していません。

3 市民意識調査結果

アンケート調査結果① 地域と捉える範囲

どの範囲を地域と捉えるのかについては、全体では「自治会」が41.0%と最も高く、次いで、「隣近所」の37.0%、「阿久根市全体」の6.9%の順となっています。

年代が高いほど「隣近所」の回答割合が高く、「阿久根市全体」の回答割合が低い傾向にあります。

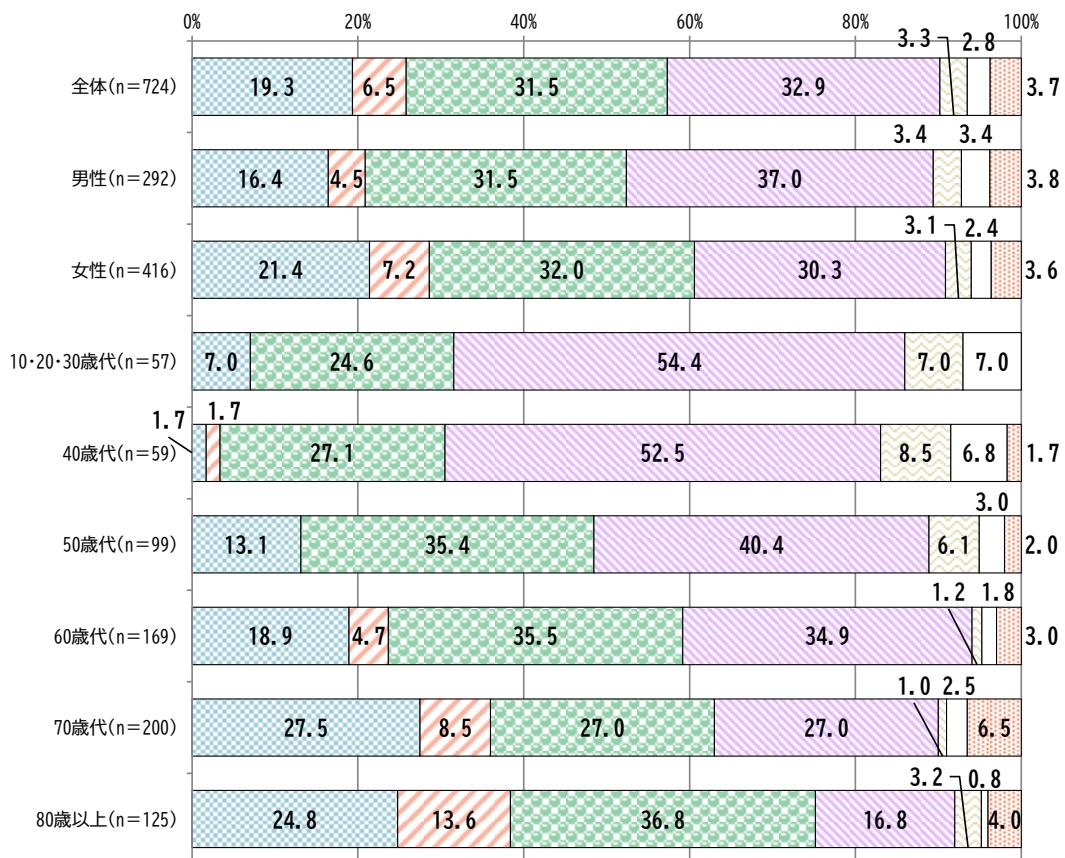


アンケート調査結果② 地域の人とのお付き合いの程度

地域の人とのお付き合いの程度については、全体では「会えばあいさつをかわす程度」が32.9%と最も高く、次いで、「たまに立ち話をする程度」の31.5%、「困ったときには相談したり助け合ったりしている」の19.3%の順となっています。

年代別では、年代が低いほど「会えばあいさつをかわす程度」の回答割合が高い傾向となっています。

〈単数回答〉

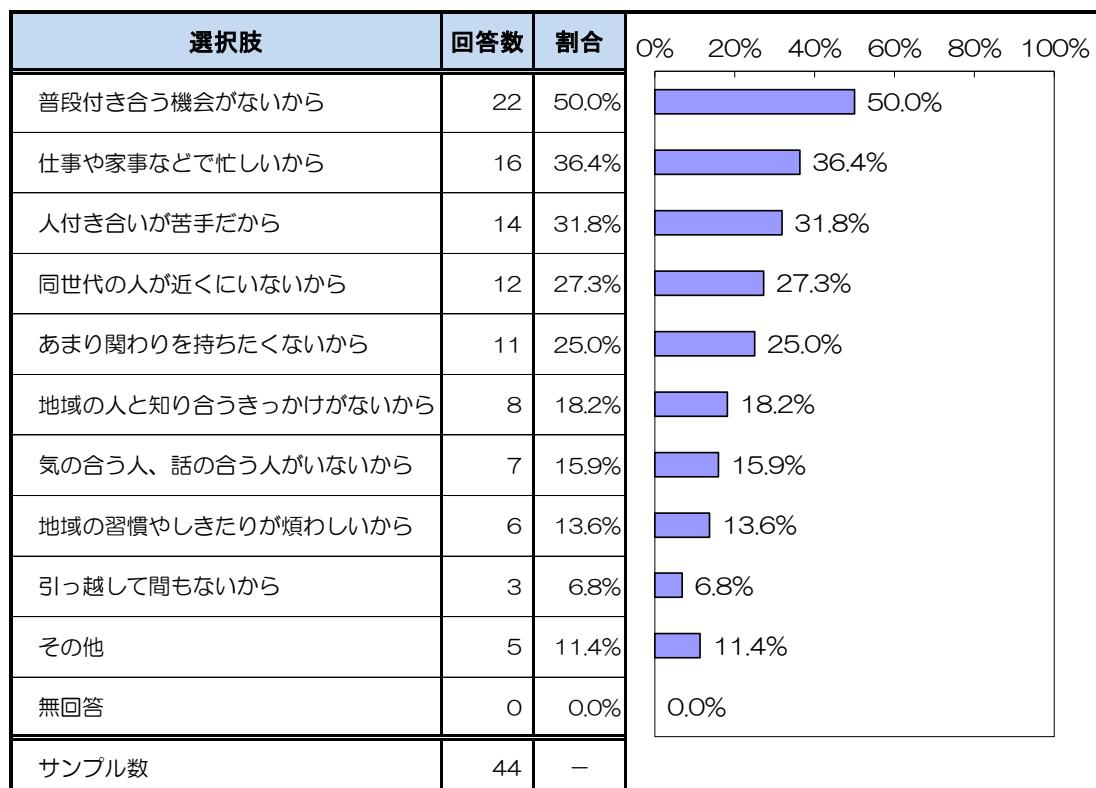


- 困ったときには相談したり助け合ったりしている
- 一緒にお茶を飲んだり、留守のときに声をかけあう程度
- ▣ たまに立ち話をする程度
- ▨ 会えばあいさつをかわす程度
- ▨ 付き合いがほとんどない
- 付き合いがない
- ▨ 無回答

アンケート調査結果③ 地域の人との付き合いがない理由（複数回答）

地域の人との「付き合いがほとんどない」、「付き合いがない」理由については、「普段付き合う機会がないから」が 50.0% と最も高く、次いで、「仕事や家事などで忙しいから」の 36.4%、「人付き合いが苦手だから」の 31.8% の順となっています。

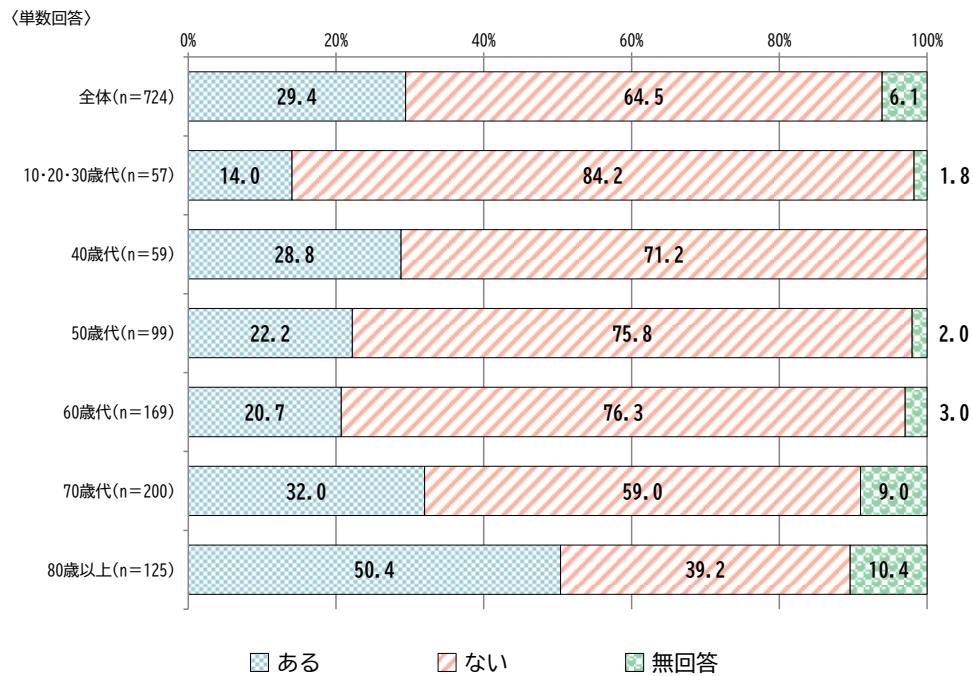
年代別では、10・20・30 歳代が「普段付き合う機会がないから」、40・50・60 歳代が「仕事や家事などで忙しいから」、70 歳代が「あまり関わりを持ちたくないから」、80 歳以上が「その他」の回答割合が最も高くなっています。



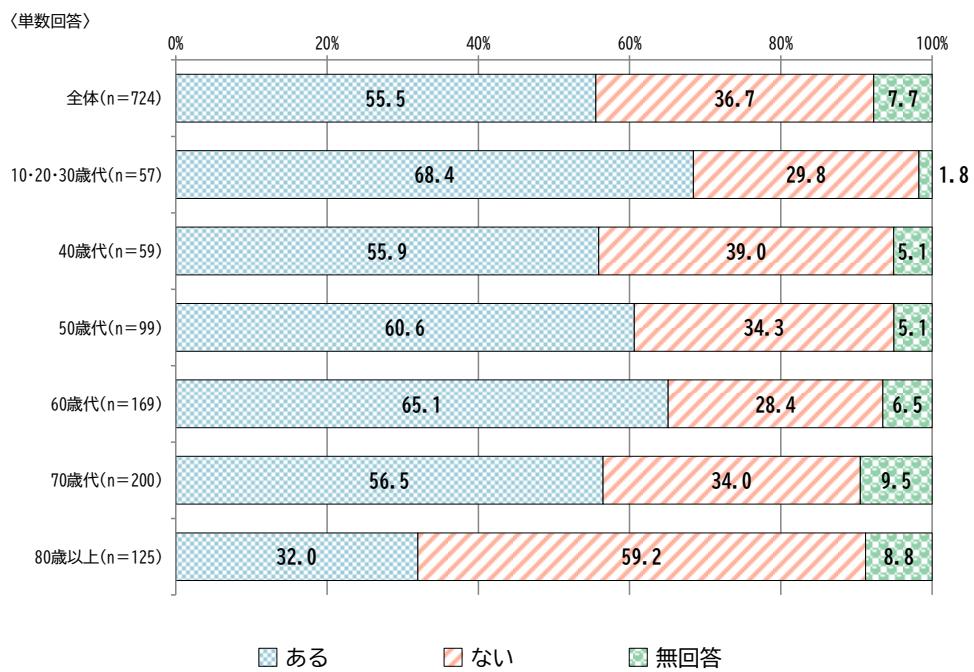
	10・20・30歳代	40・50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
1位	・普段付き合う機会がないから	・仕事や家事などで忙しいから	・仕事や家事などで忙しいから	・あまり関わりを持ちたくないから	・その他 (内容) ・体が不自由で外には出られない ・障がい者 ・入院中のため ・集落から離れているから など
2位	・人付き合いが苦手だから ・同世代の人が近くにいないから	・普段付き合う機会がないから	・普段付き合う機会がないから ・あまり関わりを持ちたくないから ・気の合う人、話の合う人がいないから	・気の合う人、話の合う人がいないから	・普段付き合う機会がないから ・同世代の人が近くにいないから ・地域の人と知り合うきっかけがないから ・気の合う人、話の合う人がいないから
3位	・地域の人と知り合うきっかけがないから	・人付き合いが苦手だから	・人付き合いが苦手だから ・同世代の人が近くにいないから ・地域の人と知り合うきっかけがないから ・地域の習慣やしきたりが煩わしいから ・その他	・普段付き合う機会がないから ・引っ越しして間もないから ・その他	・人付き合いが苦手だから ・あまり関わりを持ちたくないから

アンケート調査結果④ 手助けしてほしいと思うこと、手助けできると思うことの比較

「手助けしてほしいと思うこと」の有無については、全体では「ある」が29.4%、「ない」が64.5%となっています。



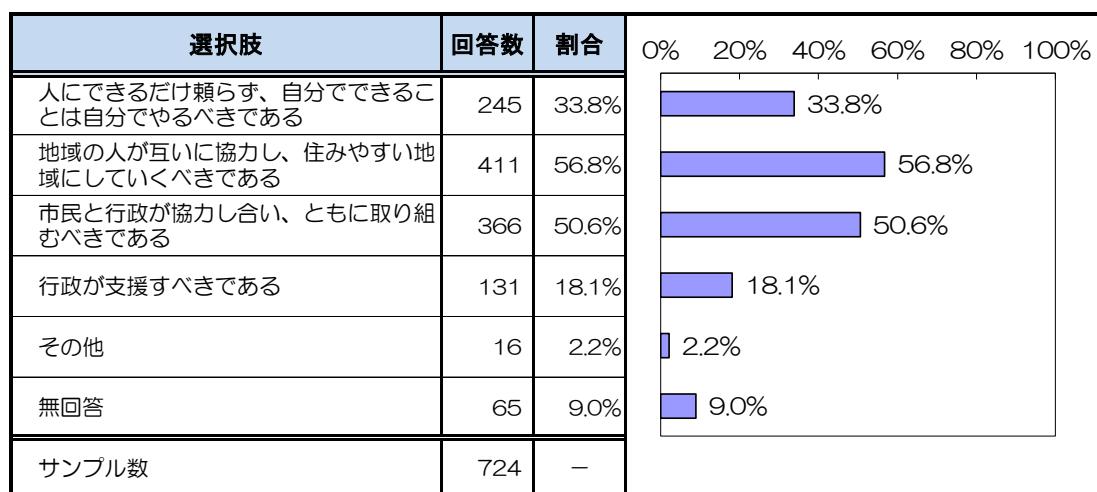
「手助けできると思うこと」の有無については、全体では「ある」が55.5%、「ない」が36.7%となっています。



アンケート調査結果⑤ 地域でともに助け合う活動への考え方（複数回答）

地域でともに助け合う活動への考え方について、「地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていくべきである」が 56.8%と最も高く、次いで、「市民と行政が協力し合い、ともに取り組むべきである」の 50.6%、「人にできるだけ頼らず、自分でできることは自分でやるべきである」の 33.8%の順となっています。

年代別では、70 歳代の「人にできるだけ頼らず、自分でできることは自分でやるべきである」の回答割合が、他の年代と比較すると高くなっています（表省略）。年代別に回答割合の高いものをみると、40・50 歳代の「市民と行政が協力し合い、ともに取り組むべきである」、その他の年代の「地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていくべきである」が最も高くなっています。



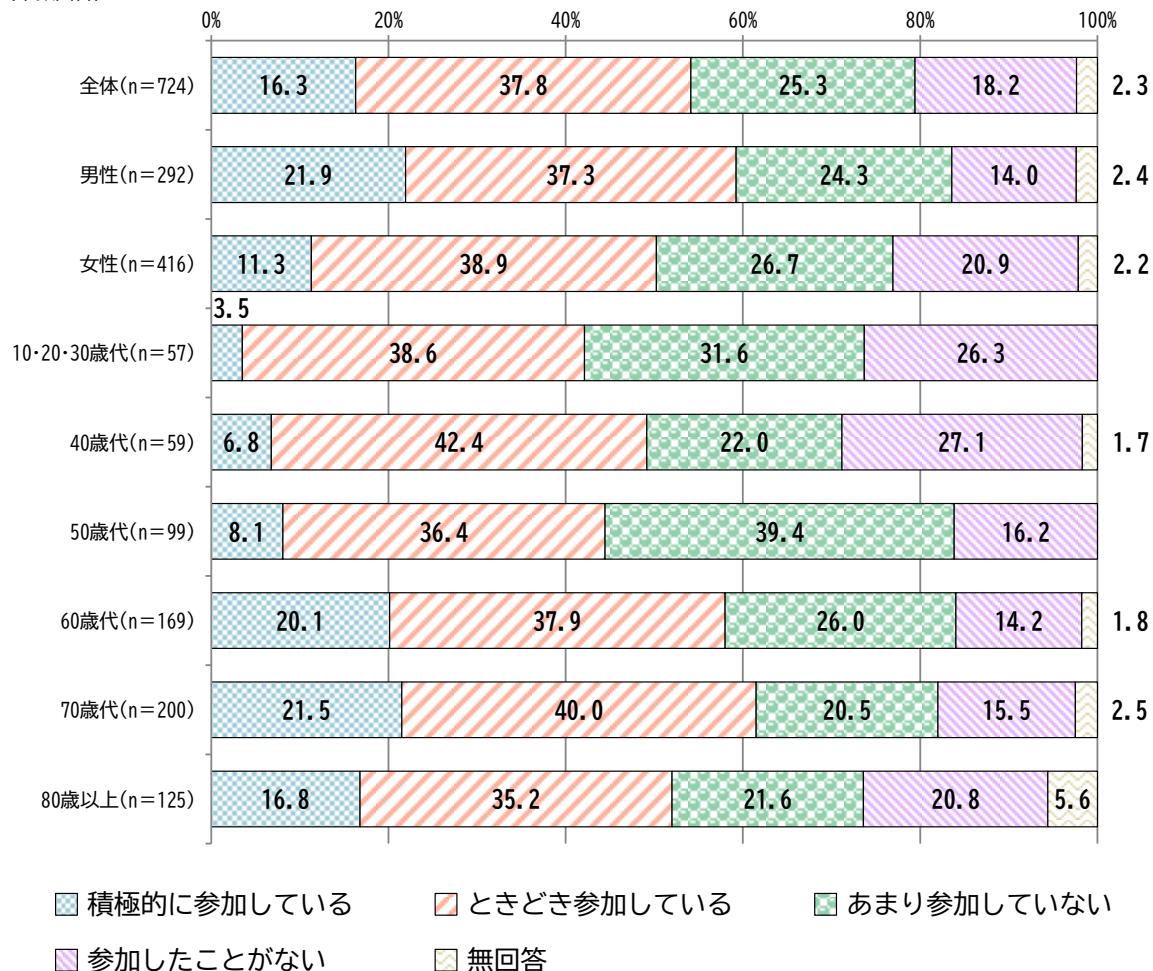
	10・20・30 歳代	40・50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上
1 位	・地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていくべきである	・市民と行政が協力し合い、ともに取り組むべきである	・地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていくべきである	・地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていくべきである	・地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていくべきである
2 位	・市民と行政が協力し合い、ともに取り組むべきである	・地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていくべきである	・市民と行政が協力し合い、ともに取り組むべきである	・市民と行政が協力し合い、ともに取り組むべきである	・人にできるだけ頼らず、自分でできることは自分でやるべきである
3 位	・行政が支援すべきである	・行政が支援すべきである	・人にできるだけ頼らず、自分でできることは自分でやるべきである	・人にできるだけ頼らず、自分でできることは自分でやるべきである	・市民と行政が協力し合い、ともに取り組むべきである

アンケート調査結果⑥ 地域活動や行事への参加

地域活動や行事への参加の程度について、「ときどき参加している」が37.8%と最も高く、次いで、「あまり参加していない」の25.3%、「参加したことがない」の18.2%の順となっています。

年代別では、「積極的に参加している」と回答した60歳未満の割合が1割を下回っています。

〈単数回答〉

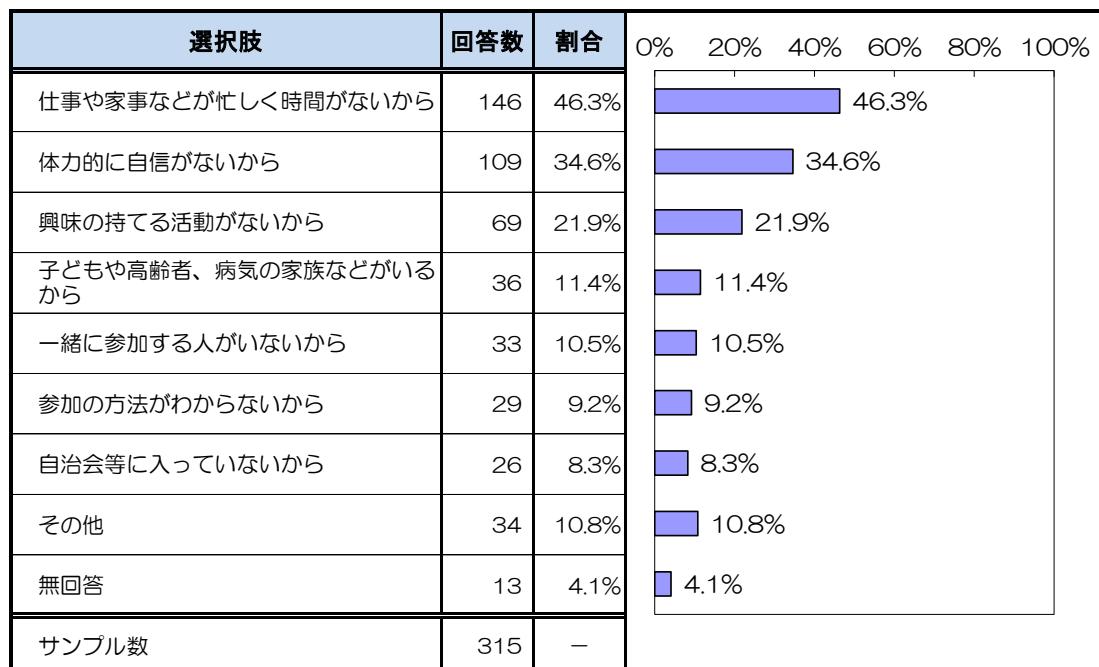


■ 積極的に参加している ■ ときどき参加している ■ あまり参加していない
 ■ 参加したことがない ■ 無回答

アンケート調査結果⑦ 地域活動や行事に参加していない理由（複数回答）

地域活動や行事に参加していない理由について、「仕事や家事などが忙しく時間がないから」が 46.3% と最も高く、次いで、「体力的に自信がないから」の 34.6%、「興味の持てる活動がないから」の 21.9% の順となっています。

年代別では、年代が高くなるほど「体力的に自信がないから」の回答割合が高くなっています。一方、「仕事や家事などが忙しく時間がないから」は年齢が低くなるほど回答割合が高くなっています。

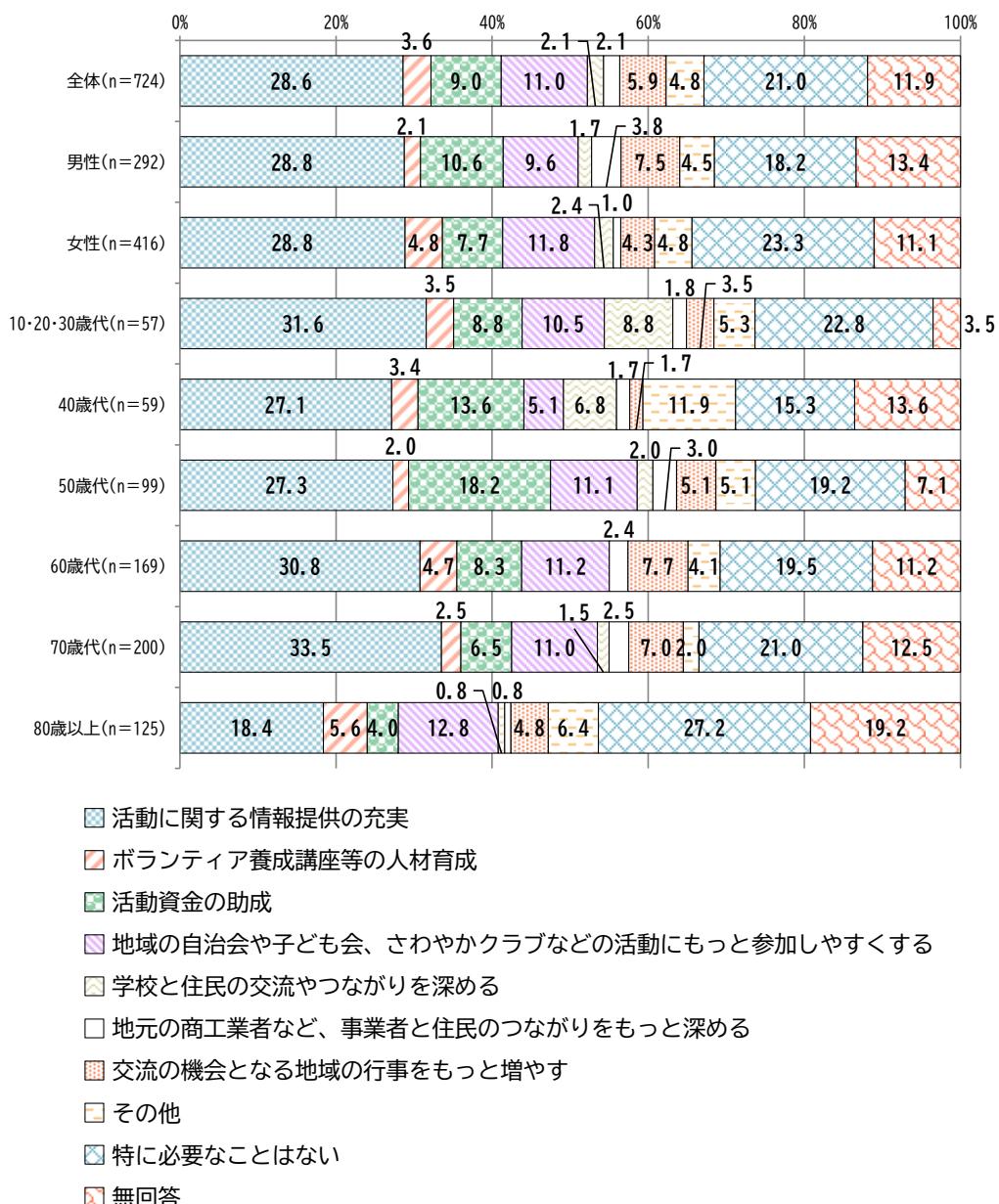


	10・20・30 歳代	40・50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上
1位	・仕事や家事などが忙しく時間がないから	・仕事や家事などが忙しく時間がないから	・仕事や家事などが忙しく時間がないから	・体力的に自信がないから	・体力的に自信がないから
2位	・子どもや高齢者、病気の家族などがいるから	・興味の持てる活動がないから	・体力的に自信がないから	・仕事や家事などが忙しく時間がないから	・興味の持てる活動がないから ・一緒に参加する人がいないから
3位	・興味の持てる活動がないから	・体力的に自信がないから	・興味の持てる活動がないから	・興味の持てる活動がないから	・その他

アンケート調査結果⑧ 地域の行事・活動を活発にしていくために必要なこと

地域の行事・活動を活発にしていくために必要なことについて、全体では「活動に関する情報提供の充実」が28.6%と最も高く、次いで、「特に必要なことはない」の21.0%、「地域の自治会や子ども会、さわやかクラブなどの活動にもっと参加しやすくする」の11.0%の順となっています。

〈単数回答〉

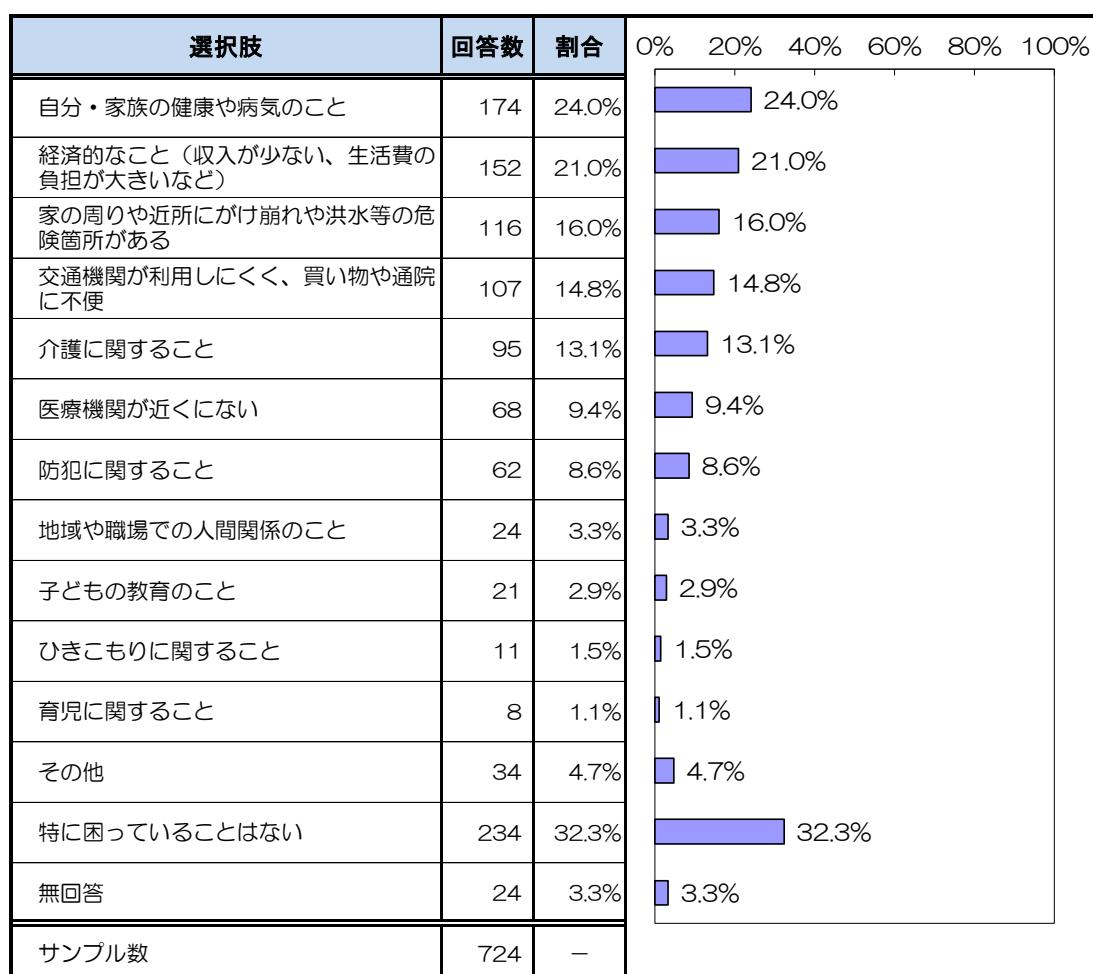


	10・20・30 歳代	40・50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上
1位	・活動に関する情報提供の充実	・活動に関する情報提供の充実	・活動に関する情報提供の充実	・活動に関する情報提供の充実	・特に必要なことはない
2位	・特に必要なことはない	・特に必要なことはない	・特に必要なことはない	・特に必要なことはない	・活動に関する情報提供の充実
3位	・地域の自治会や子ども会、さわやかクラブなどの活動にもっと参加しやすくする	・活動資金の助成	・地域の自治会や子ども会、さわやかクラブなどの活動にもっと参加しやすくする	・地域の自治会や子ども会、さわやかクラブなどの活動にもっと参加しやすくする	・地域の自治会や子ども会、さわやかクラブなどの活動にもっと参加しやすくする

アンケート調査結果⑨ 地域で生活する中で困っていること（複数回答）

地域で生活する中で困っていることについて、「特に困っていることはない」が 32.3% と高くなっていますが、具体的な困っていることとしては、「自分・家族の健康や病気のこと」が 24.0% と最も高く、次いで、「経済的なこと（収入が少ない、生活費の負担が大きいなど）」の 21.0%、「家の周りや近所にかけ崩れや洪水等の危険箇所がある」の 16.0% の順となっています。

年代別では、40 歳代の「経済的なこと（収入が少ない、生活費の負担が大きいなど）」、80 歳以上の「家の周りや近所にかけ崩れや洪水等の危険箇所がある」「交通機関が利用しにくく、買い物や通院に不便」が、他の年代と比較して回答割合が高くなっています。年代別に回答割合の高いものを見ると、「特に困っていることはない」以外では、10・20・30・40・50 歳代の「経済的なこと（収入が少ない、生活費の負担が大きいなど）」、60 歳以上の「自分・家族の健康や病気のこと」が最も高くなっています。

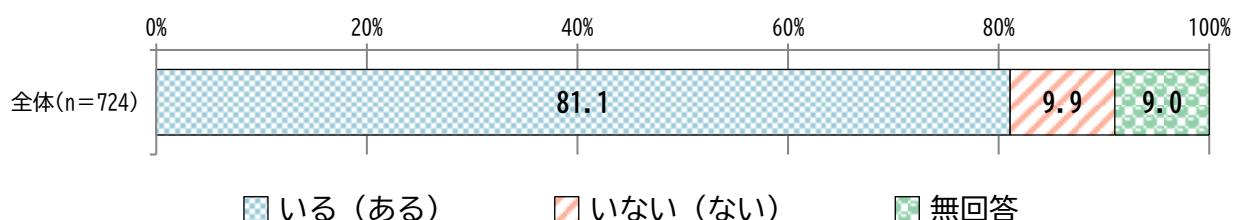


	10・20・30歳代	40・50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
1位	・特に困っていることはない	・特に困っていることはない	・特に困っていることはない	・特に困っていることはない	・自分・家族の健康や病気のこと
2位	・経済的なこと（収入が少ない、生活費の負担が大きいなど）	・経済的なこと（収入が少ない、生活費の負担が大きいなど）	・自分・家族の健康や病気のこと	・自分・家族の健康や病気のこと	・交通機関が利用しにくく、買い物や通院に不便
3位	・子どもの教育のこと	・自分・家族の健康や病気のこと	・経済的なこと（収入が少ない、生活費の負担が大きいなど）	・経済的なこと（収入が少ない、生活費の負担が大きいなど）	・家の周りや近所にかけ崩れや洪水等の危険箇所がある
4位	・交通機関が利用しにくく、買い物や通院に不便 ・防犯に関すること ・育児に関すること	・家の周りや近所にかけ崩れや洪水等の危険箇所がある	・介護に関すること	・家の周りや近所にかけ崩れや洪水等の危険箇所がある	・経済的なこと（収入が少ない、生活費の負担が大きいなど） ・特に困っていることはない

アンケート調査結果⑩ 悩みや心配ごとを相談できる人（場所）の有無

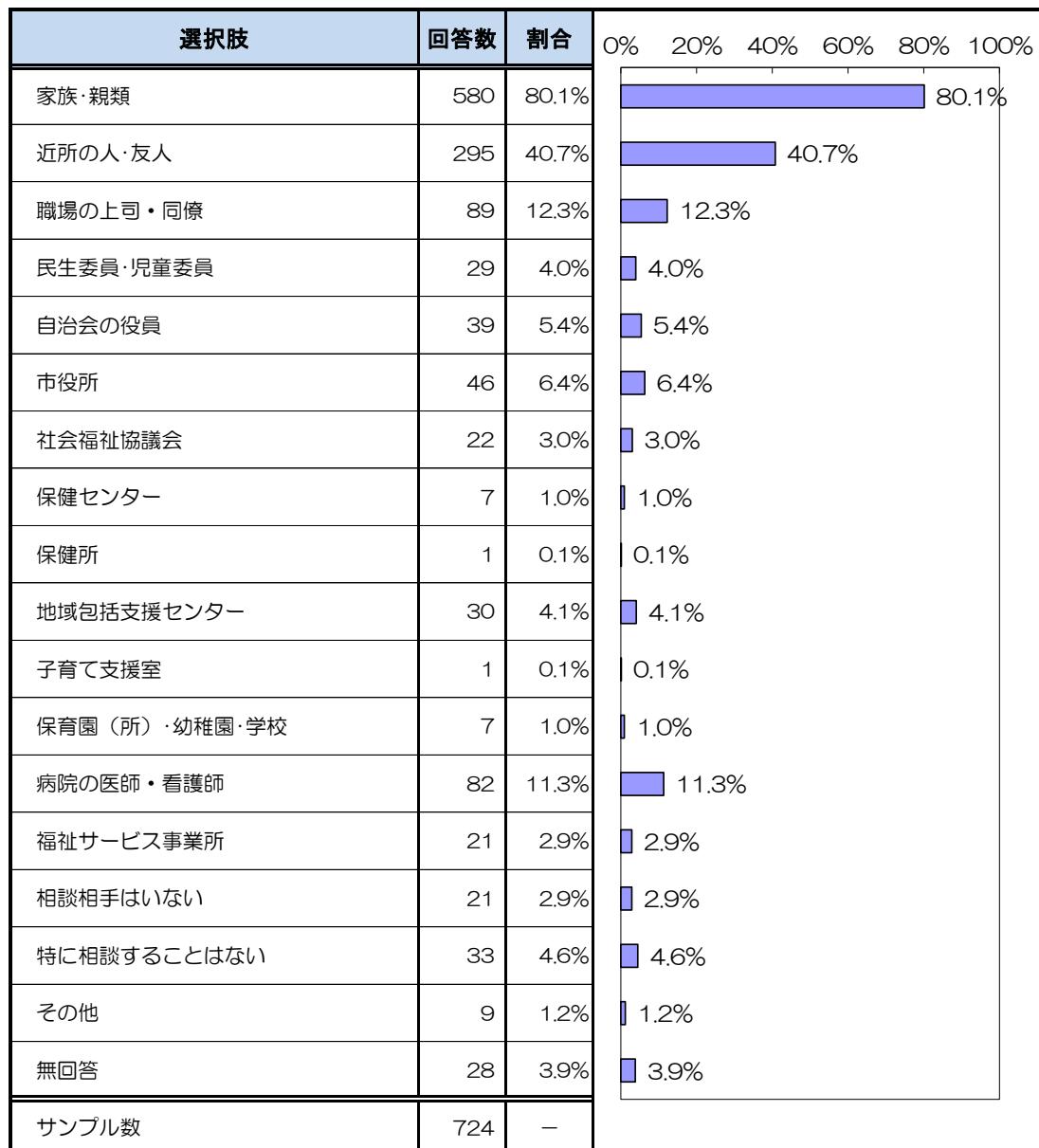
悩みや心配ごとを相談できる人（場所）の有無については、「いる（ある）」が81.1%、「いない（ない）」が9.9%となっています。

〈単数回答〉



アンケート調査結果⑪ 困りごとや不安の相談先（複数回答）

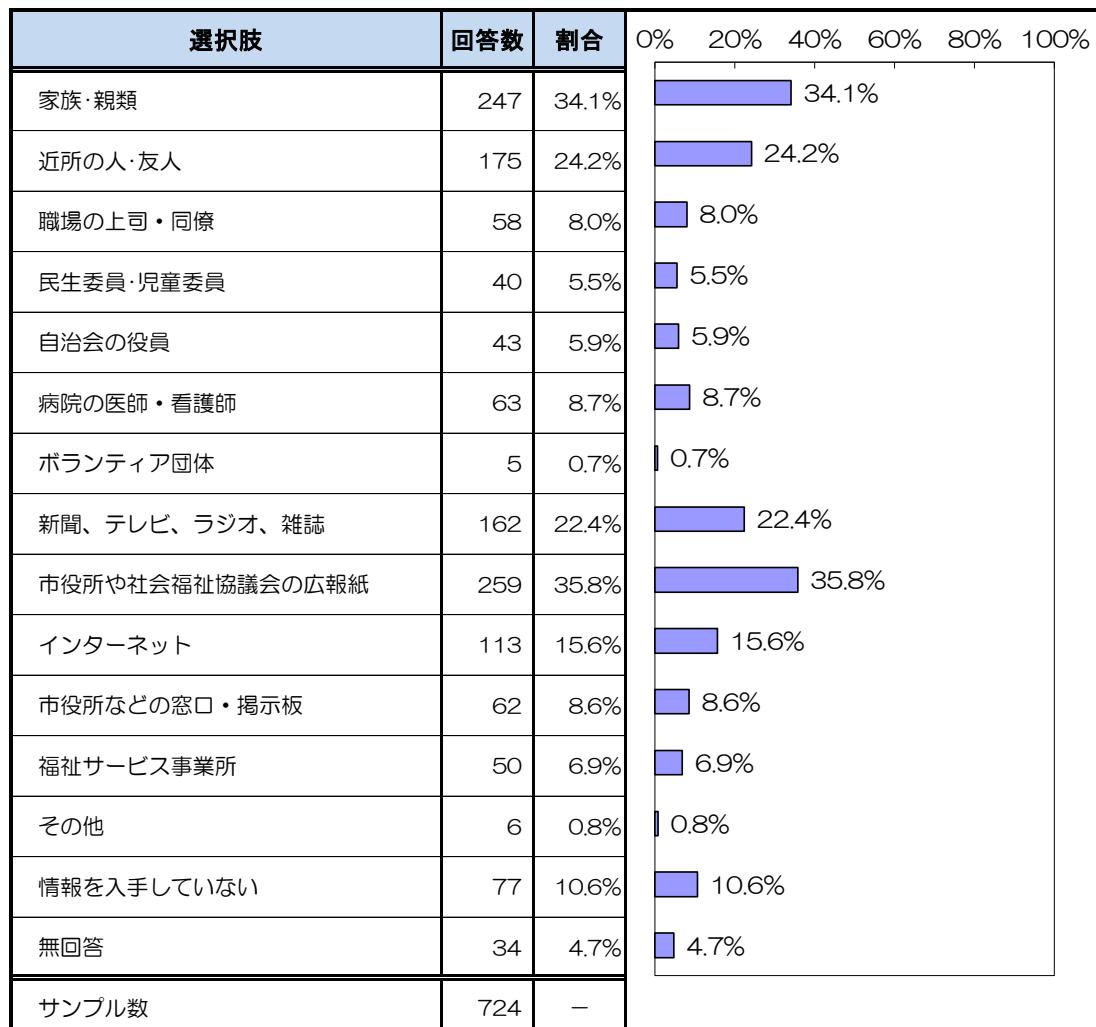
困りごとや不安について、「家族・親類」が 80.1%と最も高く、次いで、「近所の人・友人」の 40.7%、「職場の上司・同僚」の 12.3%の順となっています。



	10・20・30 歳代	40・50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上
1位	・家族・親類	・家族・親類	・家族・親類	・家族・親類	・家族・親類
2位	・近所の人・友人	・近所の人・友人	・近所の人・友人	・近所の人・友人	・近所の人・友人
3位	・職場の上司・同僚	・職場の上司・同僚	・職場の上司・同僚	・病院の医師・看護師	・病院の医師・看護師

アンケート調査結果⑫ 福祉サービス情報の入手先（複数回答）

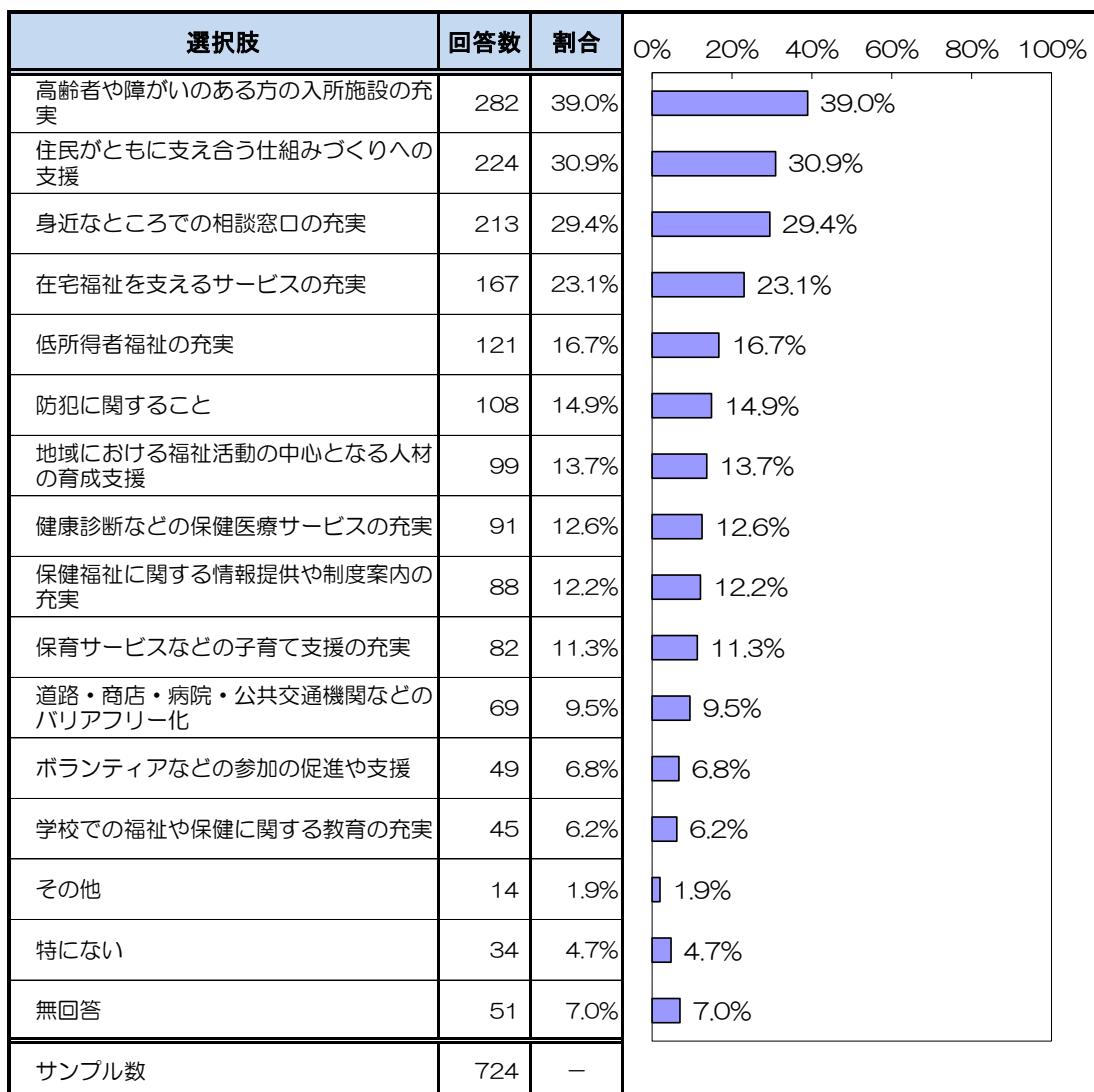
福祉サービス情報の入手先については、「市役所や社会福祉協議会の広報紙」が35.8%と最も高く、次いで、「家族・親類」の34.1%、「近所の人・友人」の24.2%の順となっています。



	10・20・30歳代	40・50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
1位	・インターネット	・市役所や社会福祉協議会の広報紙	・市役所や社会福祉協議会の広報紙	・市役所や社会福祉協議会の広報紙	・家族・親類
2位	・家族・親類	・家族・親類	・家族・親類 ・近所の人・友人	・家族・親類	・近所の人・友人 ・市役所や社会福祉協議会の広報紙
3位	・職場の上司・同僚	・インターネット	・新聞、テレビ、ラジオ、雑誌	・新聞、テレビ、ラジオ、雑誌	・新聞、テレビ、ラジオ、雑誌

アンケート調査結果⑬ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、阿久根市が重点的に取り組むべき施策（3つまで回答）

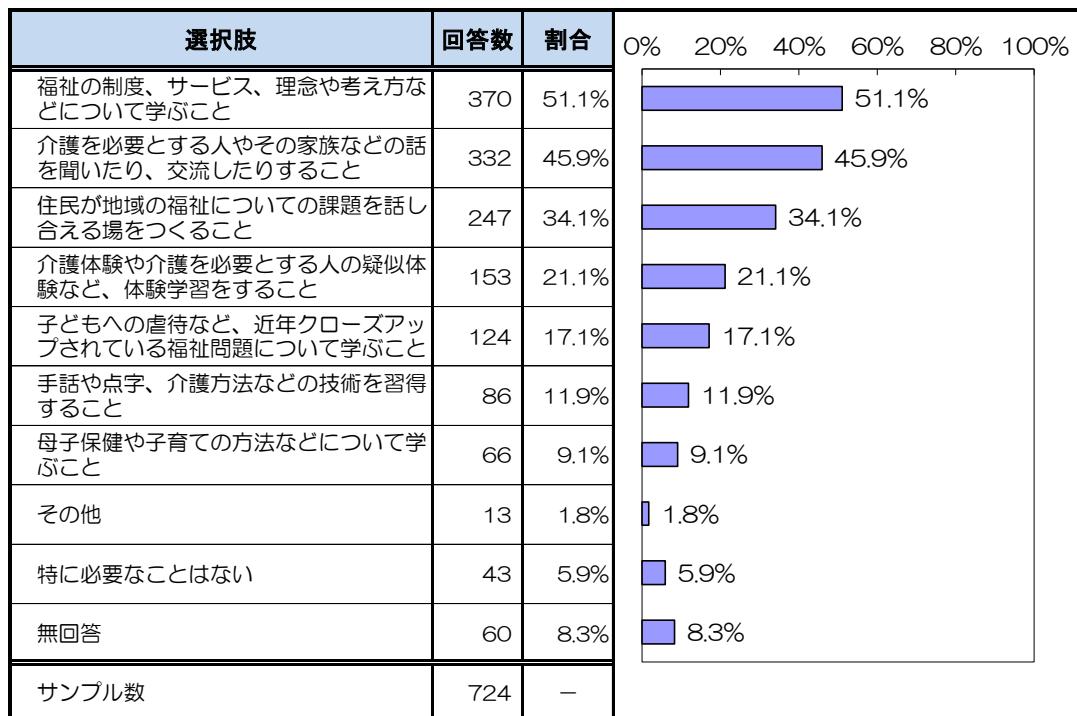
阿久根市において、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、特に重点的に取り組むべき施策については、「高齢者や障がいのある方の入所施設の充実」が39.0%と最も高く、次いで、「住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援」の30.9%、「身近なところでの相談窓口の充実」の29.4%の順となっています。



	10・20・30歳代	40・50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
1位	・保育サービスなどの子育て支援の充実	・高齢者や障がいのある方の入所施設の充実	・高齢者や障がいのある方の入所施設の充実	・高齢者や障がいのある方の入所施設の充実	・高齢者や障がいのある方の入所施設の充実
2位	・住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援	・住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援	・住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援	・住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援	・身近なところでの相談窓口の充実
3位	・身近なところでの相談窓口の充実	・身近なところでの相談窓口の充実 ・在宅福祉を支えるサービスの充実	・身近なところでの相談窓口の充実	・身近なところでの相談窓口の充実	・住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援 ・在宅福祉を支えるサービスの充実

アンケート調査結果⑭ 住民が福祉について理解を深めるために必要な機会（複数回答）

住民が福祉について理解を深めるためには、どのような機会が必要かについては、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が 51.1%と最も高く、次いで、「介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること」の 45.9%、「住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること」の 34.1%の順となっています。

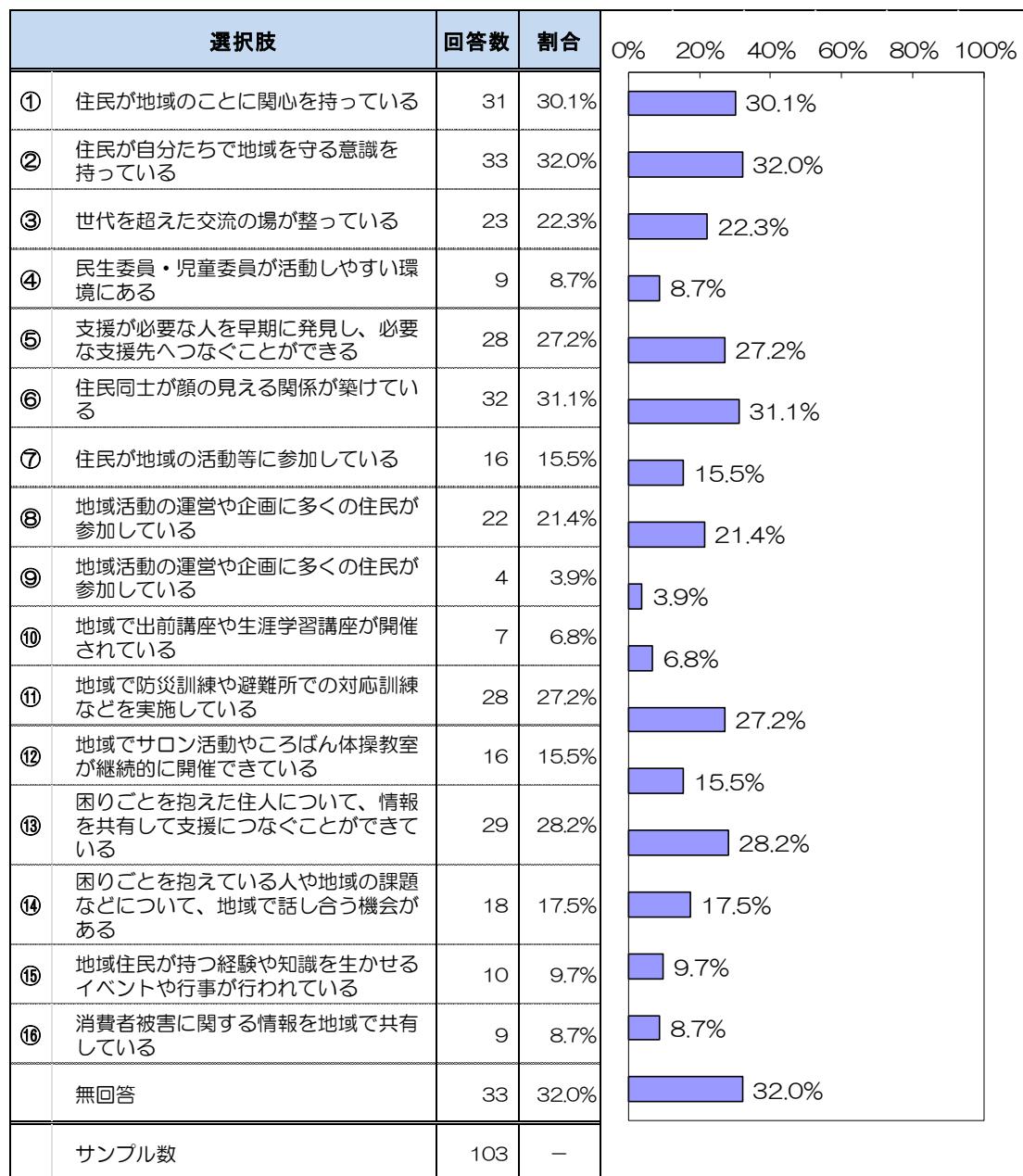


	10・20・30 歳代	40・50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上
1位	・福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと	・福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと	・福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと	・福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと	・介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること
2位	・介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること	・介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること	・介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること	・介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること	・福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと
3位	・子どもへの虐待など、近年クローズアップされている福祉問題について学ぶこと ・母子保健や子育ての方法などについて学ぶこと	・住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること	・住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること	・住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること	・住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること

4 区長及び民生委員・児童委員調査結果

アンケート調査結果 各地域の「みんなで取り組むこと」の重要度（複数回答）

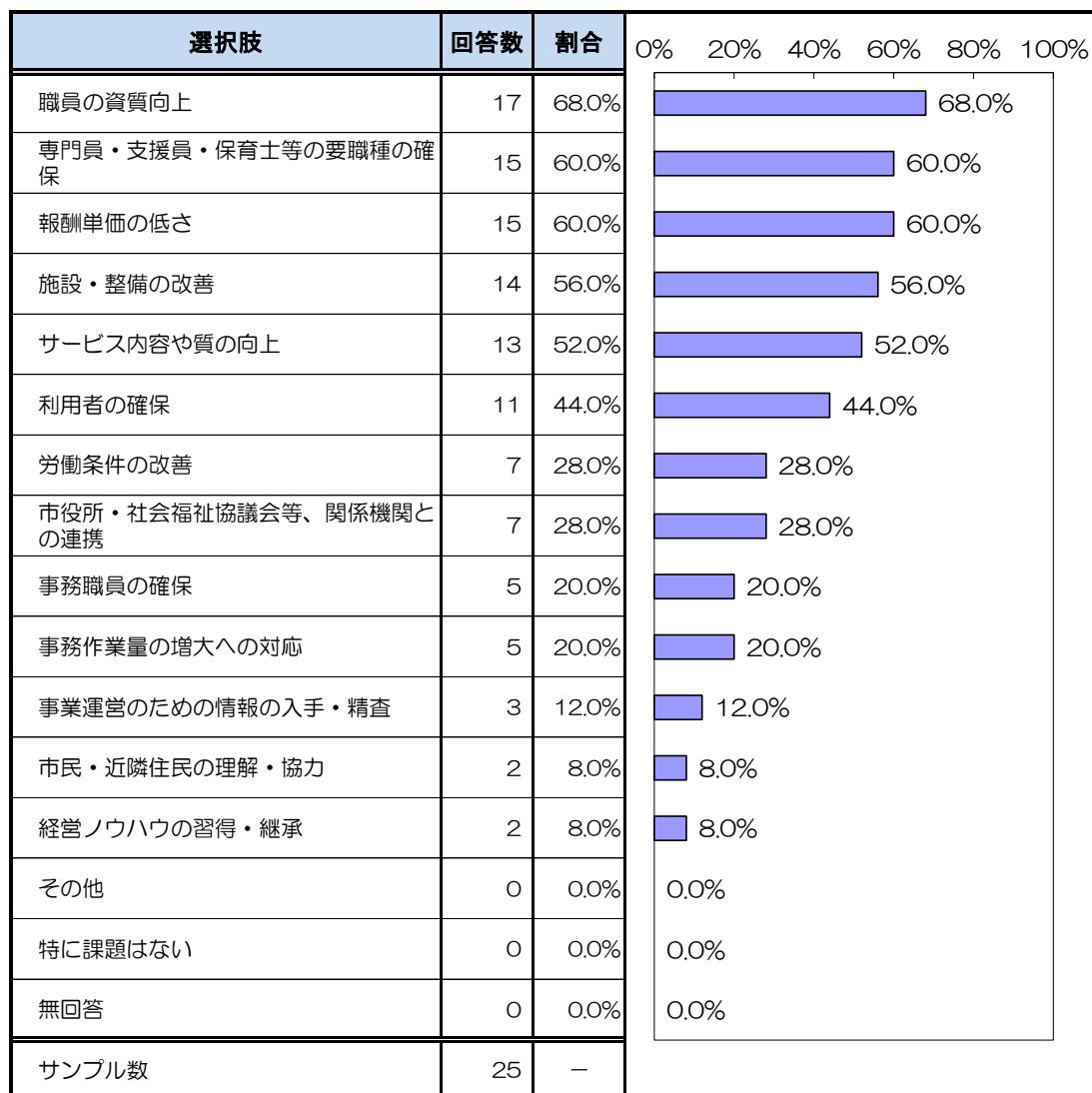
各地域の「みんなで取り組むこと」の重要度については、「②住民が自分たちで地域を守る意識を持っている」が 32.0% と最も高く、次いで、「⑥住民同士が顔の見える関係が築けている」の 31.1%、「①住民が地域のことに関心を持っている」の 30.1% の順となっています。



5 福祉施設・事業所調査結果

アンケート調査結果① 改善したい課題（複数回答）

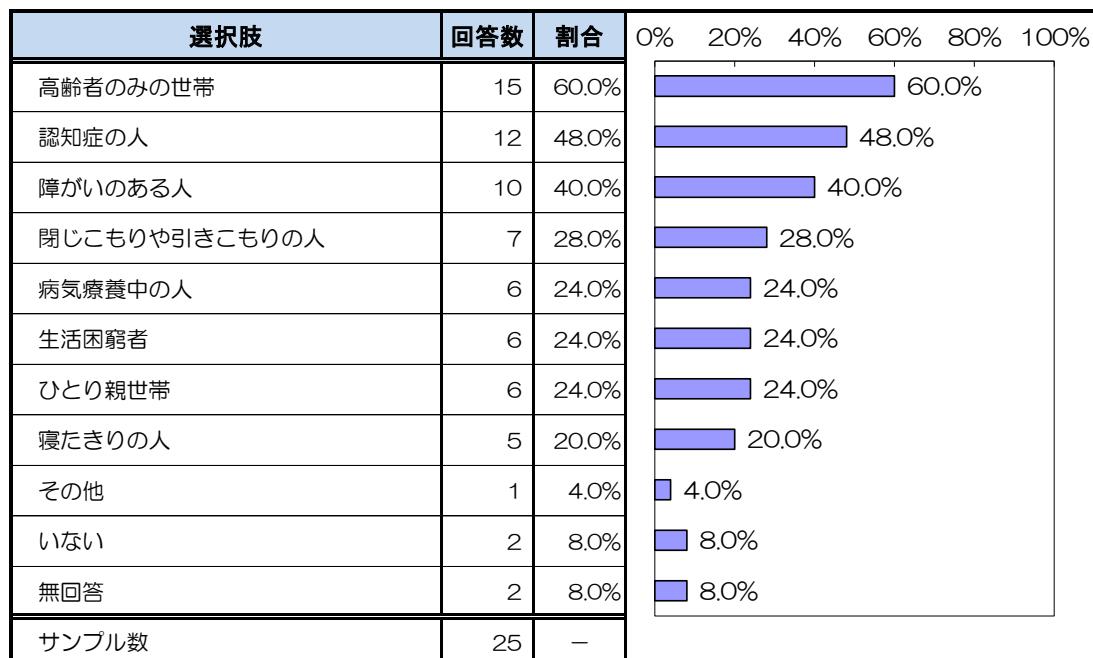
事業所内で円滑な事業運営のために改善したい課題については、「職員の資質向上」が 68.0% と最も高く、次いで、「専門員・支援員・保育士等の要職種の確保」「報酬単価の低さ」の 60.0% となっています。



	高齢者関係	障がい者関係	児童関係	医療関係
1位	・専門員・支援員・保育士等の要職種の確保	・職員の資質向上 ・報酬単価の低さ	・職員の資質向上 ・専門員・支援員・保育士等の要職種の確保 ・市役所・社会福祉協議会等、関係機関との連携	・報酬単価の低さ
2位	・職員の資質向上	・施設・整備の改善 ・サービス内容や質の向上 ・利用者の確保	・報酬単価の低さ ・施設・整備の改善 ・サービス内容や質の向上 ・労働条件の改善	・専門員・支援員・保育士等の要職種の確保 ・施設・整備の改善
3位	・報酬単価の低さ ・施設・整備の改善 ・サービス内容や質の向上	・専門員・支援員・保育士等の要職種の確保 ・事務職員の確保	・利用者の確保 ・事務職員の確保 ・市民・近隣住民の理解・協力 ・経営ノウハウの習得・継承	・職員の資質向上 ・市役所・社会福祉協議会等、関係機関との連携

アンケート調査結果② 地域における見守り支援が必要な人、課題を抱えている人（複数回答）

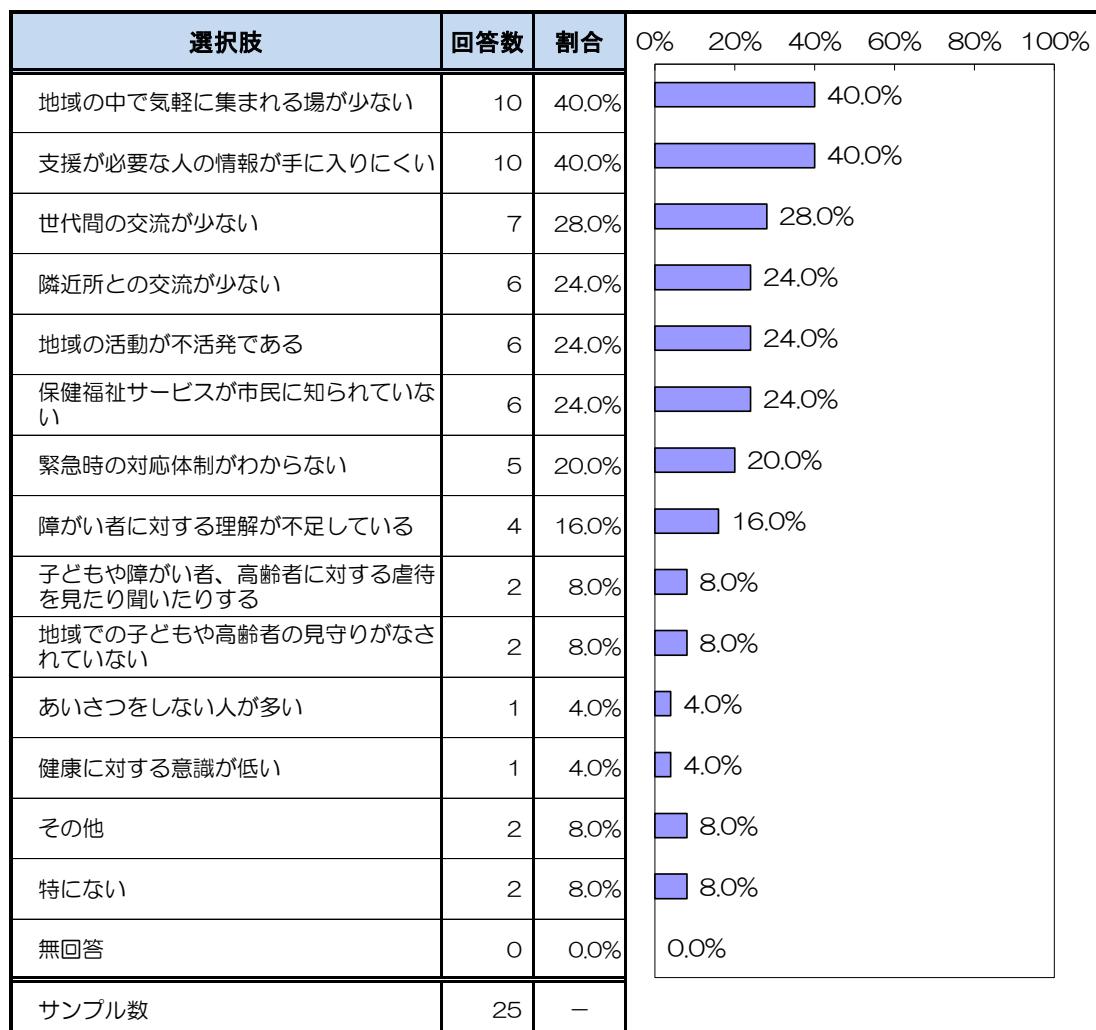
地域における見守り支援が必要な人、課題を抱えている人については、「高齢者のみの世帯」が 60.0% と最も高く、次いで、「認知症の人」の 48.0%、「障がいのある人」の 40.0% の順となっています。



	高齢者関係	障がい者関係	児童関係	医療関係
1位	・高齢者のみの世帯 ・認知症の人	・高齢者のみの世帯	・閉じこもりや引きこもりの人 ・生活困窮者	・高齢者のみの世帯
2位	・障がいのある人	・障がいのある人	・障がいのある人 ・ひとり親世帯	・認知症の人 ・寝たきりの人
3位	・病気療養中の人 ・寝たきりの人	・認知症の人 ・閉じこもりや引きこもりの人 ・病気療養中の人 ・ひとり親世帯	・高齢者のみの世帯 ・認知症の人 ・病気療養中の人 ・寝たきりの人 ・その他	・障がいのある人 ・ひとり親世帯

アンケート調査結果③ 地域における問題点・不足していること（複数回答）

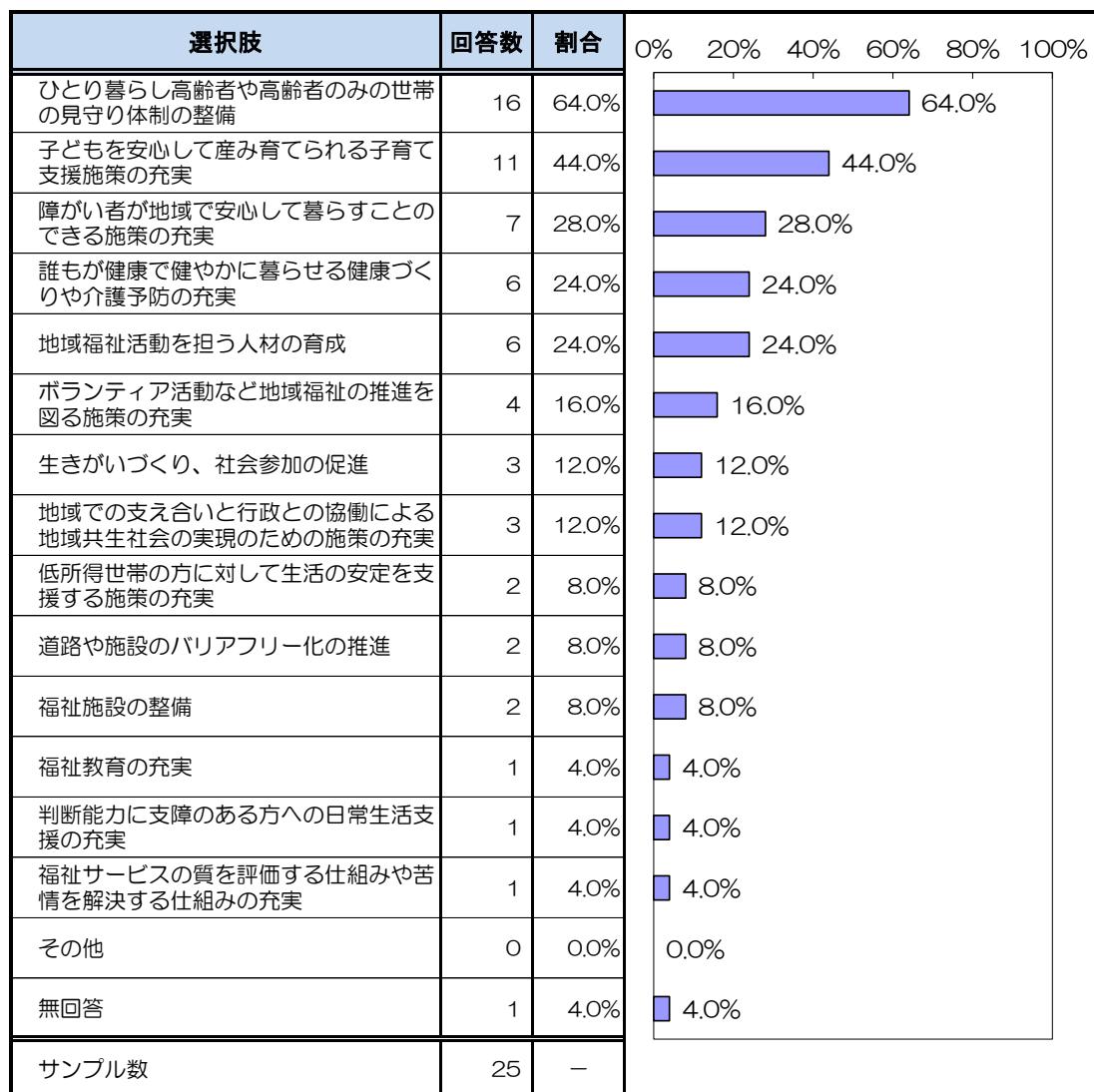
地域における問題点・不足していることについては、「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」「支援が必要な人の情報が手に入りにくい」が40.0%と最も高く、次いで、「世代間の交流が少ない」の28.0%となっています。



	高齢者関係	障がい者関係	児童関係	医療関係
1位	<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な人の情報が手に入りにくい 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中で気軽に集まる場が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中で気軽に集まる場が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉サービスが市民に知られていない 特にない
2位	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中で気軽に集まる場が少ない 世代間の交流が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な人の情報が手に入りにくい 障がい者に対する理解が不足している 	<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な人の情報が手に入りにくい 世代間の交流が少ない 隣近所との交流が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中で気軽に集まる場が少ない 支援が必要な人の情報が手に入りにくい 地域の活動が不活発である 地域での子どもや高齢者の見守りがなされていない あいさつをしない人が多い
3位	<ul style="list-style-type: none"> 隣近所との交流が少ない 地域の活動が不活発である 保健福祉サービスが市民に知られていない 	<ul style="list-style-type: none"> 世代間の交流が少ない 隣近所との交流が少ない 保健福祉サービスが市民に知られていない 緊急時の対応体制がわからない 子どもや障がい者、高齢者に対する虐待を見たり聞いたりする 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の活動が不活発である 保健福祉サービスが市民に知られていない 緊急時の対応体制がわからない 子どもや障がい者、高齢者に対する虐待を見たり聞いたりする その他 	

アンケート調査結果④ 今後の活動について（3つまで回答）

今後、阿久根市の福祉施策として特に力を入れて取り組むべきことについては、「ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の見守り体制の整備」が 64.0% と最も高く、次いで、「子どもを安心して産み育てられる子育て支援施策の充実」の 44.0%、「障がい者が地域で安心して暮らすことのできる施策の充実」の 28.0% の順となっています。



	高齢者関係	障がい者関係	児童関係	医療関係
1位	<ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の見守り体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の見守り体制の整備 子どもを安心して産み育てられる子育て支援施策の充実 障がい者が地域で安心して暮らすことのできる施策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを安心して産み育てられる子育て支援施策の充実 障がい者が地域で安心して暮らすことのできる施策の充実 地域福祉活動を担う人材の育成 ボランティア活動など地域福祉の推進を図る施策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の見守り体制の整備
2位	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを安心して産み育てられる子育て支援施策の充実 誰もが健康で健やかに暮らせる健康づくりや介護予防の充実 地域福祉活動を担う人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動など地域福祉の推進を図る施策の充実 福祉施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の見守り体制の整備 誰もが健康で健やかに暮らせる健康づくりや介護予防の充実 生きがいづくり、社会参加の促進 道路や施設のバリアフリー化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを安心して産み育てられる子育て支援施策の充実 誰もが健康で健やかに暮らせる健康づくりや介護予防の充実
3位	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が地域で安心して暮らすことのできる施策の充実 ボランティア活動など地域福祉の推進を図る施策の充実 地域での支え合いと行政との協働による地域共生社会の実現のための施策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが健康で健やかに暮らせる健康づくりや介護予防の充実 地域福祉活動を担う人材の育成 地域での支え合いと行政との協働による地域共生社会の実現のための施策の充実 低所得世帯の方に対して生活の安定を支援する施策の充実 判断能力に支障のある方への日常生活支援の充実 		<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が地域で安心して暮らすことのできる施策の充実 地域福祉活動を担う人材の育成 生きがいづくり、社会参加の促進

第3章 前回計画の評価と課題

第3章 前回計画の評価と課題

1 前回計画の全体評価

項目	調査種別		
	市民	地域	行政
基本目標1 一人ひとりがつながる地域づくり			
1 交流コミュニティ活動の推進	B	A	B
2 福祉を「知る」「学ぶ」機会の充実	C	C	B
基本目標2 地域福祉を支える担い手づくり			
1 地域福祉活動の担い手の育成	C	B	B
2 社会参加の促進	C	B	B
3 支え合いネットワークの推進	A	B	B
基本目標3 誰もが笑顔で暮らし続けられる仕組みづくり			
1 適切なサービスを利用できる仕組みづくり	A	—	B
2 課題を抱える人に必要な支援が届く仕組みづくり	A	B	B
3 人権尊重と権利擁護の推進	C	—	B
4 地域における安全対策と災害時の支援体制	B	B	B

- 上記の表は、市民（市民意識調査）、地域（区長及び民生委員・児童委員調査）、行政（ヒアリング調査）それぞれの評価を平均したものです。
- 評価は以下の3つの視点から行いました。

① 市民意識調査

② 区長及び民生委員・児童委員調査

※「市民意識調査」及び「区長及び民生委員・児童委員調査」では、基本目標に紐づく各取組項目について、取組に対して肯定的な印象を持つ回答（「そう思う」「ややそう思う」等）の割合を算出し、以下の基準に基づいて評価を付与しました。

評価	取組に対して肯定的な印象を持つ回答割合
A	75%以上
B	50%以上 75%未満
C	25%以上 50%未満
D	0%以上 25%未満

③ 行政による評価

※行政による評価については、あらかじめ各項目に対し以下の基準に基づいて評価を付与しています。

評価	取組に対して肯定的な印象を持つ回答割合
A	順調に推進
B	概ね順調に推進
C	あまり推進できず
D	推進できず
E	評価不能

2 取組ごとの評価

基本目標			市民による評価			地域 (区長・民生委員・児童委員)による評価	
中項目	項目	市民調査設問	該当割合	評価項目	区長・民生委員・児童委員 調査設問	該当割合	評価項目
1 交流 コミュニティ活動の推進	●ご近所とあいさつをしたり、日頃からの声かけを行い、顔の見える関係を築きましょう。	ご近所とあいさつをしたり、日頃からの声かけを行っている割合	83.1%	A	住民同士が顔の見える関係が築けていると考えている割合	69.9%	B
	●地域で開催される行事等に参加し、積極的に話しかけ、交流を深めるなど地域のことに関心を持ちましょう。	地域のことについて関心がある割合	69.5%	B	住民が地域のことに関心を持っていると考えている割合	76.7%	A
	●行事等に参加する際、隣近所や知り合いに積極的に声をかけましょう。	行事等に参加する際、隣近所や知り合いに声をかけている割合	46.8%	C	住民が地域の活動等に参加していると考えている割合	79.6%	A
	●地域の集いの場に参加しやすい環境づくりを行いましょう。	地域の活動は参加しやすい環境にある割合	57.9%	B	—	—	—
	●様々な団体等の活動に参加し、交流の幅を広げましょう。	地域の活動等に参加している割合	54.1%	B	住民が地域の活動等に参加していると考えている割合	79.6%	A
	●地域における見守り活動や交流体験、子育て支援活動に参加しましょう。	地域の活動等に参加している割合	54.1%	B	住民が地域の活動等に参加していると考えている割合	79.6%	A
全体評価				B			A
2 福祉を「知る」「学ぶ」機会の充実	●家族や親族間で、福祉や介護サービスに関して話し合う機会を設けましょう。	家族や親族と、福祉や介護サービスに関して話し合っている割合	50.2%	B	—	—	—
	●福祉サービスの内容等に関し、広報誌やホームページ等から積極的に情報を得ましょう。	福祉サービスの内容等に関し、情報を得るようにしている割合	48.9%	C	—	—	—
	●健康づくり講座や医療・福祉に関する講演会等に積極的に参加しましょう。	福祉、健康づくり、医療、人権に対する講演会等に参加するようしている割合	22.8%	D	—	—	—
	●地域において出前講座や生涯学習講座の開催を企画し、参加しましょう。	地域の出前講座や生涯学習講座に参加している割合	17.0%	D	地域で出前講座や生涯学習講座が開催されていると考えている割合	47.6%	C
	●社会福祉法人等が行う地域行事に参加し、身近な施設の事業内容について理解を深めましょう。	地域にある福祉施設の事業内容について理解している割合	48.9%	C	—	—	—
	●地域で活動している団体やボランティア等の活動内容を知り、参加したい活動を見つけましょう。	地域で活動している団体やボランティア活動について知っている割合	37.9%	C	—	—	—
全体評価				C			C

基本目標			市民による評価			地域 (区長・民生委員・児童委員)による評価	
中項目	項目	市民調査設問	該当割合	評価項目	区長・民生委員・児童委員 調査設問	該当割合	評価項目
1 地域福祉活動の担い手の育成	●積極的に地域福祉・ボランティア活動に参加しましょう。また、地域で行っている活動等について情報発信しましょう。	地域の活動等に参加している割合	54.1%	B	住民が地域で行っている活動等について情報を発信していると考えている割合	60.1%	B
	●社会福祉協議会が主催するボランティア養成講座へ参加し、ボランティアに関する知識の習得を目指しましょう。	社会福祉協議会が主催するボランティア養成講座へ参加したことがある割合	7.0%	D	—	—	—
	●地域で開催されるサロン活動やころばん体操教室が継続して実施できるよう、その運営に参加・協力しましょう。	—	—	—	地域でサロン活動やころばん体操教室が継続的に開催できていると考えている割合	82.5%	A
	●サロン活動などで把握できた心配ごとの情報を、地域で共有し、解決する取組を進めましょう。	—	—	—	困りごとを抱えた住人にについて、情報を共有して支援につなぐことができていると考えている割合	61.2%	B
	●これまで積み上げてきた経験や知識を地域の中で生かせるイベントや行事を開催しましょう。	—	—	—	地域住民が持つ経験や知識を生かせるイベントや行事が行われていると考えている割合	30.1%	C
	●地域活動への参加が難しい場合でも「できるとき」、「できること」、「できる範囲で」取り組んでみましょう。	地域活動にできる範囲で参加するように努めている割合	62.6%	B	—	—	—
全体評価			C		B		
2 社会参加の促進	●地域で世代を超えた交流の機会の場づくりを行い、子どもから大人までの参加を促進しましょう。	—	—	—	世代を超えた交流の場が整っていると考えている割合	29.2%	C
	●行事の種類に応じて、その運営や企画段階から住民の参加を募りましょう。	行事の種類に応じて、その運営や企画段階から参加している割合	17.5%	D	地域活動の運営や企画に多くの住民が参加していると考えている割合	66.9%	B
	●既存の地域行事においても、開催する時間や曜日を検討し、できるだけ多くの住民が参加できる環境づくりを進めましょう。	地域の活動は参加しやすい環境にあると考えている割合	57.9%	B	—	—	—
	●地域のボランティア活動の内容に応じて、活動時間や参加条件などの検討を行い、効率的に多くの人が参加できる活動形態を検討しましょう。	地域のボランティア活動は参加しやすい環境にあると考えている割合	50.9%	B	—	—	—
	全体評価	—	C	—	—	—	B
3 支え合いネットワークの推進	●見守りが必要な人を見つけたら、民生委員・児童委員や支援機関等に知らせましょう。	見守りや支援が必要な人を見つけたら、民生委員・児童委員や支援機関等に知らせようと思う割合	78.8%	A	—	—	—
	●地域における高齢者の見守り活動や児童・生徒の登下校時における見守り活動に協力しましょう。	—	—	—	支援が必要な人を早期に発見し、必要な支援先につなぐことができると考えている割合	63.1%	B
	●民生委員・児童委員が活動しやすいよう、連携・協力した環境づくりに努めましょう。	—	—	—	民生委員・児童委員が活動しやすい環境にあると考えている割合	62.1%	B
	●独居高齢者等の支援が必要な人の情報を地域で共有する機会を設けましょう。	—	—	—	独居高齢者等の支援が必要な人の情報を地域で共有する機会があると考えている割合	34.0%	C
	全体評価	—	A	—	—	—	B

基本目標			市民による評価			地域 (区長・民生委員・児童委員)による評価	
中項目	項目	市民調査設問	該当割合	評価項目	区長・民生委員・児童委員 調査設問	該当割合	評価項目
1 適切なサービスづくりを利用できる	●悩み事や心配事を一人で抱え込まず、周囲の人々に相談しましょう。	悩みごとや心配事があるときは、一人で抱え込まず、周囲の人々に相談しようと思う割合	79.9%	A	—	—	—
	●悩み事を抱えている人が気軽に相談でき、かつ様々なことについてみんなで話し合える環境づくりを行いましょう。	悩みや心配ごとを相談できる場所(人)がある(いる)割合	81.1%	A	—	—	—
	●広報誌や社協だより、ホームページ、防災行政無線放送、各福祉サービス事業者発行のお便り等から、各種相談に関する情報を得るように心掛けましょう。	悩みや心配ごとを相談できる場所(人)がある(いる)割合	81.1%	A	—	—	—
	●在宅高齢者福祉アドバイザーや民生委員・児童委員等に相談して、課題に応じた相談窓口の案内やアドバイスを受けましょう。	悩みごとや心配事があるときは、一人で抱え込まず、周囲の人々に相談しようと思う割合	79.9%	A	—	—	—
	全体評価			A			—
2 課題を抱える人に必要な支援が届く	●地域において支援が必要な人を早期に発見し、必要な支援先へつなぎましょう。	見守りや支援が必要な人を見つけたら、民生委員・児童委員や支援機関等に知らせようと思う割合	78.8%	A	支援が必要な人を早期に発見し、必要な支援先へつなぐことができると考えている割合	63.1%	B
	●生活困窮者自立支援制度の理解を深めましょう。	生活困窮者自立支援制度の認知度の割合	55.5%	B	—	—	—
	●地域の見守り活動を通じて、虐待や暴力の未然防止に協力しましょう。	見守りや支援が必要な人を見つけたら、民生委員・児童委員や支援機関等に知らせようと思う割合	78.8%	A	困りごとを抱えた住民について、情報を共有して情報を共有して支援につなぐことができていると考えている割合	61.2%	B
	●虐待の態様や種類に関して、正しい知識を得ましょう。	虐待の種類の認知度の割合	64.8%	B	—	—	—
	●虐待や暴力が疑われる事例については、児童相談所、市、警察等へ相談・報告しましょう。	見守りや支援が必要な人を見つけたら、民生委員・児童委員や支援機関等に知らせようと思う割合	78.8%	A	—	—	—
	全体評価			A			B
3 人権尊重と権利擁護の推進	●福祉や人権に対し、関心を持ち、正しい知識を身に付け、相手を思いやる気持ちを育みましょう。	福祉や人権のことについて関心がある割合	68.0%	B	—	—	—
	●高齢者や障がい者等、配慮が必要な人への理解を深め、手助けをしましょう。	福祉や人権のことについて関心がある割合	68.0%	B	—	—	—
	●市や社会福祉協議会等の団体から発信される情報をお伝えしましょう。	市や社会福祉協議会等の団体から発信される情報を共有し、必要な人に伝えましょう。	45.1%	C	—	—	—
	●人権や福祉に関する講演会やイベント等へ積極的に参加しましょう。	福祉、健康づくり、医療、人権に関する講演会等に参加するようしている割合	23.0%	D	—	—	—
	全体評価			C			—

基本目標			市民による評価			地域 (区長・民生委員・児童 委員)による評価	
中項目	項目	市民調査設問	該当割合	評価項目	区長・民生委員・児童委員 調査設問	該当割合	評価項目
4地域における安全対策と災害時の支援体制	●地域の防犯活動へ積極的に参加しましょう。また、近所の子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないように見守りましょう。	—	—	—	住民が自分たちで地域を守る意識を持っていると考えている割合	68.0%	B
	●消費者被害を防止するため、地域で情報を共有しましょう。	—	—	—	消費者被害に関する情報を地域で共有していると考えている割合	31.1%	C
	●交通事故の危険性を認識し、日頃から交通ルールやマナーを遵守して運転するとともに、子どもや高齢者などの近くを通過するときは、徐行するなど思いやりを持った運転をしましょう。	交通ルールやマナーを守っている割合	97.1%	A	—	—	—
	●地域住民の防災、防犯意識や自分たちで地域を守る意識を高めましょう。	防災・防犯意識を持っている割合	79.2%	A	住民が自分たちで地域を守る意識を持っていると考えている割合	68.0%	B
	●地域の自主防災組織の活動や防災に関する訓練、講座等に参加しましょう。	地域の防災活動に参加している割合	49.4%	C	—	—	—
	●自らの身の安全は自分で守る意識を持つつ、災害発生時において、要配慮者を支援しましょう。	防災・防犯意識を持っている割合	79.2%	A	災害時の避難について、避難が難しい人を支える体制が整っていると考えている割合	61.2%	B
	●地域で防災訓練や避難所での対応訓練などを実施するとともに、非常時の備蓄や避難場所と避難経路の確認など、個人や家族でも災害時に備えましょう。	非常時の備蓄や避難場所と避難経路の確認など、災害時に備えている割合	59.4%	B	防災訓練や避難所での対応訓練などを実施していると考えている割合	83.5%	A
	全体評価			B			B

第4章 計画の基本的方針

第4章 計画の基本の方針

1 「地域共生社会」実現に向けた、「我が事」・「丸ごと」の取組

「地域共生社会」の実現に向けては、第1章で述べたように地域における「我が事」・「丸ごと」の取組（下記）を改革の4つの柱として中心に位置付け、地域福祉計画に盛り込むべき「5つの事項」を念頭に、各種取組を進めていく必要があります。

「我が事」・「丸ごと」の取組 改革の4つの柱

- ① 地域課題の解決力の強化
- ② 地域丸ごとのつながりの強化
- ③ 地域を基盤とする包括的支援の強化
- ④ 専門人材の機能強化・最大活用

市町村地域福祉計画に盛り込むべき「5つの事項」

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

「我が事」・「丸ごと」の取組 改革の4つの柱

「地域課題の解決力の強化」の取組

- 「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の支援
- 「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちからの活動の支援
- 住民の課題を解決する経験の積み重ねによる地域づくりの支援
- 「他人事」を「我が事」に変えていくような働きかけを通じて、住民が自主的に地域課題を知って解決に取り組む体制を構築
- 住民に身近な圏域において、各福祉制度に基づく相談機関や、社会福祉協議会、社会福祉法人やNPO法人などが、相互に連携しながら、地域の住民が抱える課題について、分野を超えて「丸ごと」の相談を受け止める場の設置
- 住民に身近な圏域で明らかになった問題（多様・複合的な課題）などについて、保健・医療、権利擁護、雇用・就労、産業、教育、住まいなどに関する様々な機関が連携し、問題の解決を図る体制の確保
- 住民に身近な圏域における「丸ごと」の相談体制と緊密に連携することにより、全ての住民を対象とする包括的相談支援体制の構築

※包括的相談支援体制：「分野を問わず子どもから高齢者までなんでも相談することができる「総合相談窓口」といった場所」や、「複雑な課題を抱える個人・世帯の問題を解決するために、様々な機関が支援を行うための連絡・調整をすぐに行うことができるネットワーク体制」など、支援を行う人が連携して住民の相談にすぐに対応できる支援体制のこと

「地域丸ごとのつながりの強化」の取組

- 地域の活動に様々な主体（団体・組織・企業・行政）の参加を促すことを目的とする、福祉政策と雇用政策を活用した地域の支え合い活動に関する人材育成の促進
- 地域の民間資金の活用の推進
- まちづくりなどの分野における取組と連携した、人と人、人と資源が「丸ごと」つながり、地域資源を活用し、利用してもらい、新たな資源を生み出すといった「循環」を生み出す取組の支援

「地域を基盤とする包括的支援の強化」の取組

- 「生活上の困難を抱える方が地域で自立した生活を送るための地域住民による支え合い」と「公的支援が連動し地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制の構築」による、切れ目のない支援
- 国や行政の制度の「縦割り」を超えた、柔軟に必要な支援を確保するための事業・報酬の体系を見直し
- 疾病など住民が抱える課題と深く関係し、地域の包括的支援における重要な役割を持つ「保健分野」の主体に対する支援体制の強化と、福祉行政との連携の緊密化

「専門人材の機能強化・最大活用」の取組

- 住民とともに地域を創り、地域の様々なニーズを把握し、地域住民に寄り添って支援をしていく対人支援を行う人材の確保
- 保健医療福祉の各資格を通じた基礎的な知識や素養を身につけた専門人材の養成
- 各資格の専門性の確保に配慮しつつ、専門人材の養成課程の在り方について、「縦割り」から「丸ごと」への見直し

市町村地域福祉計画に盛り込むべき「5つの事項」

地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉 その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- 高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- 制度の狭間の課題への対応の在り方
- 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- 全局的な体制整備

地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- 利用者の権利擁護
- 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- 地域福祉を推進する人材の養成

地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（社会福祉法第106条の3第1項第1号関係）
- 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（社会福祉法第106条の3第1項第2号関係）
- 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（社会福祉法第106条の3第1項第3号関係）

2 目指す地域福祉の姿

多くの人が、生まれ育ったまちや、思い出のある地域で、家族や大切な人たちと、いつまでも幸せに暮らしたいと願っています。

近年、私たちの暮らしは豊かになってきた半面、ＩＣＴ化によるライフスタイルの変化や、個人の価値観の多様化、さらにＳＮＳ等の新たなコミュニケーションツールの影響も相まって、近所や地域とのつながりが希薄になり、地域で問題を解決する力が弱まりつつあります。

このような状況の中で、住民が抱える問題も「より複雑」かつ「多様化」しており、自身や家族だけでは解決が難しく、また、行政や関係機関の既存の支援制度では十分な対応が困難となるケースが増えています。

これらの問題を解決し、これからも住み慣れた地域で安心して生活していくためには、行政や関係機関だけでなく、住民一人ひとりが福祉に关心を持ち、地域において、住民がつながり支え合う取組を育んでいく、「地域共生社会」の実現が重要となっています。

3 計画の基本目標

(1) 一人ひとりがつながる地域づくり

「地域共生社会」の実現には、そこで生活する人々が、福祉に関する地域課題やニーズを「我が事」として捉え、「丸ごと」その解決に当たることが求められます。そのためにはまず、地域の状況を理解し、課題意識を共有しながら、福祉に対する関心を高めることが必要です。

また、地域で暮らす一人ひとりが支え合い、助け合う意識を育み、福祉や人権について正しい知識を身につけることが大切です。

福祉についての学びや参加、体験の機会を充実し、地域で行われている福祉活動や、今後の地域福祉の在り方などについて、周知と啓発を行い、福祉を身近に感じる地域づくりを進めます。

(2) 地域福祉を支える担い手づくり

地域福祉の推進の機運を高めながら、多くの人が地域福祉活動に关心を持ち、誰でも気軽に地域福祉の活動に取り組むことができるきっかけをつくり、活動できる人を増やしていく取組が必要です。

ボランティア活動に気軽に参加できるような機会や、情報発信の充実を図り、地域福祉活動を担う人材が活躍できる地域づくりに努めるとともに、多様な福祉ニーズに対応できる人材の確保・育成及び資質の向上を目指します。

（3）誰もが笑顔で暮らし続けられる仕組みづくり

地域において自立した生活を支援していくためには、福祉サービスをはじめとして、市民の生活に関わる様々な分野の支援を充実させていく必要があります。

そのため、年齢や障がいの有無に関わらず、全ての人がニーズに合ったサービスを利用しやすい環境づくりを進めるとともに、様々な媒体による情報発信と相談機会の充実に努めます。

また、人権を守り、虐待や暴力のない社会の実現のために、一人ひとりが正しい知識と互いを尊重する意識を高めるための取組を進めます。

さらに、市民の安心・安全な生活を確保するために、防犯体制の強化や災害時における情報発信及び支援体制の充実に努めます。

『基本理念』

本市では、市の最上位計画である「阿久根市まちづくりビジョン」において、『帰ってきたくなる 行ってみたくなる 東シナ海の宝のまち あくね』を将来都市像として掲げ、その実現に向けた施策の基本方針として、『阿久根に家族の夢をつくる。』及び『阿久根に健康生活、共同の輪をつくる。』等を定めています。

地域の住民一人ひとりがつながり、地域の共生のために支え合って、いつまでも笑顔で暮らせる地域づくりを目指していくための本市の地域福祉計画の基本理念を、次のとおりとします。

「つながり」と「支え合い」で築く
笑顔のまち あくね

4 計画の体系図

基本理念

「つながり」と「支え合い」で築く
笑顔のまち あくね

基本目標1 一人ひとりがつながる地域づくり

- ▶ 1 交流とコミュニティ活動の推進
- ▶ 2 福祉を「知る」「学ぶ」機会の充実

基本目標2 地域福祉を支える担い手づくり

- ▶ 1 地域福祉活動の担い手の育成
- ▶ 2 社会参加の促進
- ▶ 3 支え合いネットワークの推進

基本目標3 誰もが笑顔で暮らし続けられる仕組みづくり

- ▶ 1 適切なサービスを利用できる仕組みづくり
- ▶ 2 課題を抱える人に必要な支援が届く仕組みづくり
- ▶ 3 人権尊重と権利擁護の推進
- ▶ 4 地域における安全対策と災害時の支援体制

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

基本目標1 一人ひとりがつながる地域づくり

1 交流とコミュニティ活動の推進

◆現状と課題

- ◇ 近年、少子高齢化の進行や人口減少、ライフスタイルの変化などに伴い、地域のコミュニティ意識は希薄化しつつあります。
- ◇ 特に、若者や市外から転入してきた世帯はつながりを持つ機会が少ないと考えられることから、誰もが参加できる交流の機会を創出する必要があります。
- ◇ 転入者に対して自治会加入の案内を配布していますが、加入は任意のため、案内にとどまるのが現状です。
- ◇ 区長連絡協議会と連携し、区加入促進の取組を行っているものの、年々加入率が低下しており、地域のつながりの希薄化が課題となっています。
- ◇ 地域の実情を把握し、課題の解決に向けた取組を進めるためには、日頃から隣近所同士、顔の見える関係性をつくり、互いに協力する意識を培っておくことが大切です。住民が地域のつながりの重要性を認識し、積極的に交流することができるよう、地域の行事やイベント等への参加を促進し、ふれあい交流活動を通じて地域の絆を深める必要があります。
- ◇ さわやかクラブは11団体344人が登録しており、花壇整備やグラウンドゴルフ、児童との交流など活発に活動しています。しかし、さわやかクラブはクラブ数、登録人数共に減少してきています。
- ◇ 地域コミュニティの維持を目的とした、拠点施設整備のための自治公民館整備事業を行っており、工事費（設計料を含む）の30%以内を補助しています。
- ◇ 地域色づくり事業の見直しを行い、自治会や自主防災組織への配慮を進めています。しかし、戸数の減少により、自治会では地域活動の維持が課題となっています。

みんなで取り組むこと

- ご近所とあいさつをしたり、日頃からの声かけを行い、顔の見える関係を築きましょう。
- 地域で開催される行事等に参加し、積極的に話しかけ、交流を深めるなど地域のことに関心を持ちましょう。
- 行事等に参加する際、隣近所や知り合いに積極的に声をかけましょう。
- 地域の集いの場に参加しやすい環境づくりを行いましょう。
- 様々な団体等の活動に参加し、交流の幅を広げましょう。
- 地域における見守り活動や交流体験、子育て支援活動に参加しましょう。

市や関係団体等が連携して取り組むこと

- 自治会への加入促進に向けて、活動内容の周知を行うとともに、区長連絡協議会など関係団体と連携し、地域住民の理解と参加を促進します。
- 自治会やさわやかクラブ、子ども会等の地域団体の組織化と活動の維持に向けた支援を行うことで、様々な世代の地域住民の交流機会の充実に努めます。
- 自治会の活動を活性化するために、地域活動を支える補助制度を見直しながら充実させています。また、小規模な自治会の活性化に向けて、合併を後押しする新しい補助制度の検討も進めます。
- 地域のサロン活動や健康教室、地域ボランティア活動の活性化の支援に取り組みます。
- 地域で開催される行事やイベントを通じて、年齢や障がいの有無に関係なく誰もが気軽に参加・交流できる居場所づくりを促進していきます。
- イベント内容の充実や周知活動を継続し、ふくしまつりやサロン活動、福祉施設による交流活動などを関係団体と協力して支援しながら、支援者の育成や参加促進を図ります。

2 福祉を「知る」「学ぶ」機会の充実

◆現状と課題

- ◇ 市民のライフスタイルや価値観が多様化する中で、人ととのふれあいを通してお互いに助け合う機会が減ってきています。
- ◇ 市民アンケート調査によると、住民が福祉について理解を深めるためには、福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶ機会が重要であると回答した人は、前回調査と同様に全体の5割以上と高い数値を示しています。
- ◇ 地域では日常的に様々な福祉活動が行われていますが、その内容や意義が市民に十分に認知されていない状況があります。
- ◇ 地域における福祉活動について積極的な情報発信を行い、認知度を向上させることにより、市民の地域福祉推進に対する意識の醸成を図る必要があります。
- ◇ 研修会、講演会、映画上映会、リーフレットの活用等により、健康や介護、人権擁護等に関する啓発を行っていますが、人権擁護に関する啓発の取組を更に進めていく必要があります。

みんなで取り組むこと

- 家族や親族間で、福祉や介護サービスに関して話し合う機会を設けましょう。
- 福祉サービスの内容等に関し、広報紙やホームページ等から積極的に情報を得ましょう。
- 健康づくり講座や医療・福祉に関する講演会等に積極的に参加しましょう。
- 地域において出前講座や生涯学習講座の開催を企画し、参加しましょう。
- 社会福祉法人等が行う地域行事に参加し、身近な施設の事業内容について理解を深めましょう。
- 地域で活動している団体やボランティア等の活動内容を知り、参加したい活動を見つけましょう。

市や関係団体等が連携して取り組むこと

- 各種のイベントにおいて、子育てや保育、健康づくりや生涯学習、在宅介護や人権擁護の取組等について幅広く広報活動を行い、福祉、医療、介護についての話題の提供に取り組みます。
- 広報紙、ホームページ、SNSを活用し、各種施策や団体の取組について情報発信を行います。
- 福祉サービスに関するガイドブックの作成に取り組み、わかりやすい制度の周知に努めます。
- 市民の関心の高い事項や興味の持てる各種講演会等の企画に取り組みます。
- 多様なテーマに対応しながら、関係機関・関係課と連携して内容を検討し、継続的な開催に取り組みます。

- 出前講座の内容の充実と周知に取り組みます。
- 各学校へ福祉教育や体験学習等様々な取組を周知するとともに、総合的な学習の時間や特別活動等の時間において福祉体験活動を充実させていきます。

基本目標2 地域福祉を支える担い手づくり

1 地域福祉活動の担い手の育成

◆現状と課題

- ◇ 本市では、地域住民等が主体となってサロン活動やころばん体操教室などが運営され、高齢者の居場所づくりや介護予防において一定の成果を得ておらず、地域福祉活動の重要性については一定の理解がなされていると考えられます。ただし、その活動を支えるスタッフについては高齢化や固定化、後継者不足などの問題が生じています。
- ◇ 市民アンケート調査では、地域の付き合いの中で、「手助けしてほしいと思うことがある」に対して、「手助けできると思うことがある」の割合は、「10歳代～70歳代」において上回っており、多くの人が困っている人に対し支援ができると考えています。
- ◇ 住民は、福祉サービスの利用者であると同時に地域福祉の担い手でもあります。地域福祉は住民の参加を前提としており、お互いが支え合う地域社会の仕組みづくりが求められています。
- ◇ 地域における福祉活動、ボランティア活動、福祉サービスなどの担い手となるきっかけづくりが必要であり、併せて、その中核を担う人材の確保・育成を行うことが重要な課題となっています。
- ◇ こども食堂（ちいき食堂）・食育イベント等の広報に取り組んでいる一方、保健推進員や食生活改善推進員の活動紹介はあまり実施できていないことが課題となっています。
- ◇ 区長及び民生委員・児童委員調査では、働き世代（40～60歳代）の地域活動への参加が少なく、世代間のつながりが希薄となっているという指摘が挙がっています。また、活動の担い手となる民生委員・児童委員や区長、地域団体の役員のなり手不足により、こども会や敬老会などの地域団体が廃止又は長期間休止している事例もあります。
- ◇ 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の人とその家族の支援者を養成していく必要があります。

みんなで取り組むこと

- 積極的に地域福祉・ボランティア活動に参加しましょう。また、地域で行っている活動等について情報発信しましょう。
- 社会福祉協議会が主催するボランティア養成講座へ参加し、ボランティアに関する知識の習得を目指しましょう。
- 地域で開催されるサロン活動やころばん体操教室が継続して実施できるよう、その運営に参加・協力しましょう。

- サロン活動などで把握できた心配ごとの情報を、地域で共有し、解決する取組を進めましょう。
- これまで積み上げてきた経験や知識を地域の中で生かせるイベントや行事を開催しましょう。
- 地域活動への参加が難しい場合でも「できるときに」、「できることを」、「できる範囲で」取り組んでみましょう。

市や関係団体等が連携して取り組むこと

- 各種広報媒体を活用し、地域福祉・ボランティア等に関する情報発信を強化します。
- ボランティアの種類や経験に応じた講座や研修会を実施し、地域住民のボランティア活動への参加の機会を創出します。
- 地域活動におけるリーダーの養成支援に取り組みます。
- こころの健康づくり講演会の広報や福祉のつどい等各種イベントを通じて、住民の地域福祉活動への参加を呼びかけ、地域福祉意識の醸成を図ります。
- 社会福祉協議会ボランティアセンターを中心に、ボランティア活動等住民による福祉活動を幅広く支援します。
- 認知症の人ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人と家族を支援する認知症サポーターを養成していきます。

2 社会参加の促進

◆現状と課題

- ◇ 市民アンケート調査では、地域活動や行事に「参加したことがない」又は「あまり参加していない」と答えた人は、43.5%と前回調査の38.8%より増加しています。そして、参加をしない理由として「興味の持てる活動がない」と「参加の方法がわからない」と答えた人は合わせて前回調査同様の3割に達しました。
- ◇ 地域活動へ参加しない理由として「仕事や家事などが忙しく時間がない」との回答が最も多く、前回調査同様の4割に達しました。
- ◇ 80歳以上では「手助けしてほしい」と感じる人が多く、「手助けできる」と答えた人は少ないことから、年代によって支援する側・される側の傾向に差があるため、世代間で助け合える仕組みづくりが課題です。
- ◇ 区長及び民生委員・児童委員調査では、地域活動（グラウンドゴルフ、ころばん体操、いきいきサロン等）は充実がみられる一方で、地域間格差が課題として挙げられています。
- ◇ 福祉施設・事業所調査では、地域内の支援者や関係団体が連携できるネットワークの構築と、継続的な情報共有の場となる会議体の整備が課題として挙げられています。また、阿久根市の福祉施策として特に力を入れて取り組むべきこととして、「ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の見守り体制の整備」が求められています。

- ◇ 若者や子育て世代、中高年の各世代において、ライフスタイルに合わせた地域活動への参加方法を検討する必要があります。
- ◇ 地域福祉を推進する上で、市民の福祉活動への参加は必要不可欠であり、全ての市民が福祉や地域の活動について興味や関心を持ち、活動に参加することが重要です。
- ◇ 同時に、地域課題を「我が事」として捉え、福祉に関心を持つ施策の展開が必要です。

みんなで取り組むこと

- 地域で世代を超えた交流の機会の場づくりを行い、子どもから大人までの参加を促進しましょう。
- 行事の種類に応じて、その運営や企画段階から住民の参加を募りましょう。
- 既存の地域行事においても、開催する時間や曜日を検討し、できるだけ多くの住民が参加できる環境づくりを進めましょう。
- 地域のボランティア活動の内容に応じて、活動時間や参加条件などの検討を行い、効率的に多くの人が参加できる活動形態を検討しましょう。

市や関係団体が連携して取り組むこと

- 地域支援事業やポイント事業等を活用し、健康教室やいきいきサロン、ボランティアなどの社会参加活動を促進して、高齢者の健康維持や介護予防を図っていきます。
- 高齢者や支援を必要とする人の困り事や要望を把握し、必要な人材を提供するとともに、連携体制と情報共有の充実により、迅速かつ的確な支援体制の確立を目指します。
- 地域のニーズ調査を行いながら、課題の改善に向けた検討を進めます。
- 福祉サービス事業者と連携し、事業内容の情報発信や地域福祉に係る研修会や勉強会の開催、地域への施設の開放等に対し支援を行い、地域住民との交流の促進を図ります。

3 支え合いネットワークの推進

◆現状と課題

- ◇ 人口の減少、少子高齢化の進行、核家族化の進展などに伴い、住民同士の社会的つながりが薄れ、地域における助け合いの力が弱まってきています。
- ◇ 地域では、高齢者の一人暮らし世帯等の増加や、認知症高齢者、ひとり親世帯等々、「見守り」を必要とする人が増える傾向にあります。また、住民同士の顔が見えにくく、障がいのある人や子育て世帯等で支援を必要とする人が、孤立する可能性もあります。
- ◇ 社会福祉協議会をはじめ、自治会、社会福祉法人など、福祉に関連する活動を行う多くの団体があり、それぞれが目的を持って活動を展開しています。また、ボランティア団体やNPO法人のように、ある特定の目的や課題を共有し、その目的等を達成するために活動している団体があります。

- ◇ 地域福祉を推進する上で、これらの団体の一層の組織強化を図るとともに、団体間のネットワークを構築し、併せて医療機関や福祉・介護施設等と連携を図り、地域の身近な課題を効率的に解決する仕組みづくりが必要です。
- ◇ 災害時の避難支援や日常的な見守り活動を行う上で、地域住民の情報共有が重要であるため、区長及び民生委員・児童委員や関係機関等との連携体制の工夫が求められています。

みんなで取り組むこと

- 見守りが必要な人を見つけたら、民生委員・児童委員や支援機関等に知らせましょう。
- 地域における高齢者の見守り活動や児童・生徒の登下校時における見守り活動に協力しましょう。
- 民生委員・児童委員が活動しやすいよう、連携・協力した環境づくりに努めましょう。
- 独居高齢者等の支援が必要な人の情報を地域で共有する機会を設けましょう。
- 認知症の正しい知識を持ち、地域で認知症の人や家族を温かく見守り、できる範囲の手助けをしましょう。

市や関係団体が連携して取り組むこと

- 地域の生活課題を総合的に解決するため、民生委員・児童委員をはじめ社会福祉協議会、自治会、社会福祉法人等の地域福祉を推進する団体と連携し、支援を必要とする方に対して迅速かつ的確に対応できる、地域福祉ネットワークの構築と連携体制を強化できるように取り組みます。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、見守り活動や交流事業などの地域の支え合い活動を推進します。
- 地域福祉の中心的役割を担う民生委員・児童委員の資質向上や円滑な活動が行えるように、阿久根市民生委員・児童委員協議会に対し、運営支援を行います。
- 自治会、さわやかクラブ、子ども会などの円滑な運営を支援します。
- 家庭相談員のスキルアップや相談機関を拡充し、気軽に相談できる窓口の体制づくりを進めます。
- ボランティアやN P O法人等の活動への理解が得られるよう、市民に対し情報提供や周知を図ります。
- 認知症の人や家族が安心して暮らし続けられるよう、あくね認知症見守りネットワーク事業を推進します。

基本目標3 誰もが笑顔で暮らし続けられる仕組みづくり

1 適切なサービスを利用できる仕組みづくり

◆現状と課題

- ◇ 高齢化率は年々上昇していますが、要介護認定者数は減少傾向が見られます。また、障害者手帳の保有者数は減少傾向がみられるものの、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の保有者数は横ばいで推移しています。さらに生活困窮者やひとり親世帯など、支援を必要とする人も多くいます。
- ◇ 個々の状況やそれぞれのライフステージに応じて必要とされる福祉サービスは異なります。適正なサービスを迅速に受けるためには、課題に対応する窓口に相談することが大切です。
- ◇ 本市では、高齢者等に関する介護をはじめとした相談には地域包括支援センターが、障がいに関する相談は相談支援センターが、子育てに関する相談には子育て支援センターや家庭児童相談室などが相談に応じています。
- ◇ 複雑・多様化する福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、包括的な相談窓口の整備に向けて相談機能の強化や連携の充実が求められています。
- ◇ 市民アンケート調査によると、福祉サービスの情報の入手先は、「市役所や社会福祉協議会の広報紙」が最も多く、次いで「家族・親類」となっています。一方、10~30歳代では「インターネット」が最も多くなっています。今後も広報紙をはじめ様々な広報媒体を活用し、関係団体・機関を通じて、各世代に応じた多様な情報提供の方法を検討していく必要があります。
- ◇ ケアマネジャーを中心に、利用者の希望に沿った支援を行っており、今後は情報連携の迅速化に向けたツールの検討も必要です。
- ◇ 聴覚障がい者への手話通訳者の派遣や、窓口への筆談用メモパッドの設置、外国人への翻訳アプリや多言語パンフレットの活用など、情報のバリアフリー化に取り組んでいます。一方で、筆談の活用事例が少なく、支援者同伴が多い現状や、外国人対応が一部窓口に限られているなど、情報提供の体制には課題があります。

みんなで取り組むこと

- 悩み事や心配事を一人で抱え込まず、周囲の人々に相談しましょう。
- 悩み事を抱えている人が気軽に相談でき、かつ様々なことについてみんなで話し合える環境づくりを行いましょう。
- 広報紙や社協だより、ホームページ、防災行政無線放送、各福祉サービス事業者発行のお便り等から、各種相談に関する情報を得るように心がけましょう。
- 在宅福祉アドバイザーや民生委員・児童委員等に相談して、課題に応じた相談窓口の案内やアドバイスを受けましょう。

市や関係団体が連携して取り組むこと

- 各種相談窓口の連携を強化し、各所管の業務内容の理解を深め、適切かつ迅速な福祉サービスの提供を目指します。
- 相談員のスキルアップや相談機会を拡充し、気軽に相談できる窓口の体制づくりを進めます。
- 地域包括支援センターや子育て支援センター等と保健・医療・福祉分野の関係者が連携を強化し、利用者の希望に沿ったサービスが円滑に提供できるよう、ケアマネジメント体制の充実を図ります。
- 在宅医療・介護連携推進事業の取組を中心に、多職種間の顔の見える関係づくり、情報共有ツールの一本化などを進め、連携の強化を図ります。
- 福祉サービスに関する利用相談、苦情、権利侵害の相談などができる総合的な相談体制や関係機関の連携などの仕組みづくりを推進します。
- 福祉サービスに関するパンフレット等の作成・更新を行い、利用者にわかりやすいサービス内容の説明に取り組みます。
- 高齢者・障がい者・外国人等情報を得ることが困難な人に対し、適切な情報入手が可能となるように、情報のバリアフリー化を推進します。（音声・点字による情報提供、手話通訳者の派遣の充実）
- 市民への的確な情報提供を図るため、広報紙や社協だよりの掲載内容を工夫するとともに、ＩＣＴの活用も含めて、年代や利用方法に応じた迅速かつわかりやすい情報発信やサービス提供に取り組みます。

2 課題を抱える人に必要な支援が届く仕組みづくり

◆現状と課題

- ◇ 本市では、経済的な問題や様々な悩みを抱え、生活に困窮している人を対象に相談を受け付ける生活困窮者自立支援事業を行っています。近年の社会経済状況の変化に応じて、相談件数も多くなっている状況です。
- ◇ 全国的に子どもや高齢者、障がい者への虐待が大きな社会問題となっています。虐待が起こる背景には様々な要因がありますが、多くの虐待は潜在化しており、早期発見による対応が重要です。そのためにも虐待に関する正しい知識を持つとともに、発見した場合の通報機関の周知を図る必要があります。
- ◇ 本市では、要保護児童の早期発見及び適正な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会において支援内容の協議や情報共有を図っています。
- ◇ 関係課と連携しながら、広報紙による啓発や高齢者虐待に関する研修を実施しています。DVに関する情報発信も行っていますが、相談件数は依然として減少せず、継続的な支援と早期対応の強化が課題です。

みんなで取り組むこと

- 地域において支援が必要な人を早期に発見し、必要な支援先へつなぎましょう。
- 生活困窮者自立支援制度の理解を深めましょう。
- 地域の見守り活動を通じて、虐待や暴力の未然防止に協力しましょう。
- 虐待の態様や種類に関して、正しい知識を得ましょう。
- 虐待や暴力が疑われる事例については、児童相談所、市、警察等へ相談・報告しましょう。

市や関係団体が連携して取り組むこと

- 生活困窮者自立支援制度のさらなる周知と、社会福祉協議会及び関係機関との連携を図り、対象者の早期発掘と制度の活用による困窮からの早期の脱却を目指します。
- 生活保護を必要とする世帯の実態と要望を的確に把握しながら、生活保護制度の適正な運用を図ります。
- 虐待や暴力等の問題が深刻化する前に発見し、支援を開始するため、市民、民生委員・児童委員、保健、医療、福祉等関係機関と連携して、市民意識の高揚と未然防止に取り組みます。
- 身近な人の自殺のサインに気づき、必要に応じて専門の相談機関につなぐゲートキーパーの役割を担う人を養成するなど、自殺を未然に防ぐ地域づくりを進めます。

3 人権尊重と権利擁護の推進

◆現状と課題

- ◇ 私たちの住む地域には、子どもや高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ（性的少数者）等、様々な人が生活しています。地域で安心して生活していくためには、お互いの人権や権利、価値観を認め合い、相手を尊重し、思いやる心を持つことが必要です。
- ◇ 子どもや障がい者、高齢者等への虐待や職場等におけるハラスメント、インターネットを利用した人権侵害、感染症や難病等に対する偏見等々、様々な課題があり、これらの解決に向けて、家庭、学校、職場、地域で啓発や教育等を進め人権意識の向上を図る必要があります。
- ◇ 判断能力が不十分な高齢者等の権利が十分に擁護されるよう、成年後見制度等の普及啓発と活用の支援が求められています。
- ◇ 市民アンケート調査によると、「福祉や人権の関心がありますか」の問い合わせについて「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合は6割となっています。一方、「福祉、健康づくり、医療、人権に関する講演会等に参加するようにしていますか」の問い合わせについて「していない」「どちらかといえばしていない」と回答した割合は7割となっていることから、関心は一定程度あるものの、参加には至っていない市民が多く、啓発の機会や参加しやすい環境づくりが課題となっています。

みんなで取り組むこと

- 福祉や人権に対し、関心を持ち、正しい知識を身に付け、相手を思いやる気持ちを育みましょう。
- 高齢者や障がい者等、配慮が必要な人への理解を深め、手助けをしましょう。
- 市や社会福祉協議会等の団体から発信される情報を共有し、必要な人に伝えましょう。
- 人権や福祉に関する講演会やイベント等へ積極的に参加しましょう。

市や関係団体が連携して取り組むこと

- 地域で暮らす一人ひとりが個人の尊厳やプライバシーを理解しながら、相手を思いやり、お互いを大切にする意識や心を育むために、多様な媒体を活用し人権意識の啓発を推進します。
- 定期的に特設人権相談所を開設することで、相談しやすい環境を整備するとともに、人権擁護委員の活動についても周知を図ります。
- 学校や関係機関と連携し、全ての住民の自立や社会参加を妨げることのないよう、福祉についての正しい理解・認識を深めるための教育を充実します。
- 全学校での高齢者や障がい者の人権に関する教育の研修の充実に向けて取り組むとともに、児童・生徒への学びの場の創出に向けて啓発を行っていきます。
- 他のイベントに合わせた広報活動のほか、広報紙等も活用し、人権擁護に関する広報に努めます。
- 人権啓発イベントや男女共同参画に係る広報・啓発活動を充実し、共に生きる社会の実現に努めます。
- 「障害者週間」等において、関係団体・機関と連携し、街頭啓発や展示等を行い、障がい者への理解の促進を図ります。
- 子どもや家庭を取り巻く問題は、複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応が重要であるため、関係機関との更なる連携の強化と役割分担の明確化を徹底し、支援の質の向上に努めます。
- 高齢者、障がい者、児童への虐待に対し、医療、保健、教育、警察、その他専門機関等を含めた虐待防止ネットワークを構築し、虐待の未然防止と早期発見、早期対応に取り組みます。
- 判断能力に不安がある高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の財産や権利を守るための成年後見制度の利用について周知を図り、その活用について支援をします。

4 地域における安全対策と災害時の支援体制

◆現状と課題

- ◇ 社会環境の変化による、ネット犯罪や高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺等、犯罪の多様化が進んでいます。地域で犯罪を未然に防ぐことができるよう、市民一人ひとりの防犯意識の向上や、犯罪予防活動への取組が必要です。
- ◇ 地域住民や各事業所の協力による登下校時の見守りや声かけを行い、子どもたちの安全を確保する活動が続いている。
- ◇ 認知症の高齢者が行方不明になるケースが発生しており、特に早朝や夜間は目撃されにくいため、公共施設や店頭のカメラが捜索の手がかりとなることがあります。
- ◇ 交通安全意識の浸透や自動車の安全性能の向上などにより、交通事故による死者数は年々減少していますが、引き続き交通安全活動の促進する必要があります。
- ◇ 東日本大震災や熊本地震をはじめ、頻発する自然災害を契機として、防災を含めた地域全体の安心・安全なまちづくりに対する住民意識が高まっています。同時に、自主防災組織等の地域コミュニティが果たす役割の重要性が再認識されています。
- ◇ 市では、地域防災計画に基づき、各種対策を講じていますが、高齢者、子ども、乳幼児、妊産婦、障がい者（児）等の要配慮者や避難行動要支援者の安全の確保については、自主防災組織及び福祉ボランティア団体のほか、地域住民自らによる避難誘導や支援体制の確立が求められています。
- ◇ 行政と社会福祉協議会による災害時の対応や支援を充実させていくとともに、自主防災組織の活動の活性化を図り、災害が起きた時の安全な避難や支え合いができるような地域づくり・関係づくりを後押ししていく必要があります。
- ◇ 前期計画は大規模災害等が発生していないため、避難行動要支援者名簿を使用しての安否確認等は行われませんでしたが、緊急時の迅速な対応が行えるよう体制整備を図っていく必要があります。

みんなで取り組むこと

- 地域の防犯活動へ積極的に参加しましょう。また、近所の子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないように見守りましょう。
- 消費者被害を防止するため、地域で情報を共有しましょう。
- 交通事故の危険性を認識し、日頃から交通ルールやマナーを遵守して運転するとともに、子どもや高齢者などの近くを通過するときは、徐行するなど思いやりを持った運転をしましょう。
- 地域住民の防災、防犯意識や自分たちで地域を守る意識を高めましょう。
- 地域の自主防災組織の活動や防災に関する訓練、講座等に参加しましょう。
- 自らの身の安全は自分で守る意識を持ちつつ、災害発生時において、要配慮者を支援しましょう。

- 地域で防災訓練や避難所での対応訓練などを実施するとともに、非常時の備蓄や避難場所と避難経路の確認など、個人や家族でも災害時に備えましょう。

市や関係団体が連携して取り組むこと

- 関係機関・団体との連携により、高齢者等が参集するあらゆる機会を通じて防犯や交通安全に対する講習会・教室等を実施し、意識啓発や地域での防犯・交通安全活動の促進を図るとともに、イベント内容のさらなる充実と認知度向上に向けた周知活動を推進します。
- 高齢者が被害に遭いやすい振り込め詐欺等について、消費生活相談などを通じて被害防止に努めます。
- 住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図ります。
- 防災訓練等を通じて、消防、警察など防災関係機関と連携し、災害時の初動体制の強化に努めます。
- 避難行動要支援者の把握に取り組み、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防組合等と連携し、災害時の安全確保に努めます。
- 災害発生時の安否確認、避難支援体制の構築、避難後の生活への配慮や福祉避難所の指定等、要配慮者や避難行動要支援者に配慮した防災対策を推進します。
- 災害後の復旧に向けて、関係機関や社会福祉協議会災害ボランティアセンターと連携を図り、事象が発生した場合に速やかな復旧が行われるよう、平時における連絡体制を構築します。

第6章 阿久根市再犯防止推進計画

第6章 阿久根市再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は平成 14 年 (285 万 3,739 件) をピークに減少を続け、令和 3 年 (56 万 8,104 件) には戦後最少となりました。

この数字は諸外国と比較しても、我が国の治安の良さを示しており、令和 4 年 3 月に公表された内閣府の世論調査では、8割を超える国民が現在の日本は治安が良く、安全で安心して暮らせる国だと回答しています。

他方、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の再犯者率は上昇傾向にあり、令和 3 年には 48.6% と刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

このような再犯の傾向は、第一次再犯防止推進計画を策定した平成 29 年当時においても同様であり、政府は「新たな被害者を生まない安心・安全な社会を実現」に向けて、再犯防止の取組を重要な政策課題と位置付け、国・地方公共団体・民間協力者等の連携による施策を推進してきました。

これまでの取組を検証し、必要な改善を図るとともに、新たな施策も含めて再犯防止施策をさらに深化・推進するため、令和 5 年 3 月には「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。同計画では、犯罪をした者が地域社会の中で孤立することなく、安定した生活を送れるよう、個々の課題に応じた「息の長い」支援と、相談拠点及び民間協力者を含めた「地域の支援連携（ネットワーク）拠点」の構築、国・地方公共団体・民間協力者等の連携をさらに強固にすることが基本的な方向性として示されています。

阿久根市では、この国の方針を踏まえ、地域福祉計画と一体的に策定することで、地域の実情に応じた再犯防止施策を展開し、安心・安全な地域づくりを推進するため、「阿久根市再犯防止推進計画」を策定します。

再犯防止に関する国の主な動向		
平成 24 年	「再犯防止に向けた総合対策」を決定	・再犯防止に向け、政府全体として取り組むべき 4 つの目標を掲げる
平成 28 年	「再犯防止等の推進に関する法律」施行	・地方自治体の責務を明記し「地方再犯防止推進計画」の策定が努力義務化
平成 29 年	「再犯防止推進計画」閣議決定	・就労・住居の確保など 7 つの重点課題と施策をまとめる
令和 5 年	「第二次再犯防止推進計画」閣議決定	・3 つの基本的な方向性と 96 の施策体系に整理

2 再犯防止推進計画の概要

(1) 阿久根市再犯防止推進計画の位置付け

「阿久根市再犯防止推進計画」は、再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」です。

(2) 阿久根市再犯防止推進計画の計画期間

本計画の期間は、阿久根市第2次地域福祉計画に合わせて、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画期間中における取組の進歩状況に応じ、必要が生じた場合は柔軟に見直しを行います。

(3) 計画に基づく再犯防止施策の対象者と再犯防止の定義

本計画に基づく再犯防止施策の対象者は、再犯防止推進法第2条において「犯罪をした者等」と定義されており、これは犯罪をした人、非行少年又は非行少年であった人を含むものです。阿久根市ではこの定義を踏まえ、計画の中でこれらの人々を「犯罪をした者等」と表現し、支援の対象とします。

また、「再犯の防止等」とは、これらの対象者が再び犯罪や非行に至ることを防ぐことを意味し、非行少年の非行をなくすことや、非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことも含まれます。

これらの定義は、再犯防止推進法第2条において、次のように定められています。

■再犯防止施策の対象者

【再犯防止推進法】

(定義)

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

3 阿久根市の再犯防止を取り巻く状況

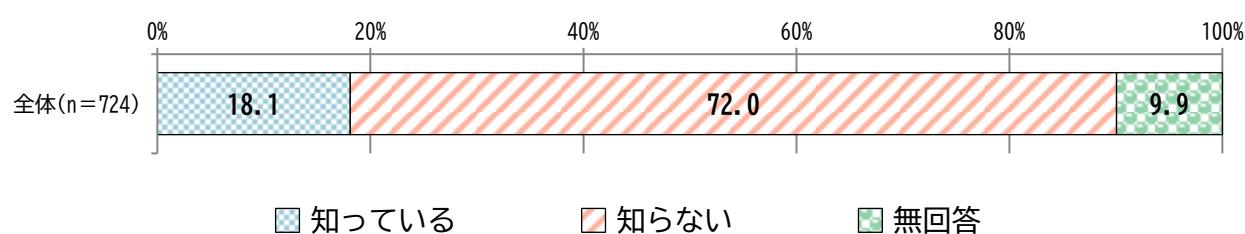
阿久根市の人口 1 万人当たり犯罪認知件数（P21 掲載）については、令和 4 年に急増しています。

また、令和 6 年の犯罪認知件数を他市と比較すると、人口 1 万人当たり認知件数は県内において比較的低いと言える状況にあります。

アンケート調査結果（再犯防止設問）① 社会を明るくする運動の認知度

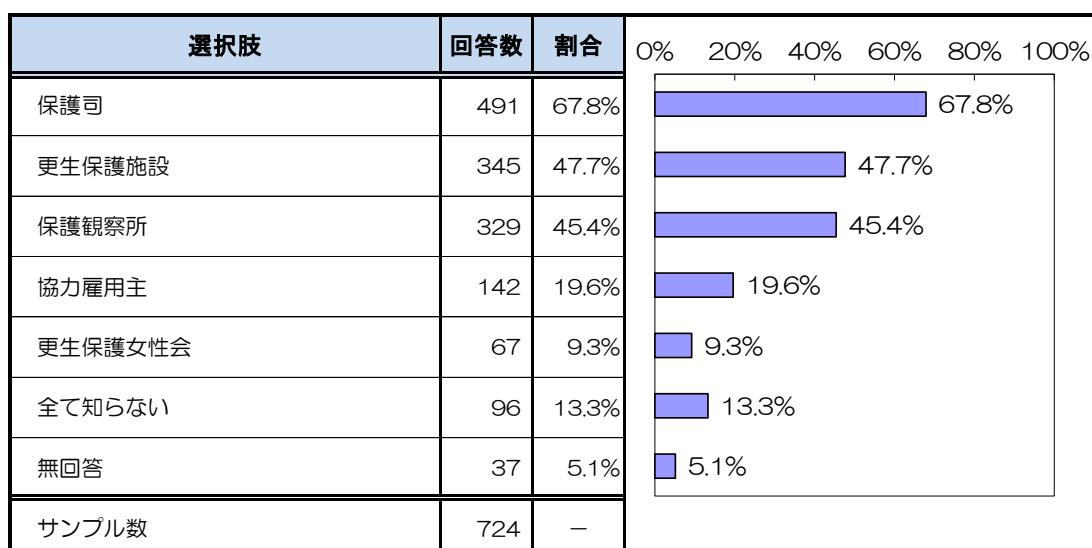
社会を明るくする運動の認知度については、全体では「知っている」が 18.1%、「知らない」が 72.0% となっています。

〈単数回答〉



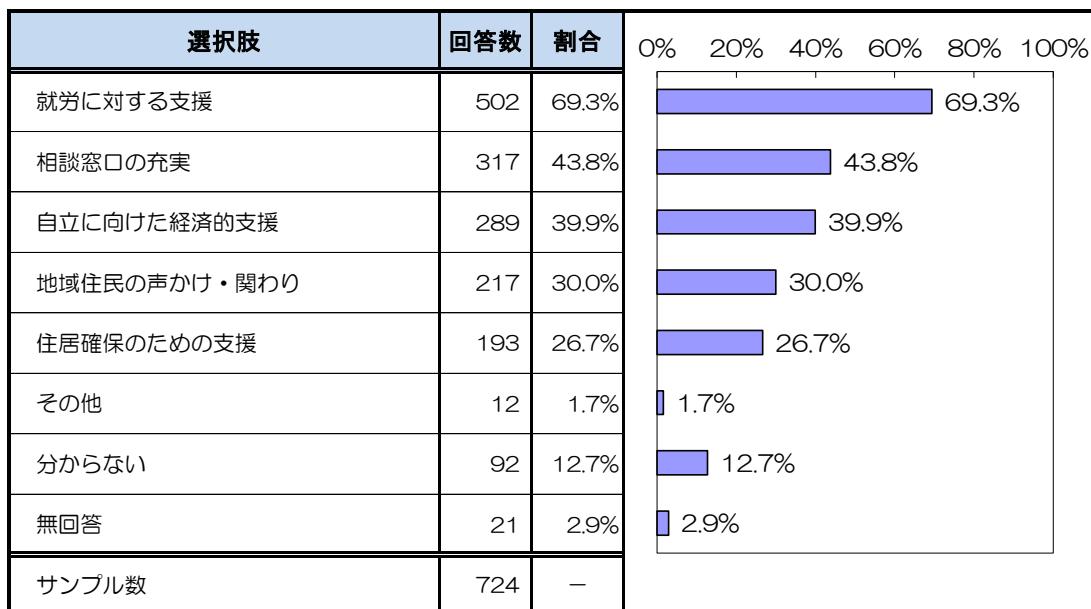
アンケート調査結果（再犯防止設問）② 再犯防止に関連する施策・団体の認知度（複数回答）

再犯防止に関連する施策・団体の認知度については、「保護司」が 67.8% と最も高く、次いで、「更生保護施設」の 47.7%、「保護観察所」の 45.4% の順となっています。



アンケート調査結果（再犯防止設問）③ 罪を犯した人が更生して地域社会で生活するために必要な支援（複数回答）

罪を犯した人が更生して地域社会で生活するために、どのような支援が必要かについては、「就労に対する支援」が 69.3% と最も高く、次いで、「相談窓口の充実」の 43.8%、「自立に向けた経済的支援」の 39.9% の順となっています。



4 取組の内容

阿久根市では、国及び県の再犯防止推進計画を踏まえ、5つの課題を設定し、再犯防止に向けた取組を推進します。

(1) 国、県及び民間団体等との連携強化

【現状と課題】

国においては、国、県及び市町村は、それぞれの役割を踏まえ、相互に連携しながら再犯の防止等に向けた取組を推進することが求められています。

鹿児島県においては、県地域生活定着支援センターが、鹿児島保護観察所の依頼に基づき、矯正施設出所予定者及び出所者等に対し、福祉サービスのニーズ確認等を行った上で、受入施設等のあっせん又は福祉サービスの申請支援等を行い、矯正施設出所後に社会福祉施設等を利用している者に関しては、当該施設等に対して必要な助言を行うなどの取組を行ってきました。また、関係機関・団体で構成する「鹿児島県再犯防止推進会議」において、本計画の進行管理等を行い、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

今後は保護観察や更生緊急保護の期間を終えた者等の再犯防止及び改善更生に取り組むことも重要であり、また、国の第二次計画においても「国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していく必要がある」という課題が確認されていることからも、関係機関・団体等が相互に連携した支援を一層推進していく必要があります。

国の示す阿久根市の役割としては、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努めることが求められており、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されています。

【市の取組】

阿久根市では、保護観察所をはじめとする国の刑事司法関係機関や、保護司会などの更生保護団体と連携し、必要に応じて市の関係課との情報交換や意見交換を行う場を設けることで、支援体制の強化を図ります。

（2）就労及び住居の確保

【現状と課題】

鹿児島県においては、不安定な就労が再犯の要因となっていることに鑑み、犯罪をした者等を含む離転職者等に対する職業訓練の民間教育訓練機関等への委託による実施などに取り組んできました。

保護観察対象者等の中には早期離職する者や頻回転職する者もおり、令和4年中の鹿児島県における保護観察終了時人員 210 人のうち、61 人（29.0%）が保護観察終了時に無職でした。

また、令和5年4月1日の協力雇用主数は487社に比べ、令和7年6月1日現在は、447社となっており、減少傾向にあります。これら、保護観察対象者等の就労支援のほか、非行少年、暴力団離脱者、障がい者・生活困窮者等に対する就労支援や協力雇用主の開拓・確保への支援、就労支援に係る広報の実施に引き続き取り組む必要があります。

本計画において阿久根市が実施した市民意識調査では、「罪を犯した人が更生して地域社会で生活するために必要な支援」として、約7割の市民が「就労に対する支援」を挙げており、就労の確保に向けた支援は市民からも強く求められています。

また、国では、適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから明らかのように、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯防止等を推進する上で最も重要な要素の一つだと示されています。

鹿児島県では、依然として満期釈放者のうちの一部の者が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があるなどの課題があります。

阿久根市においても、犯罪をした者等の一時的な居場所の確保等への支援や地域社会における定住先の確保に取り組むことが求められています。

【市の取組】

犯罪や非行をした人の立ち直りには、地域社会の中に居場所と仕事をつくることが重要です。就労支援として、市内の事業者に対し協力雇用主制度の広報周知を図り、建設工事等入札参加資格審査における協力雇用主に対する優遇措置を設けるほか、住宅困窮者に対し市営住宅を提供するなど、就労機会や住居を確保するための取組を推進します。また、生活保護に至る前の段階において、生活や就労の自立に向けた包括的な支援に取り組みます。

(3) 保健医療及び福祉サービスの利用の促進

【現状と課題】

高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています。

国においては、これまで、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景として再犯に及ぶ者がいることを踏まえ、高齢者や知的障がい、精神障がいのある者等、福祉的ニーズを抱える者をより的確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること、支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図ることなどの課題もあり、これらの課題に対応した取組を更に進めることができます。

阿久根市においても、関係機関等との連携強化、相談支援体制の整備、高齢者・障がい者・生活困窮者等への支援及び支援に係る広報の充実に取り組むことが求められています。

【市の取組】

犯罪をした高齢者又は障がい者等であって自立した生活を営むまでの困難を有する人等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。

高齢者や障がい者などの福祉サービスの充実を図るほか、各分野における計画を策定する際に、再犯防止の観点を踏まえた取組を盛り込むよう努めます。

(4) 非行の防止と学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施

【現状と課題】

社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められることが多い実情にあることを鑑み、国においては、修学支援の取組で一定の成果を上げてきました。

しかしながら、依然として、少年院出院時に復学・進学を希望している者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題があります。

鹿児島県においては、県内における令和4年中の刑法犯再犯者中、少年の再犯者数は39人と前年より3人減少しましたが、令和5年中における少年の再犯者数は44人に増加しており、非行が修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘もあります。

このような状況も踏まえ、阿久根市においても、非行の未然防止と修学支援の充実に向けて、関係機関との連携、相談体制の充実、非行少年に対する支援、学校における適切な指導等の実施に取り組むことが求められています。

【市の取組】

保護司の活動内容の周知、犯罪の未然防止などを目的として、区長連絡協議会など市内の団体を対象とした保護司等による出前講座の開催について検討します。また、矯正施設等に入所し、その後、出所して復学する児童生徒がいる場合は、学校ごとに適切に教育を受けられる環境を整えるなどの配慮を行います。

(5) 民間協力者の活動の促進、広報及び啓発活動の推進

【現状と課題】

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられており、その活動は、SDGsに掲げられたマルチステークホルダー・パートナーシップを体現し、「持続可能な社会」・「インクルーシブな社会」の実現に欠かせない尊いものであり、社会において高く評価されるべきものです。

国はこうした民間業者が果たす役割の重要性に鑑み、また、民間協力者が「息の長い」支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、民間協力者の活動の推進と連携を一層強化するよう求められています。

法務省によると、鹿児島県における民間協力者の活動状況は、令和7年7月1日時点での保護司数は849人、令和7年1月1日時点でのBBS会員は114人、令和7年4月1日時点の更生保護女性会員は805人、令和7年6月1日時点の協力雇用主は447社となっています。

民間協力者は、再犯防止の推進に係る「息の長い」支援を行う上で重要な存在のため、阿久根市においても、民間協力者の活動に対する支援や活動に関する広報の充実に取り組むことが求められています。

【市の取組】

阿久根市では、保護司会による「社会を明るくする運動」などの地域活動を支援し、更生保護事業の普及啓発に努めています。また、地域の犯罪予防に取り組む保護司などの民間協力者を表彰し、その活動の意義を広く周知することで、市民の理解と協力を促進します。

※BBS会：様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年の問題解決を支援し犯罪や非行のない地域社会実現を目指す青年ボランティア団体

第7章 計画の推進体制

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進と評価

地域福祉計画は、地域福祉を総合的に推進するための指針であることから、福祉分野の各計画である「高齢者保健福祉計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などについて、横断的な協議、意見交換を行います。

本計画の推進を図るため、地域住民、自治会、自主防災組織、福祉事業者、社会福祉協議会及び行政の協働のもと、推進体制を整備し、各事業の実施状況の把握・評価を行っていきます。

また、各種感染症の拡大・流行の防止に対する各種施策を実施し、本計画の円滑な推進を図ります。

2 各種連携・協働による地域福祉の推進

(1) 市民・地域との協働

市民が住み慣れた地域で共に暮らしていくためには、市民一人ひとりが、地域社会の一員であることの自覚を持ち、福祉に対する意識や認識を高め、地域の問題に关心を持ち、地域の担い手として、積極的に地域福祉活動に参画できる仕組みづくりが必要です。

そのため、市民と行政が、より相互理解を深めることができるよう、地域福祉計画や地域福祉に関する情報を広報紙やホームページなど多様な媒体を活用し、広く市民に周知し、意識啓発を図ります。

また、地域福祉活動に主体的に参加できるよう、意識の高揚と人材育成を推進し、地域住民と行政が相互に連携を図りながら、役割を果たしていく基盤づくりを進めます。

(2) 阿久根市社会福祉協議会との連携

平成12年の社会福祉法の改正により、社会福祉協議会は社会福祉法人のなかでも、特に地域福祉を推進する中心的な団体であると規定され、地域住民や幅広い福祉関係者の参加により、時代の変化と地域に密着した福祉サービスや福祉活動事業を実施しており、民間福祉団体の先導役としての中心的な役割を果たしています。

また、阿久根市社会福祉協議会が策定することとなっている地域福祉活動計画は、本計画の理念と目指す姿を踏まえ、その実現に向けた行動計画となります。

今後は「地域福祉活動計画」策定に向け、阿久根市社会福祉協議会と情報を共有し、連携を強化するとともに、本計画との整合を図ります。

（3）関係機関との連携

地域福祉の推進に当たっては、地域福祉の推進に向け、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、地域で活動する団体、福祉事業関係者などが、それぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して主体的に取り組むことが必要です。

このため、各主体に対して、地域福祉に関する情報を発信するとともに、地域における地域包括支援センター、子育て支援センターなどとの連携・協働の取組を促進し、効果的な地域福祉の推進を図ります。

（4）庁内の関係部署との連携・情報共有

福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、庁内の関係部署による横断的な連携や調整機能を強化するため、地域福祉に関わる情報共有の徹底を図ります。

また、関係部署が同じ方向に向かって施策・事業を推進していくためにも、計画を周知し、各種連携し、情報の共有化を図りながら、本計画の推進に取り組みます。

3 計画の周知

地域福祉は、行政だけでなく、担い手となる市民、事業者、関係団体等が互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら一体となって取り組んでいくことが大切です。

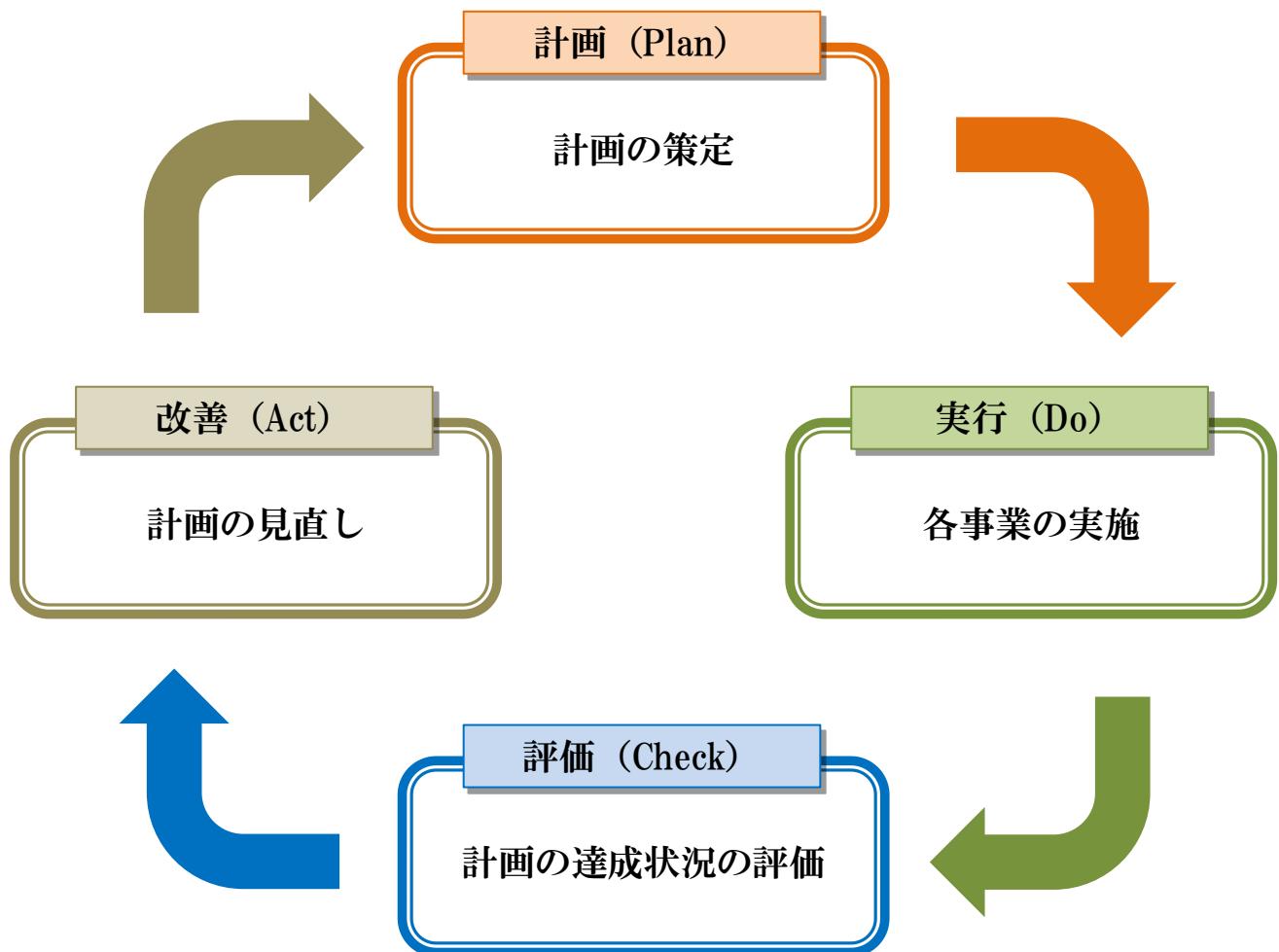
地域福祉計画・地域福祉活動計画を実行性のあるものとして推進していくためには、本計画が目指す地域福祉の方向性や諸施策、活動内容についての十分な周知、そして理解が得られることが重要です。そこで、広報紙やホームページなど多様な媒体を活用することによって、本計画の進捗状況などを公表し、地域福祉について幅広い啓発に努めます。

4 計画の進行管理

本計画は、「阿久根市まちづくりビジョン」における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、地域福祉を推進する基本計画でもあります。

本計画の実効性を確認するため、計画の進捗状況を定期的に点検・評価するとともに、社会状況や国の福祉制度の状況を把握し、見直し・改善を行うなど適切な進行管理に努めます。

計画の進捗状況の点検・評価については、P D C Aサイクルの考え方従って、進行管理を実施し、計画全体の継続的な評価・改善を行うことにより、計画を推進し、次期計画へつなげていきます。



資料編

資料編

1 阿久根市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画を策定するため、

阿久根市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) その他計画策定に関し必要な事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 社会福祉団体の関係者
- (2) 高齢者団体の関係者
- (3) 障がい者団体の関係者
- (4) 保健・医療の関係者
- (5) 児童福祉の関係者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が定められていない場合にあっては、市長が会議を招集する。

2 阿久根市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

番号	所 属 (組織名)	役 職	氏 名
1	阿久根市社会福祉協議会	事務局次長	川原 泰博
2	阿久根市民生委員児童委員協議会	会 長	井上 浩一
3	阿久根市さわやかクラブ連合会	会 長	新坂上 誠
4	阿久根市身体障害者福祉協議会	会 長	川原 陸奥雄
5	出水郡医師会阿久根・長島支部	出水郡医師会広域医療センター院長	内匠 拓朗
6	阿久根市子ども会育成連絡協議会	会 長	高崎 良二
7	出水保健所	所 長	岩松 洋一
8	鹿児島県立出水特別支援学校	校 長	堀脇 広樹
9	阿久根警察署	生活安全刑事課 課長代理	野下 修平
10	阿久根市女性団体連絡会	会 長	高村 和恵
11	阿久根市こども保健課	保健予防係長	尾上 京子
12	阿久根市介護長寿課	地域包括支援係長	松崎 正幸
13	阿久根市教育委員会学校教育課	教育保健係長	篠原 千美子

3 用語解説

＜あ＞

ＩＣＴ

「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略称で、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。情報技術（IT）を拡張した用語であり、電話線やワイヤレス信号による通信とコンピュータ、そして主要な企業アプリケーション、ミドルウェア、ストレージ、視聴覚システムなどを統合し、利用者が情報をアクセス、保存、送信、操作できるようにする技術のこと。

ＳＤＧｓ

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、2000年に国連のサミットで採択された「MDGs (エムディージーズ／ミレニアム開発目標)」が2015年に達成期限を迎えたことを受けて、MDGsに代わる新たな世界の目標として定められたもの。2015年9月の国連サミットで採択され、国連加盟193か国が2016年から2030年までの15年間で達成する目標となっており、先進国と途上国が一丸となって達成すべき目標で構成された国際社会共通の内容となっている。

ＳＮＳ

「Social networking service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」の略称で、Web上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスのこと。友人同士や同じ趣味を持つ人同士、近隣地域の住民が集まったりするなど、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスなどがある。

インクルーシブな社会

「インクルーシブ」とは、直訳で「包括した」「包含した」などを意味する言葉。「インクルーシブな社会」とは、介護や障害などの有無を問わず、誰も排除されることなく、すべての人が差別なく受け入れられる共生社会を目指す理念、考え方。

＜か＞

ゲートキーパー

地域や職場、教育、その他様々な分野において、身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。「命の門番」とも言われている。

子育て支援センター

保健師等の専任の子育てアドバイザーが乳幼児とその保護者を対象に、地域の保育所の協力を得て、育児不安や出産・子育てに関する様々な相談指導や子育て情報の提供、子育てサークルの育成支援を行ったり、親子のふれあい遊びや育児講座などを行っている。また、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供している。

<さ>

在宅福祉アドバイザー

寝たきりやひとり暮らしの高齢者等を訪問し、「高齢者への在宅福祉サービスの情報提供」、「在宅福祉サービスに対するニーズを掘り起こしと具体化」、「高齢者ごとの在宅福祉利用計画づくりの推進」など、在宅福祉サービスの円滑かつ効果的な推進を図るボランティアのこと。

性的マイノリティ

レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心の性別と体の性別が違う人、性別に違和感をもつ人）などの方々の総称。恋愛対象として好きになる人の性がないという人や、自分の性別を決めていない、または男女どちらでもあると感じている人、自分の性を決められない、または迷っている人など、数えきれないほどの形がある。

<た>

ダブルケア

子育てと親や親族の介護が同時期に発生し、複数のケアに携わる状態のこと。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等の把握、利用者からの相談等を通して、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの利用につなげる支援を実施している機関。

<は>

8050 問題

引きこもりの若者が存在していたがこれが長期化した結果、収入がない「80」代の親が「50」代の子どもの生活を経済的に支えているという問題のこと。

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため「特に支援を要する人」のこと。

<や>

要配慮者

災害対策基本法の規定により、災害時の避難行動や情報受伝達、避難生活等に「特に配慮を要する人」であり、「高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊娠婦、外国人など、特に配慮を要する人」のこと。

<ら>

隣保協同

隣近所の家々や人々同士で、役割を分担しながら力と心を合わせて助け合うこと。

ライフステージ

人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの生活環境の段階のこと。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

阿久根市第2次地域福祉計画
【令和8（2026）年度～令和12（2030）年度】

発行：阿久根市役所 福祉課

発行年月：令和8年（2026年）3月

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地

TEL（0996）73-1240 FAX（0996）73-0297